

神戸市開発指導要綱（改訂）

第1部、第2部 平成20年1月1日
第3部 平成20年10月1日

神 戸 市

目 次

第 1 部 神戸市開発基準	1
第 1 章 総 則	1
第 2 章 基本計画	3
第 3 章 公共施設計画	6
第 4 章 公益施設計画	10
第 5 章 雑 則	12
附 則	13
第 2 部 神戸市開発技術基準	16
第 1 章 総 則	16
第 2 章 道 路	17
第 1 節 開発区域内道路	17
第 2 節 開発区域外道路	22
第 3 節 自転車道等	24
第 4 節 緩 衝 帯	24
第 5 節 歩道その他の道路	24
第 6 節 舗 装	37
第 7 節 排水施設	38
第 8 節 交通安全施設等	43
第 9 節 占 用	50
第 10 節 道路の引継	60
第 3 章 公 園	61
第 4 章 上 水 道	63
第 5 章 下水道施設	64
第 6 章 河 川	74
第 7 章 消防水利	83
第 8 章 防災計画	97
第 1 節 宅 地	97
第 2 節 建 物	98

第9章	公害（水質保全）	・・・・・・・・・・・・・・・・	105
第10章	環境事業施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	106
第11章	公益施設用地	・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第12章	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	附則	・・・・・・・・・・・・・・・・	109
第3部 開発事業に伴う公共施設等の整備に関する要綱			・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第1章	総則	・・・・・・・・・・・・・・・・	112
第2章	公共施設の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	114
第3章	公益施設の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	116
第4章	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	附則	・・・・・・・・・・・・・・・・	119

神戸市開発基準

一部改訂	昭和 55 年 1 月 1 日
一部改訂	昭和 57 年 12 月 10 日
一部改訂	昭和 60 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 3 年 6 月 1 日
一部改訂	平成 7 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 10 年 10 月 1 日
一部改訂	平成 12 年 1 月 1 日
一部改訂	平成 20 年 1 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この基準は、神戸市の特質を生かした開発を計画的に行い、均衡ある健全な市街地の形成を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市街化区域の開発については、根幹となるべき公共施設等の整備に伴って段階的に行うものとする。

(適用対象事業)

第 2 この基準は、宅地開発又は中高層等の住宅建設等を目的とする次に掲げる事業で都市計画法第 7 条第 1 項に定める市街化区域内において行われるものを対象とする。

- (1) 都市計画法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 10 号に掲げる都市計画施設の整備に関する事業
- (2) 都市計画法第 12 条第 1 項第 1 号（公共団体区画整理補助事業を除く。）から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事業
- (3) 都市計画法第 29 条第 1 項本文の規定に基づく許可が必要な開発行為
- (4) 公有水面埋立法による埋立事業
- (5) 40 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によってその戸数分を除く。）以上の住宅建設事業（都市計画事業に関連して施行される事業を除く。以下同じ。）ただし、第 42 に規定する基準については 20 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によってその戸数分を除く。）以上の住宅建設事業。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、この基準を適用しないことができる。

- (1) 都市再開発法による市街地再開発事業

(2) 住宅地区改良法による住宅地区改良事業

(定 義)

第 3 この基準において「開発事業」とは、第 2 に規定する適用対象事業をいう。

2 この基準において「施行者」とは、開発事業を施行する者をいう。

3 この基準において「公共施設」とは、道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、運河、水路及び消防水利施設をいう。

4 この基準において、「公益施設」とは、行政施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、交通施設、環境事業施設その他公益上必要な施設をいう。

(関係法令等の遵守義務)

第 4 施行者は、この基準を遵守するとともに、関係法令、関係条例、規則、要綱、本市都市環境基準、その他の基準を遵守するものとする。

2 この基準その他関係法令等の適用に際して明らかでない事項については、事前に市長と協議の上、その指示に従うものとする。

第 2 章 基 本 計 画

(基本原則)

第 5 開発事業の基本計画においては、都市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地の形成に必要な公共公益施設及び宅地に関する適正な計画を定めるものとする。

2 前項の計画を定めるにあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって安全で快適なものとなるよう十分配慮して定めるものとする。

(開発地区の選定)

第 6 施行者は、開発地区の選定にあたっては、その立地条件、市街化の動向及び将来計画等を把握して定めるものとし、文化財の分布する地区、良好な自然地を含む地区、急傾斜地を含む地区及び地すべりを生じやすい地区、その他災害の恐れのある地区については、事前に十分調査を行うものとする。

2 施行者は、前項に基づく調査の結果、文化財が多く分布する地区、特に良好な自然地を含む地区、危険な急傾斜地を含む地区、大規模な地すべりを生じる恐れのある地区その他災害危険地であることが明らかになった地区については、努めて開発を避けるものとする。

(開発の規模)

第 7 開発の規模は、開発事業を遂行するために必要とする資力、能力及び施行期間等を勘案して定めるものとする。

(開発区域の設定)

第 8 開発区域は、やむを得ない場合を除き、道路、河川、運河、鉄道、その他土地の範囲を表示するのに適当な施設で、開発事業の施行により、その位置が変更しないものを区域境界とするものとし、必要に応じ、当該施設を区域に含めるものとする。この場合において、開発事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画として決定されている公共施設の用に供する土地を除外して定めないこととする。

(土地利用計画)

第 9 土地利用計画にあたっては、その前提となる神戸市総合基本計画等上位計画に基づき、土地利用の区分を明確にし、周辺地域をも勘案した人口計画並びに都市施設の計画及び配置について検討し、適正な土地利用を図るものとする。

2 前項の場合において、道路、公園、その他の施設に関する都市計画が定められているとき、又はそれらの施設の整備及び配置の計画があるときは、それらに適合して定めるものとする。

(自然地の保存、回復及び緑化)

第 10 施行者は、開発区域内において、良好な自然条件を備え、景観上すぐれた環境を有する土地については、その自然的効用を確保するため、自然地として保存するものとする。

2 市街地の拡大や連担防止のため、もしくは周辺的环境を阻害しないために、開発区域の周辺は自然地を保存するものとする。

3 施行者は、開発によって生じた裸地について、緑化等により、自然地の復元・回復に努めるものとする。

(環境保全)

第 11 施行者は、開発地区の選定並びに土地利用計画及び環境整備計画の策定にあたっては、市民の健康を守るため、公害の発生を未然に防止し得るよう措置するものとする。

2 施行者は、開発事業のうち神戸市環境影響評価等に関する条例及び関係法令その他特別の定めのあるものについては、環境影響評価を実施するものとする。

(防災計画)

第 12 防災計画においては、地形、地質、過去の災害等の調査を十分行い、宅地として安全な状態に維持できるよう考慮し、開発区域及びその周辺地域に災害が発生しないよう計画するものとする。

2 爆発、火災等の災害発生及び救急事故に対して、迅速かつ有効な防災活動、復旧活動が行えるような街区を計画するとともに、中高層建築物へ消防はしご車等が容易に接近できるよう通路、隅切、保有距離を確保するものとする。

(人口計画)

第 13 開発区域の人口計画にあたっては、住民が均衡ある社会生活を営めるよう適正に計画するものとし、独立住宅の敷地面積は、原則として 100 m²以上とする。なお、1戸当り人員については、次の数値によるものとする。

1戸当り人員 集合住宅 2.6人 (住戸専用面積 30 m²未満のワンルーム

マンションは 1.0人)

独立住宅 3.0人

2 施行者は、上水道施設、下水道施設、教育施設、交通施設等公共公益施設の整備

計画に基づき、人口定着計画を定めるものとする。

(住区の規模、構成)

第 14 住区はおおむね 8,000 人ないし 10,000 人が居住することができる区域とし、幹線街路、鉄道、河川等で分断されず適正な配置及び規模を有する公共公益施設を備えた良好な居住環境が確保されたものとする。

(住宅街区の規模、構成)

第 15 住宅街区は、地形、地盤の性質、日照、通風、採光、予定される住宅の規模、用途、構造等を考慮して定めるものとする。

特に独立住宅街区においては、長方形又はこれに近い形状とする。

(工業地計画)

第 16 工場の建設を主とする開発においては、予定される工場等の配置を考慮して、効率的な街区及び規模を計画するものとする。この場合において、開発区域と周辺区域とは開発区域内に緑地等を設けて遮断するものとし、特に住宅に接する区域では居住環境を阻害しないよう、業種の選択等を考慮するものとする。

(流通業務地計画)

第 17 流通業務施設の建設を主とする開発においては、物資の流通量、物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善、自動車の交通量、並びに道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備のそれぞれの見通しを勘案して規模等を定めるものとし、特に周辺の居住環境を阻害しないよう考慮するものとする。

第 3 章 公 共 施 設 計 画

(道 路 網)

第 18 開発区域及びその周辺の道路網は、土地利用計画に基づき、交通の質と量、並びに自動車及び歩行者の交通動態を推定し、総合的に計画するものとする。この場合において街路の配置間隔は次表の数値を標準とする。

街 路	住 宅 地	工 業 地
幹 線 街 路 (幅員 22m 程度)	1,000m	500m
補助幹線街路 (幅員 12m 程度)	500m	250m

(主 要 な 道 路 の 幅 員)

第 19 開発区域内における主要な道路の幅員は、次表の数値以上とする。

開 発 面 積	住 宅 地	工 業 地
2.5ha 以上 20ha 未満	10m	12m
20ha 以上 40ha 未満	12m	16m
40ha 以上	22m	22m

2 開発区域面積が 2.5 ヘクタール未満であっても、おおむね 100 戸以上の宅地開発にあたっての、主要な道路の幅員は 10 メートル以上とする。

(区 画 街 路)

第 20 区画街路は、各住宅へ直接面する街路であるため、通過交通を避け、幹線街路及び補助幹線街路との接続が少なくなるよう計画するものとし、その幅員は、原則として 6 メートル以上とする。

2 開発行為が、幅員 6 メートル未満の既設道路に接して行われる場合には、当該道路を前項の道路とみなし、当該道路の中心線から水平距離 3 メートル以上を道路として整備するものとする。ただし、将来とも拡幅が予想されないと認められる道路については、この限りでない。

(開 発 区 域 外 道 路 と の 接 続)

第 21 開発区域内の主要な道路は、その幅員で幅員 10 メートル (主として住宅の用に供する目的で行う開発にあつては、7.5 メートル) 以上、かつ、開発区域内の主要な道路の幅員以上の幅員を有する規格改良済 (歩車道分離の必要のあるものは、歩道整備後) の開発区域外道路に接続させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず開発区域の周辺道路状況及び開発事業の規模により、車両の通行に支障がないと本市が特に認めた場合にあっては、車道幅員 4 メートル以上の開発区域外の既設道路に接続させることができるものとする。

(歩車道の分離)

第 22 開発事業により設けられる幅員 10 メートル以上の道路は、すべて歩車道を分離する。

2 歩行者の動線は、車の交通動線との交差を少なくするものとし、主要な歩行者動線が幹線街路と交わる場合は、立体交差させるものとする。

(自転車道等)

第 23 自転車道などは、開発規模の大小にかかわらず努めて設けるものとする。この場合において通勤、通学、購買等の歩行者及び自転車動線、公園、緑地、河川等公共公益施設の配置を勘案して計画するものとする。

(緩衝帯)

第 24 土地利用計画において、通過交通により生じる騒音が、周辺住民の生活を著しく害すると予想される幹線道路に面する区間には、車道端より幅 10 メートル以上の緩衝帯(緑地、築堤、防音壁等)を設けるものとする。ただし、予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案し、特に必要がないと認められる場合はこの限りでない。

(街路の無電柱化)

第 25 景観等に配慮すべき地域の幹線街路及び補助幹線街路については、無電柱化(地中化等)に努めるものとする。

(道路の舗装)

第 26 開発事業により設けられる道路は、アスファルト系または、コンクリート系の全面舗装を行うものとする。

(公園)

第 27 公園は、開発区域面積の 3%以上、かつ、計画人口に応じた次表の数値以上の面積となるよう整備するものとする。ただし、0.3 ヘクタール未満の規模の事業を除く。

計 画 人 口	公 園 面 積
10,000 人未満	計画人口×1 m ²
10,000 人以上 20,000 人未満	計画人口×4 m ²
20,000 人以上 30,000 人未満	計画人口×5 m ²
30,000 人以上	計画人口×6 m ²

2 公園面積は、150 平方メートル以上とする。

(公園の配置)

第 28 公園の配置は、住民が安全かつ有効に利用できるよう適正に定めるものとする。

2 公園の種類及び数は、次表を標準とする。

計 画 人 口	公 園 配 置
10,000 人未満	街区公園を誘致距離に応じて適切に配置する。
10,000 人以上 20,000 人未満	街区公園 4 か所～8 か所 近隣公園 1 か所～2 か所
20,000 人以上 30,000 人未満	街区公園 8 か所～12 か所 近隣公園 2 か所～3 か所
30,000 人以上	街区公園 12 か所以上 近隣公園 3 か所以上 地区公園 1 か所以上

3 誘致距離は、街区公園にあつては 250 メートル、近隣公園にあつては 500 メートル、地区公園にあつては 1,000 メートルを標準とする。

4 街区公園は、幹線街路に面しないよう配置するものとする。

5 既存の公園が開発区域に近接している場合においては、誘致距離のバランスや公園の一体化について配慮した配置に努めること。

(公園の規模)

第 29 公園の敷地面積は、街区公園にあつては 0.25 ヘクタール、近隣公園にあつては 2 ヘクタール、地区公園にあつては 4 ヘクタールを標準とする。

(駅前広場)

第 30 駅前広場は、計画駅勢圏人口、想定乗降客数、交通手段別駅利用者等に応じて必要な面積及び施設を計画するとともに駅前地区にふさわしい景観を保持するものとする。

(上水道)

第 31 開発区域に対する給水は、原則として、本市水道事業施設から行うものとする。この場合において、施行者は、水道事業管理者が定める基準により、開発区域に給水するため必要な施設を設置するものとする。ただし、中高層建築物に対する給水の場合を除いて、直接給水できない場所に対する給水は、行わないものとする。

(下水道)

第 32 下水道施設は、開発区域の規模、計画人口、地形等から想定される汚水量及び地形、降水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるよう計画するとともに、雨水と汚水とを別々の管路で排除する分流式にするものとする。

(河川)

第 33 河川については、洪水等による災害の発生を防止し、その正常な機能を維持するとともに、土地利用計画上適正に利用されるよう計画するものとする。

(水路)

第 34 市有に属する水路（河川及び下水道以外の公有水路）については、災害の発生を防止し、その正常な機能を維持するよう計画するものとする。

(消防水利)

第 35 消防水利（防火水槽及び消火栓）の配置は、防火対象物から一の水利に至る距離が近隣商業・商業・工業・工業専用地域にあつては 80 メートル以内、その他の地域にあつては 100 メートル以内となるよう設置するものとする。ただし、開発区域面積が 2 ヘクタール以上の場合、消防水利の一は防火水槽とし、10 ヘクタールごとに一の防火水槽を加えるものとする。

2 消火栓以外の消防水利がない市街化区域（神戸市消防基本計画に基づく「250mメッシュ図」の区域）においては、開発区域面積が 2 ヘクタール未満であっても防火水槽又は地中梁水槽（建物の基礎を利用する水槽）を設置するよう努めるものとする。

第 4 章 公 益 施 設 計 画

(行政施設)

第 36 区役所、消防署、保健所等の行政施設については、市長が必要と認める場合には、適切に設置できるよう必要な敷地を確保するものとする。

(学校教育施設)

第 37 学校教育施設については、通学・通園区域及び通学・通園の安全を考慮して配置するものとする。1 住区に小学校 1 校、幼稚園 1 園を、2 住区に中学校 1 校を、3 住区に高等学校 1 校を計画するものとし、その必要敷地面積は、小学校は 2 ヘクタール、中学校は 2.5 ヘクタール、高等学校は 4 ヘクタール、幼稚園は 0.3 ヘクタールを標準とする。

(社会教育施設)

第 38 社会教育施設については、開発区域周辺の計画人口及び施設整備状況を考慮し、人口 10 万人につき、体育施設及び教養文化施設をそれぞれ 1 か所計画するものとし、その必要敷地面積は、体育施設は 1.5 ヘクタール、教養文化施設は 0.6 ヘクタールを標準とする。

(社会福祉施設)

第 39 保育所、児童館及び地域福祉センターについては、交通の利便性及び利用者の安全を考慮して適正に配置するものとする。1 住区に保育所及び地域福祉センター 1 か所を、2 住区に児童館 1 館を配置するものとし、その必要敷地面積は、保育所は 2,000 平方メートル、児童館は 550 平方メートル、地域福祉センターは 420 平方メートルを標準とする。

2 前項に定める施設以外の社会福祉施設については、市長が必要と認める場合には、開発区域周辺の計画人口、施設の整備状況及び利用者の利便性等を考慮して、適正に配置することができるよう、必要な敷地を確保するものとする。

(医療施設)

第 40 病院、診療所等については、市長が必要と認める医療施設の設置を図るものとする。

(交通施設)

第 41 施行者は、居住者の利便を考慮して必要な交通施設を計画するものとする。

(環境事業施設)

第 42 一般廃棄物（可燃ごみ、不燃・資源ごみ等）の持ち出し、保管及び収集に必要な集積施設を適正に設置するものとし、その規模については次表の数値を基準とする。

集積施設		基 準	
		個 数	面 積
独立住宅	可燃ごみ用	20 戸に 1 か所	4.5 m ²
	不燃・資源ごみ用	100 戸に 1 か所	10 m ²
集合住宅	可燃ごみ用	1 棟（20 戸）に 1 か所	4 m ²
	不燃・資源ごみ用	1 区画（100 戸）に 1 か所	10 m ²

ただし、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第 2 条第 3 項に規定するワンルームマンションについては、別途基準を定めるものとする。

2 ごみ処理工場、事業所、収集車両車庫等の環境事業施設について市長が必要と認める場合には、適切に設置できるよう必要な敷地を確保するものとする。

(集 会 所)

第 43 集会所については、計画人口に応じ必要とする箇所に住区センター又は公園に隣接して適正に配置するものとし、その床面積は次表の数値を基準とする。ただし、開発区域が 1 住区を超える規模を有するものにあつては住区単位に 1 か所設置する等適正な配置に努めるものとする。また、計画戸数 200 戸未満かつ計画人口 800 人未満の場合は設置しないことができるものとする。

計 画 人 口		床 面 積
3,000 人未満		計画人口 × 0.11 m ² 以上
3,000 人以上	6,000 人未満	計画人口 × 0.10 m ² 以上
6,000 人以上	9,000 人未満	計画人口 × 0.09 m ² 以上
9,000 人以上	10,000 人未満	計画人口 × 0.08 m ² 以上
10,000 人以上		計画人口 × 0.07 m ² 以上

〔 集会所の床面積は、計画人口を上表左欄に掲げる人口に区分し、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる係数を順次適用して計算した面積の合計となる。 〕

(住区センター)

第 44 住区を中心となる近隣施設で、必要な行政施設、医療施設、集会所、購買施設、警察派出所、郵便局、その他の利便施設は、地区住民が最も利用しやすい場所に住区センターとして、まとめて設置するよう計画するものとする。

第 5 章 雑 則

(公共施設及び公益施設の引継)

第 45 施行者が設置した公共施設及び公益施設の引継については、施行者と各施設の管理者となるべき者との間で協議し、その都度定めるものとする。

(駐 車 場)

第 46 開発区域内において集合住宅の建設を計画する場合には、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定による駐車施設の確保に関する指導に従うものとする。

第 46 の 2 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき自転車駐車場を設けるものとする。

(空閑地等の緑化)

第 46 の 3 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業においては、沿道の景観に配慮して区域内の空閑地を樹木により緑化するものとする。また、建築物についても沿道の景観や環境に配慮した緑化に努めるものとする。

(施工計画・施工管理)

第 47 施行者は、開発に伴う騒音、振動及び粉じん等の公害を防止する等の措置をとるものとする。

2 施行者は、開発に伴う工事用車両の通行について騒音、振動、粉じん及び道路交通上の危険を防止するため必要な措置をとるものとする。

(産業廃棄物の適正処理等)

第 47 の 2 施行者は、開発に伴い発生する産業廃棄物の処理計画を策定し、当該計画に基づき産業廃棄物を適正に処理するものとする。

2 施行者は、建築廃材等の産業廃棄物を受け入れて、土地の造成を行う場合にあっては、あらかじめ処分事業計画書及び必要な添付書類を提出して市長に協議するものとする。

(適用の特例)

第 48 市長は、この基準を適用することが開発区域の立地条件等からして著しく不相当と認める場合、土地区画整理法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で特に必要と認める場合その他公益上特に必要と認める場合には、施行者と協議の上、特別の定めをすることができる。

(市街化調整区域への準用)

第 49 都市計画法第 7 条第 1 項に定める市街化調整区域において行われる開発事業についても本基準を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この改訂基準は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この改訂基準の施行期日までに、開発事業の施行に関して、行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のもの又は市長が特に必要と認めるものは、従前の例による。

(現基準の廃止)

3 現基準(昭和 45 年 12 月 1 日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

神戸市開発技術基準

一部改訂	昭和 51 年 4 月 1 日
一部改訂	昭和 55 年 1 月 1 日
一部改訂	昭和 57 年 12 月 10 日
一部改訂	昭和 60 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 7 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 10 年 10 月 1 日
一部改訂	平成 20 年 1 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この基準は、神戸市開発基準により定められた公共施設及び公益施設等について、さらに必要な技術的な基準を定め、設計の指針とすることを目的とする。

第 2 章 道 路

第 1 節 開 発 区 域 内 道 路

(種別・規格)

第 2 開発区域内の道路の種別及び規格は、表 2-1 によるものとし、設計・構造は、道路構造令に準拠すること。

表 2-1 開発区域内の道路の種類と規格

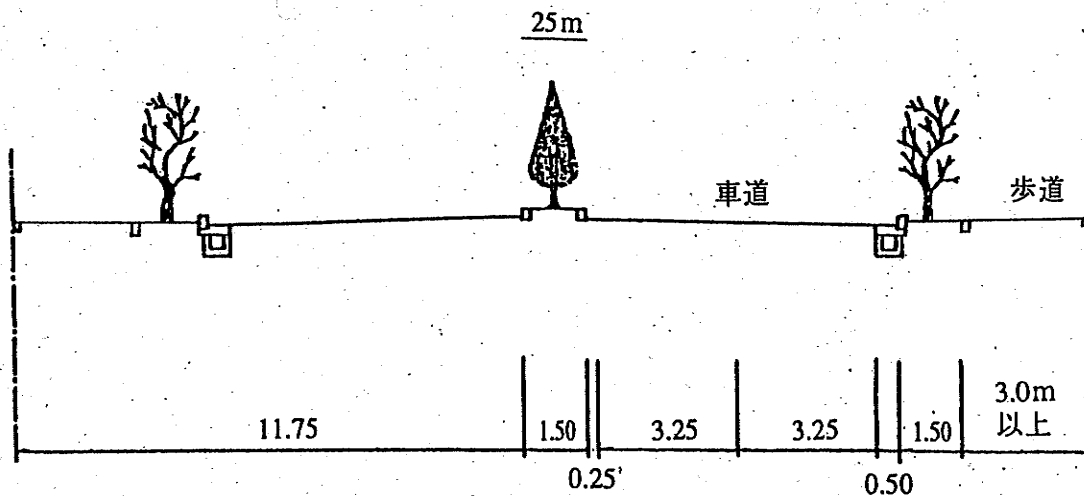
街 路 種 別	規 格	
幹 線 街 路	第 4 種	1・2 級
補 助 幹 線 街 路	第 4 種	3 級
区 画 街 路	第 4 種	4 級

(幅員構成)

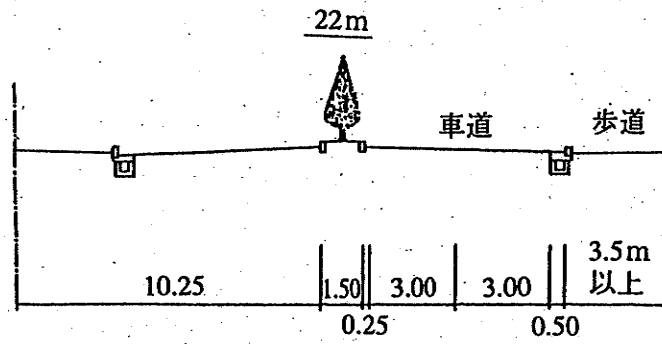
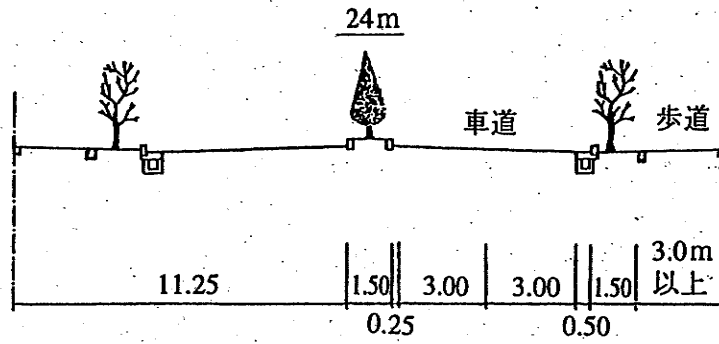
第 3 幅員構成は、図 2-1 を標準とする。

ただし、沿道や周辺土地利用の状況等により必要な場合は、停車帯の設置、歩道拡幅等の適正な幅員構成とすること。また幹線街路については、可能な限り緑化に努めるものとする。

図 2-1 幅 員 構 成 標 準 図
幹線街路 (第 4 種 1 級)

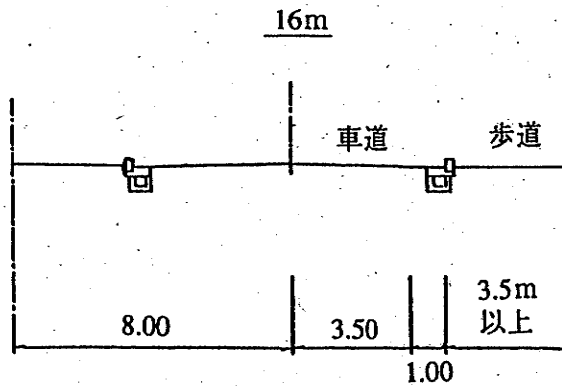
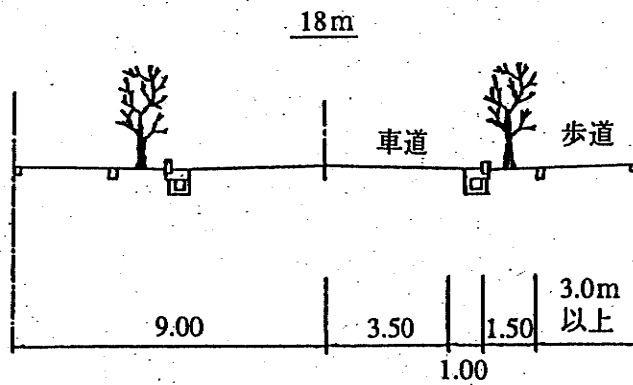


幹線街路（第4種2級）

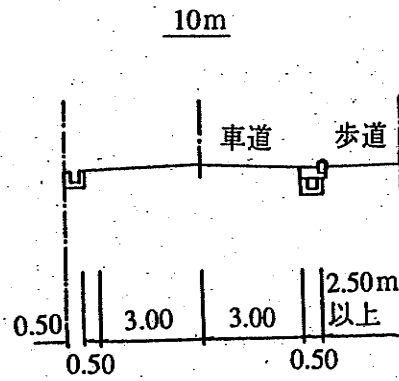
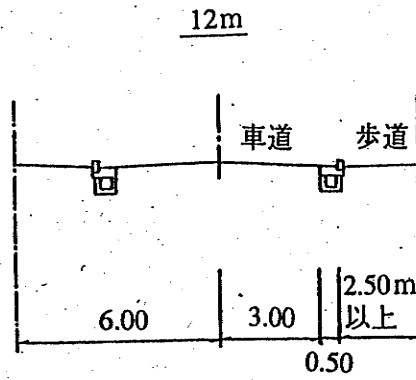


補助幹線街路（第4種3級）

(工業地の特例)

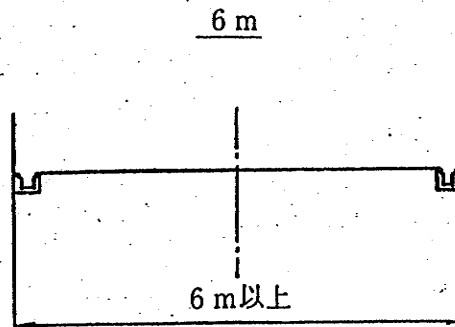


(住宅地)



(但し、両側に宅地がある場合は両側歩道を原則とする。)

区画街路 (第4種第4級)

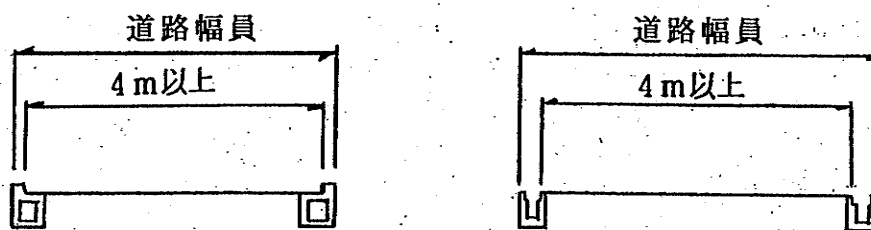


(注) 第9節参照

(区画街路における特例)

第4 開発基準第20条第1項に規定する区画街路のうち、道路に面する宅地が少なく(10戸以下)、将来とも他の道路との接続が考えられないものについては、車道幅員4.0メートル以上とすることができる。

図 2 - 2 区画街路における道路幅員の特例



(いずれも電柱の建柱位置は道路幅員外とする。)

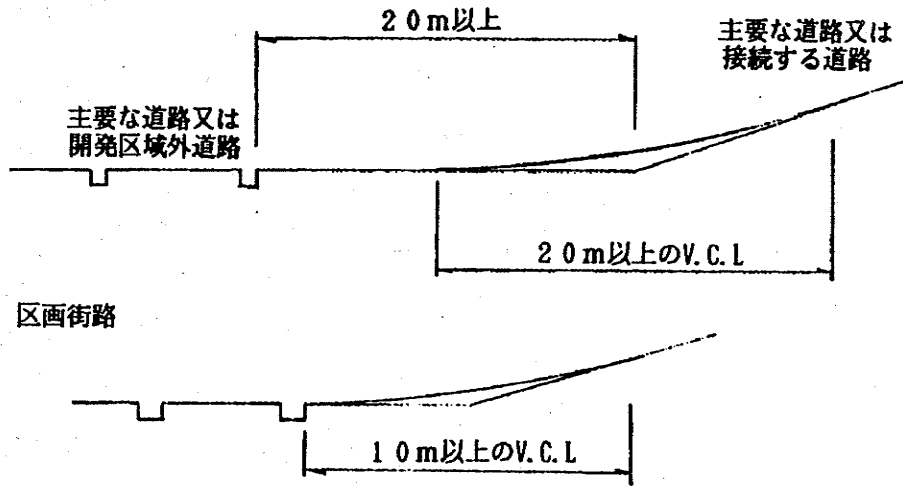
- 2 開発基準第 20 条第 2 項に規定する幅員 6 メートル未満の既設道路で、将来拡幅が予想されない道路とは、次の各号の 1 に該当するものをいう。
 - (1) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律又は都市再開発等に基づき区画街路として築造された 4 メートル以上の道路
 - (2) 行きどまり又は小区間で、将来にわたり車の通行量がほとんどないと予想され、かつ路上施設及び地上占用物件を設けない 4 メートル以上の道路
 - (3) 地域的道路網の構成上、特に存置又は拡幅の必要性がないと認められる道路
- 3 開発行為が、車両の進入路になる動線を除く幅員 4.0 メートル未満の既設道路に接して行われる場合で、行きどまり又は小区間で、将来にわたり、車の通行量がほとんどないと予想される場合は、開発基準第 20 条第 2 項の規定にある水平距離を 2 メートル以上とすることができる。

(道路の取付縦断)

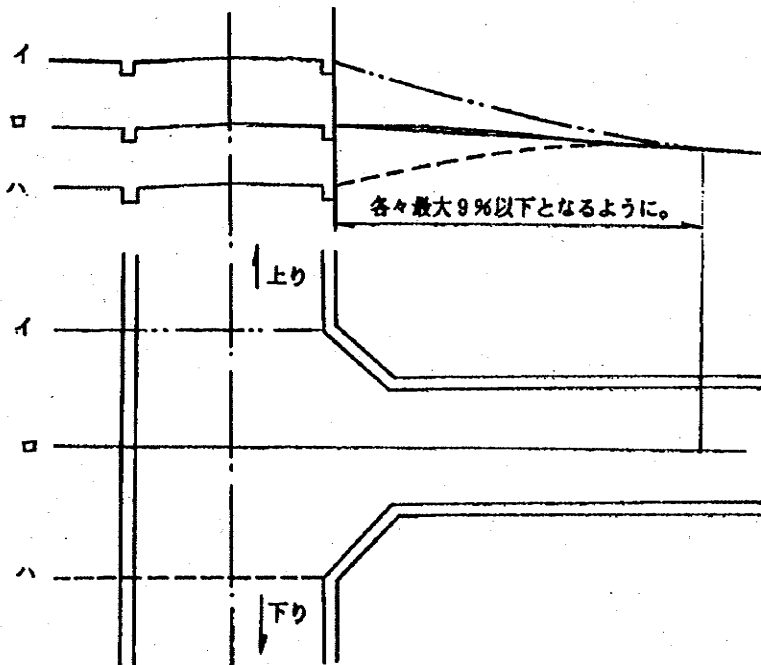
第 5 平面線形・縦断線形等は、道路構造令に準拠するが、道路の取付部における設計要領は、図 2-3 によるものとする。

図 2-3 道路の取付要領

(その 1)



(その 2)



(交 差)

第 6 道路の交差は、直角を原則とし、やむをえない場合は、直角に近い角度とする。

2 交差部には隅切を設け、隅切長は表 2-2 に掲げる数値を標準とし、交角が 60° 以下 120° 以上の場合は、増減するものとする。

表 2-2 街路の隅切長

(単位 m)

幅 員	4	6	8	10	12	16	18	20	22
22 以 上	3	4	4	4	5	5	5	6	8
20	3	4	4	4	5	5	5	6	
18	3	4	4	4	5	5	5		
16	3	4	4	4	5	5			
12	3	4	4	4	5				
10	3	4	4	4					
8	3	4	4						
6	3	4							
4	3								

(区画街路の屈折部もこれに準ずる。)

ただし、歩道のある既設道路に接して行われる開発行為の隅切長は、歩道を含めることができる。

3 区画街路が歩道のある道路に接続する場合の歩道の巻込み半径は、歩道幅員の 1/2 を標準とし最小値は 2.0 メートルとする。

4 交差点の巻き込み半径は、交差点における車両の通行方法等を考慮して決定することとし、巻込み半径を著しく大きくする場合は、その都度協議すること。

第 2 節 開発区域外道路

(開発区域外道路との接続)

第 7 開発基準第 21 条第 2 項に規定する開発区域外道路が、周辺の市街地の形成、地形及び道路の状況により、用地の取得又は技術的に規定幅員の確保が極めて困難である小規模又は発生交通が極めて少ない開発にあつては、開発区域外の既設道路の一部拡幅又は改良することにより接続することができるものとする。

2 計画戸数がおおむね 100 戸以上の中高層集合住宅を目的とする開発にあつては、居住者の通勤・通学・買物等歩行者の動線を勘案し、その通行の安全を確保するとともに、発生交通の周辺環境及び他の交通に及ぼす影響を考慮し計画するものとする。

3 店舗又は店舗を併設する集合住宅を目的とする開発にあつては、既設道路の交通及び周辺環境に及ぼす影響を勘案し、店舗利用客及び居住者の通行の安全を確保するため、歩行者動線に基づき歩道の整備を行うものとする。

(開発区域外道路への取付)

第 8 道路の交差点間隔は、適切な距離をとるものとする。

2 交差枝数は、4 以下とする。

3 著しい屈曲部には、道路を接続しないものとする。

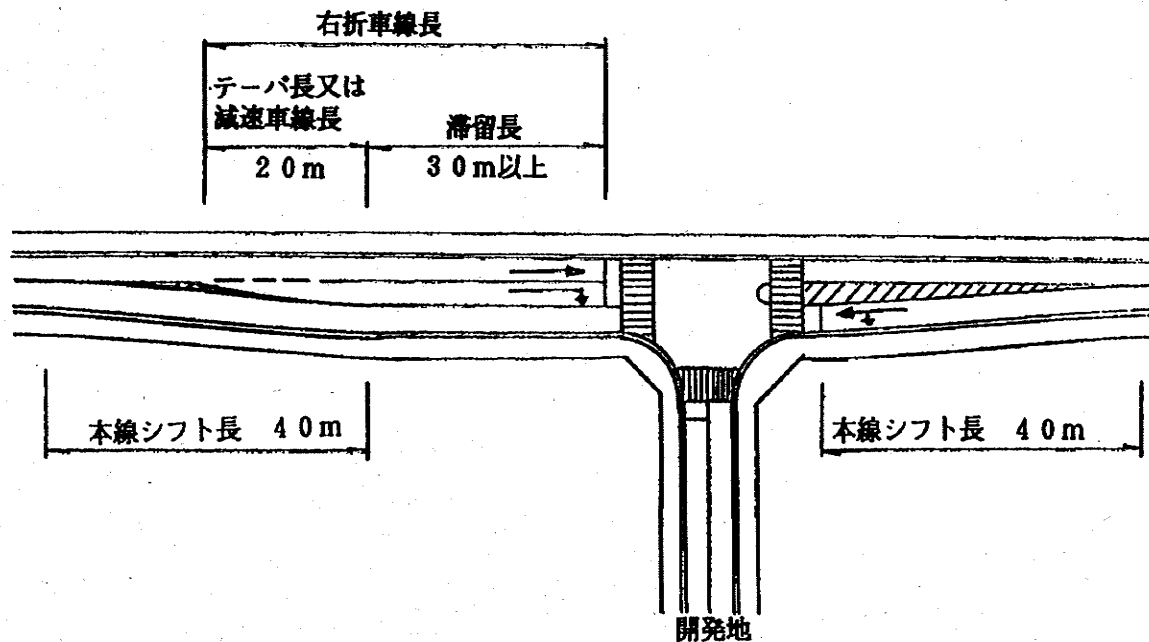
4 交差は直角又はそれに近い角度で交差するものとする。

第 9 (削除)

(屈折車線)

第 10 接続する主要な道路と開発区域外道路の取付部には、開発区域外道路の交通量及び幅員を勘案して、適切な屈折車線等を設けるものとする。

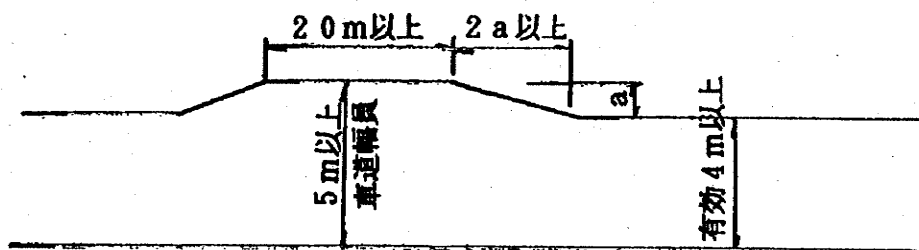
(参 考) 設計速度40km/h・地方部・片側拡幅の場合



(待避所)

第 11 待避所相互間の距離は 300 メートル以内とし、各待避所までの道路が十分見通せる位置に設置するものとする。(図 2-4)

図 2-4 待避所設置要領



第 3 節 自転車道等

(自転車道等)

第 12 自転車歩行者専用道(緑道)・自転車道の舗装及び設計は「道路構造令」及び「自転車道等に関する技術基準」(日本道路協会)によるものとする。

第 4 節 緩衝帯

(緩衝帯)

第 13 開発基準第 24 に規定する緩衝帯の技術的基準は、「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」(建設省通達)によるものとする。

第 5 節 歩道その他の道路

(歩道)

第 14 歩道の切下げについては、次の各号によるものとする。

(1) 歩道の巻込部における歩道と車道とのすりつけ及び横断歩道箇所における歩道と車道とのすりつけについては、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」及び各年度の標準構造図集によること。

(2) 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、「神戸市バリア

フリー道路整備マニュアル」によること。

(3) 歩道面が下がるため降雨時に水が溜る恐れがある箇所では、落下穴面積を十分確保し、また雨水取込柵を設け排水に留意すること。

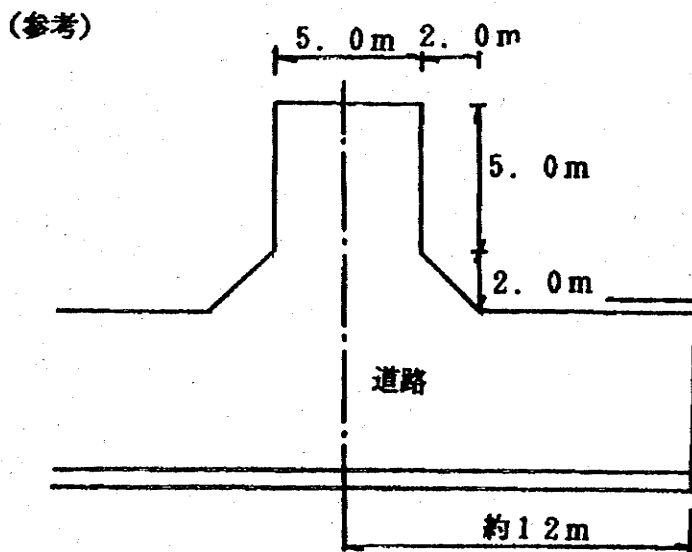
なお、歩道の切下げ区間には街渠柵を設置しないものとする。

(行きどまり道路)

第 15 道路は、原則として袋状でないものとする。ただし、当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が予定されている場合、または、転回広場及び避難通路が設けられている場合は、この限りでない。

2 転回広場の標準は、図 2-5 とする。

図 2-5 転回広場標準図



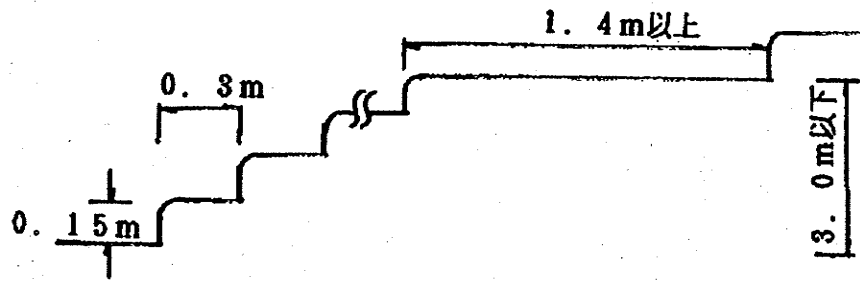
(階 段)

第 16 歩行者の便宜上又は防災上特に必要がある場合、または地形上やむをえない場合は、次の各号により階段を設けるものとする。

(1) 幅員は、4メートルを標準とする。

(2) 構造は、図 2-6 を標準とする。

図2-6 階段構造図



(3) 階段は両側に高欄を設けるものとし、高低差5メートル以上の階段及びその他特に歩行者の便宜上必要と考えられる場合は、中央部に手摺を設ける等安全を図るものとする。

(4) 車道と接続する階段の頂上には、駒止めを設けるものとする。

(車両乗入施設)

第17 車両が車庫等の道路外の施設又は場所に入出する場合は、極力歩道部分からの乗入れが無いように計画し、やむを得ない場合は、あらかじめ歩道に乗入施設を設けるものとする。

2 乗入施設は、表2-3により計画し、構造は各年度の標準構造図集による。

3 消防法等他法令の規定による場合はその都度協議すること。

4 乗入施設は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

①横断歩道及び前後5メートル以内の部分。

②トンネル、洞門等の前後各50メートル以内の部分。

③バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10メートル以内の部分。

④地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分。

⑤交差点(総幅員7メートル以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥バス停車帯の部分。

⑦橋の部分

⑧防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑨交通信号機、道路照明灯の移設を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移設を認めた場合は除く。

表 2-3

乗入れする 車両の種類	乗入れ施設の大まかさ(構造・寸法)												利用する 施設の状況	
	幅		面所数		コンクリート舗装		アスファルト舗装		組み合わせプロック系舗装		タイル系舗装			
	幅	面所数	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称		
軽 小型 普通 自動車	2.5m以下	2	コンクリート クラック シタラン	コンクリート	クラック シタラン	コンクリート	クラック シタラン	砂	組合せ ブロック	呼称	クラック シタラン	コンクリート	タイル等 モザイク	一般個人住宅 集合住宅
	4.0m以下	1								T-1	15cm	10cm	3cm 以上	
小型特殊 普通貨物 自動車 総重量 8t未満	6.0m以下	2	コンクリート クラック シタラン	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	砂	組合せ ブロック	呼称	クラック シタラン	コンクリート	タイル等 モザイク	駐車場 工場
	4.0m以下	1								K-1	15cm	10cm	3cm 以上	
大型 大型特殊 自動車 総重量 8t以上	6.0m以下	1	コンクリート クラック シタラン	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	砂	組合せ ブロック	呼称	クラック シタラン	コンクリート	タイル等 モザイク	ガソリンスタンド 大規模駐車場 工場 トラック・バス車庫
	6.0m以下	2								K-2	20cm	20cm	3cm	

備考

- 形状および構造図は別図によるものとする。
- 自家用とは、単に車庫等に出入りし、乗入れ回数が少ない場合。
- 営業用とは、ガソリンスタンド、路外駐車場、店舗、工場等に出入りし、乗入れ回数が頻繁な場合。
- 乗入れする車両が、自家用の軽、小型、普通自動車の場合で同一敷地に乗入れ面所が2箇所の場合は、幅2.5m以下とする。(事後に乘入れ施設を追加する場合は、幅2.5m以下とする。)
- 大型車両(トレーラー等)が頻繁に出入りし、上表により異なる場合は、承認を得て幅、面所数、舗装工種等を決定することができるものとする。(この場合、出入りする車両の回転半径図を考慮するものとする。)
- 消防法等法令の規定と抵触する場合は、その都度協議すること。

舗装構造図

(単位: cm)

工種	セメントコンクリート舗装	工種	アスファルトコンクリート舗装
C - 1	<p>溶接金網 10 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン</p>	A - 1	<p>アスファルト コンクリート (細粒) 15 クラッシャーラン</p>
C - 2	<p>溶接金網 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン</p>	A - 2	<p>アスファルト コンクリート (細粒) (粗粒) 15 クラッシャーラン</p>
C - 3	<p>溶接金網 25 セメントコンクリート 20 クラッシャーラン</p>	A - 3	<p>アスファルト コンクリート (細粒) (粗粒) (粗粒) 20 クラッシャーラン</p>
工種	組合せブロック系舗装	工種	タイル系舗装
K - 1	<p>8 組合せブロック 3 砂 15 クラッシャーラン</p>	T - 1	<p>10.33 タイル等 3 セメントモルタル 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン 溶接金網</p>
K - 2	<p>8 組合せブロック 3 砂 20 クラッシャーラン</p>	T - 2	<p>10.33 タイル等 3 セメントモルタル 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン 溶接金網</p>

備考

- 1 組合せブロックとはインターロッキングブロック, レンガブロックなどを言う。
- 2 タイルとは石器質タイル, 磁器質タイル, 陶器質タイル, レンガタイル, 天然石(小舗石等)などを言う。
- 3 路盤工の転圧については2層仕上げとする。
(クラッシャーラン)

舗装材料規格一覧表

材 料 名	規 格
クラッシュラン（切込砕石）	最大粒径 40 mm以下（C-40）
セメントコンクリート	圧縮強度 18N/mm ² 、スランプ 8 cm、 粗骨材最大寸法 20 mm
アスファルトコンクリート （ 加 熱 混 合 物 ）	細粒度アスファルトコンクリート（最大粒径 13 mm） 粗粒度アスファルトコンクリート（最大粒径 20 mm）
砂	最大粒径 2.50 mm以下
セメントモルタル	1 : 2
溶 接 金 網	約 3 kg / m ² 以上 径 6 mm、異形棒鋼（SD295A）150×150 mm

（歩道橋）

第 18 適用基準

歩道橋、その他立体横断施設（以下「歩道橋等」という。）の計画・設計・施工にあたっては次に示す示方書等によるものとする。また、これらの示方書等に規定していない事項については、必要に応じて関連する技術基準等を参考にすること。

- ・ 立体横断施設技術基準・同解説（日本道路協会）
- ・ 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル

2 設計

- (1) 設計にあたっては、設計条件について本市の確認を得た後着手するものとする。
- (2) 設計にあたっては、維持管理が容易なものにするとともに、点検管理や補修等の維持管理費が小さくなるようにする。

- (3) 各占用物件は、原則的に認めないこととする。
- (4) 設計内容については、照査を確実にし設計図書に誤謬等のないようにするものとする。本市の最終審査を受けるにあたってはチェックシートを提出するものとする。
- (5) 設計計算書には、係数・計算式等の出典を明記すること。
- (6) 橋名は原則として地名を用いるものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。
橋名・橋歴板等は図 2-7、図 2-8 のとおりとする。

3 施工

施工に関する一般的事項については神戸市土木工事請負必携に準拠し、所定の施工管理を実施するものとする。

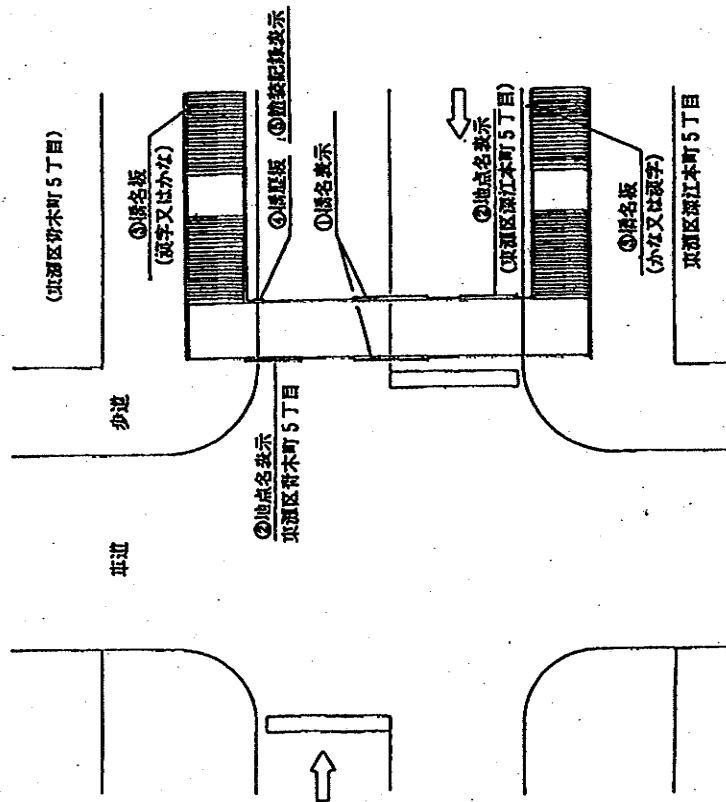
4 検査

歩道橋の規模や特殊性等により、必要に応じて段階ごとに検査を行うことがある。

5 引継事務

- (1) 引継にあたっては、表 2-4 橋梁引継提出物一覧表を参照し、書類を提出すること。
- (2) 引継にあたっては、表 2-5 橋梁引継提示物一覧表を参照し、書類を提示すること。
また、必要に応じて提出すること。

横断歩道橋 附属標識等 設置位置関係



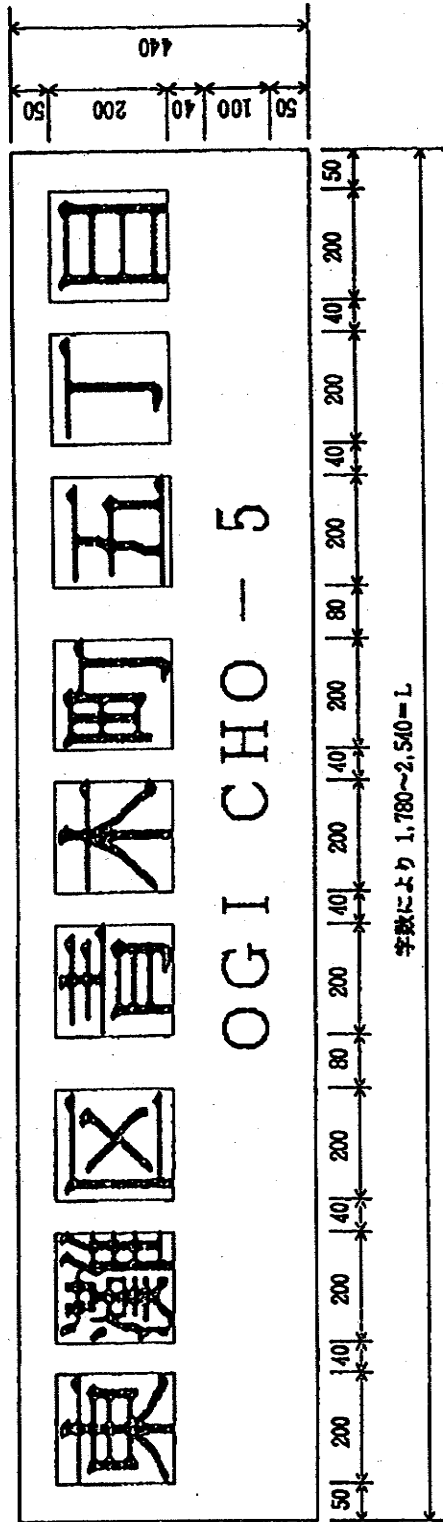
1. 鋼 橋

対図 番号	名 称	規格・寸法	備 考
1	橋名表示	ペイント	<ul style="list-style-type: none"> ・黒文字 ・桁高2/3程度を目安とし、記入 ・原則として地点名をとる
2	地点名 表示	高輝度反射シート	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は別紙のとおり (図2-9) ・地点名は左側を標示
3	橋名板	ブロンズ 30×12×2.5cm 40×15×2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・昇り方向に向かい右側の高欄取り付ける
4	橋 歴 板	ねずみ鉄製品 FC-15 20×30cm	<ul style="list-style-type: none"> ・立体横断施設設置基準・同解説 6-2 (P66) ・JIS G 5501
5	塗装記録 表示	ペイント・黒文字 27×37cm	<ul style="list-style-type: none"> ・橋歴板付近に記入

2. コンクリート橋

- (1)1・2については、アルミ板等に高輝度反射シートを張り付け、本体に取り付ける。
- (2)3・4は鋼橋と同じ。

横断歩道標地点名表示記入例 S=1/10



標識版	A : L = 1,780	B : - 2,060	C : - 2,300	D : - 2,540	字数	面積 (㎡)	字体	字色	材質
					7	0.78	丸ゴシック体	白地に青文字	高輝度反射シート
					8	0.90			
					9	1.01			
					10	1.11			

ローマ字は上記の例のごとく町名のみ記入

(橋 梁)

第 19 適用基準

橋梁の計画・設計・施工にあたっては、次に示す示方書等によるものとする。また、これらの示方書等に規定していない事項については、必要に応じて関連する技術基準等を参考にすること。

- ・ 道路橋示方書・同解説 I. II. III. IV. V. (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋設計便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路橋支承便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋塗装便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路橋補修便覧 (日本道路協会)
- ・ コンクリート道路橋設計便覧 (日本道路協会)
- ・ コンクリート道路橋施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 杭基礎施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 杭基礎設計便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路照明施設設置基準・同解説 (日本道路協会)
- ・ 防護柵の設置基準・同解説 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路の細部構造に関する資料集 (日本道路協会)
- ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋の疲労設計指針 (日本道路協会)
- ・ プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－施工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－擁壁工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－カルバート工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－仮設構造物指針 (日本道路協会)
- ・ プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (土木学会)

2 設計

- (1) 設計にあたっては、設計条件について本市の確認を得た後着手するものとする。
- (2) 設計にあたっては、維持管理が容易なものにするとともに、点検管理や補修等の維

持管理費が小さくなるようにすること。

- (3) 各占用物件は、橋梁以外に余地がない場合に限り、橋梁部に添架するものとする。設計時点でこれらの占用物件の種類・形状を把握して上部工形式を決定するものとする。橋梁部に占用物件が入る場合は、事前に本市係員と協議するものとする。なお、占用物件は将来の開発等を見込んでおくこと。
- (4) 設計内容については、照査を確実にし設計図書に誤謬等のないようにし、本市の最終審査を受けるに当たってはチェックシートを提出するものとする。
- (5) 設計計算書には、係数・計算式等の出典を明記すること。
- (6) 橋名は原則として地名を用いるものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。

3 施工

施工に関する一般的事項については神戸市土木工事請負必携に準拠し、所定の施工管理を実施するものとする。

4 検査

橋梁の規模や特殊性等により、必要に応じて段階ごとに検査を行うことがある。

5 引継事務

- (1) 引継にあたっては、表 2-4 橋梁引継提出物一覧表を参照し、書類を提出すること。
- (2) 引継にあたっては、表 2-5 橋梁引継提示物一覧表を参照し、書類を提示すること。また、必要に応じて提出すること。

表 2-4 橋梁引継提出物一覧表

	提出物件	部数	備考
台帳関係	橋梁台帳 (橋梁台帳作成要領参照)	2	本市が支給するものに所定の項目を記入して提出する
	照明灯台帳	2~3	〃
	道路標識台帳	2	〃
	その他の台帳	2	必要な場合のみ
河川占用関係	河川占用許可申請書及び許可書	写し 2	神戸市に対しては占用権の権利移転申請書の添付書類として提出
	又は準用河川占用許可申請書及び許可書	又は写し 2	〃
	又は公有水面使用願及び使用許可書	又は写し 2	〃
橋梁添架物関係	水道、下水、NTT、 関電、ガス等との各種協定書	写し 2	本市は道路法の範囲内で引継ぐ
	添架物件関係詳細図面及び写真	〃 2	〃
	添架物関係計算書	〃 2	〃
立体交差関係	JR・私鉄等との各種建設関係の協定	〃 2	〃
	JR・私鉄等との維持管理に関する協定	〃 2	〃

表 2-5 橋梁引継提示物一覧表

		提示物件	内 容
工事写真		施 工 前	神戸市土木請負工事必携（2葉の2）'6 工事記録 作成要領による
		施 工 中	
		施 工 後	
材料試験及び品質規格証明書等		コンクリート関係	神戸市土木請負工事必携（2葉の1）1 土木共通 仕様書 第2章 材料による
		鉄 筋 関 係	
		鋼 材 関 係	
		特殊二次製品関係	
		そ の 他 の 材 料	
施工管理成果		出来形管理関係	神戸市土木請負工事必携（2葉の2）4 土木工事 施工管理基準による
		品質管理関係	

第 6 節 舗 装

（アスファルト舗装〔車道〕）

第 20 道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、その舗装断面は「舗装設計便覧」（日本道路協会）により決定するものとする。

2 曲線部坂路中の交差点、急坂路や歩行者の多い横断歩道の前にはすべり止め舗装をするものとする。

3 開発区域内に小学校を設ける場合、学校正門前のみ1路線（但し四つ角の場合は2路線以上）に樹脂系又は合材系の緑色舗装を行う。

（コンクリート舗装）

第 21 道路縦断勾配が急な場合又は小規模な宅地開発に適用する。

2 舗装断面・構造は「舗装設計便覧」（日本道路協会）により決定するものとする。

（歩道舗装）

第 22 歩道舗装の構造は、各年度の標準構造図集及び舗装設計便覧（日本道路協会）によること。

（品質管理及び中間検査）

第 23 舗装断面の決定にあたっては、土質試験結果、設計・品質・施工等の資料を提出

し、事前に協議するものとする。

- 2 施工にあたっては、各工程（路床、路盤、基層、表層）完了ごとに検査を受け、合格後、次の工程に着手すること。

第 7 節 排水施設

（排水方法）

第 24 道路側溝は、公共用地を経て流末処理されるものとする。

- 2 道路側溝には、原則として汚水を放流しないものとする。
- 3 道路側溝の設計にあたっては、第 5 章下水道施設（雨水管渠）第 50 の計算式に準拠する。
- 4 流量計算表は、第 5 章下水道施設の表 5-1 を用い各地点ごとに排水面積をきめ、各点について流量計算するものとする。
- 5 計画断面は、開渠の場合雨水流出量の 1.2 倍以上を流し得るものに、更にその側溝の内り高さの 2 割の余裕高を加えた断面とする。

円形管の場合は、雨水流出量の 1.2 倍以上を流し得るものとし、断面は満流で計算するものとする。

（構造）

第 25 側溝は、L 型街渠溝を原則とし、U 型溝を設ける場合は蓋掛付とし、共にコンクリート製とする。

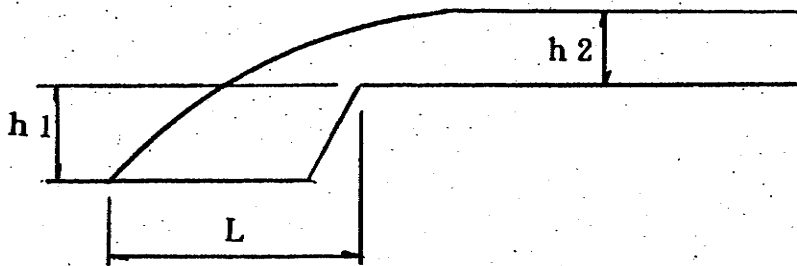
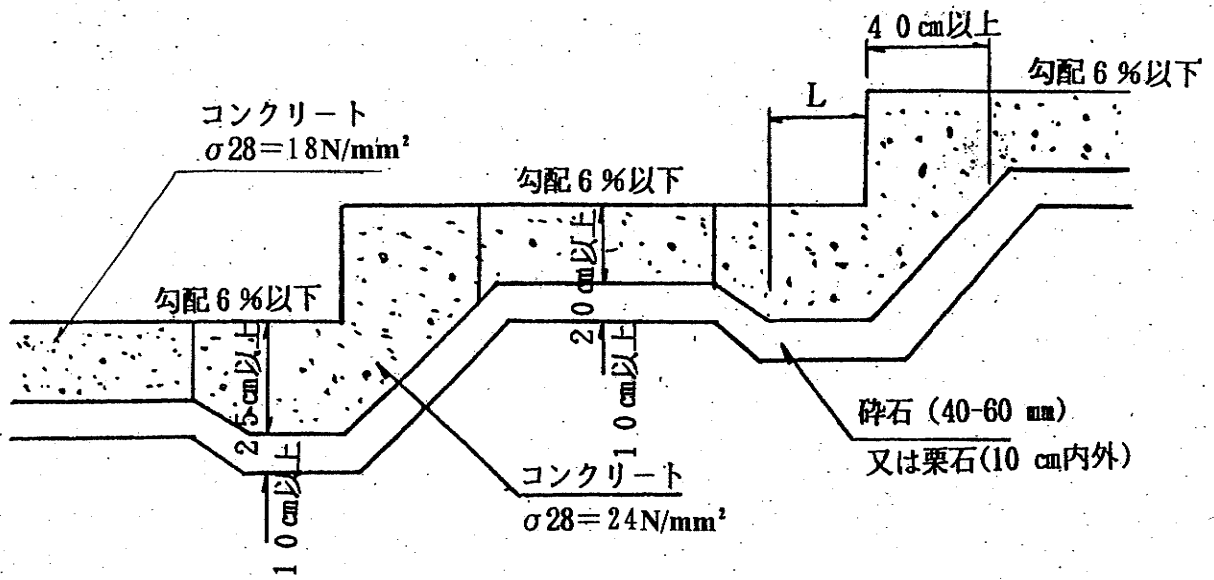
- 2 道路側溝の構造は、各年度の標準構造図集によること。
- 3 管渠（ヒューム管）は、コンクリートで補強し、構造は、各年度の標準構造図集によること。

（勾配）

第 26 水路勾配は、構造・断面で異なるが、原則として、最小 1%～最大 6%とする。

- 2 最大勾配を超える場合は、段差工を施すこと。（図 2-9）

図2-9 段差工



簡易式

$$L = V \sqrt{\frac{2(h_1 + h_2)}{g}}$$

(例)	$h_1 = 0.3 \text{ m}$	$h_1 = 0.2 \text{ m}$
	$h_2 = 0.5 \text{ m}$	$h_2 = 0.2 \text{ m}$
	$V = 2.5 \text{ m}$	$V = 2.5 \text{ m}$

$V = \text{最大流速 (m/sec)}$

$g = 9.8 \text{ m/sec}^2$

のとき

$L = 1.0 \text{ m}$

のとき

$L = 0.7 \text{ m}$

(横断集水溝)

第 27 縦断勾配の急な道路にあって路面に流水が予想される場合は、必要に応じ、横断集水溝を設けるものとする。

2 構造は、各年度の標準構造図集によること。

(揚 蓋)

第 28 取込柵・その他の揚蓋は、原則として神戸市型ダクタイル揚蓋あるいは神戸市型グレーチング揚蓋を使用するものとする。(各年度の標準構造図集によること。)

その設置方法は蝶番の位置を車道側とする。

2 柵の設置位置は、下記によるものとする。

(1) 屈曲部、勾配変化点等の特に集水を必要とする箇所に設置する。

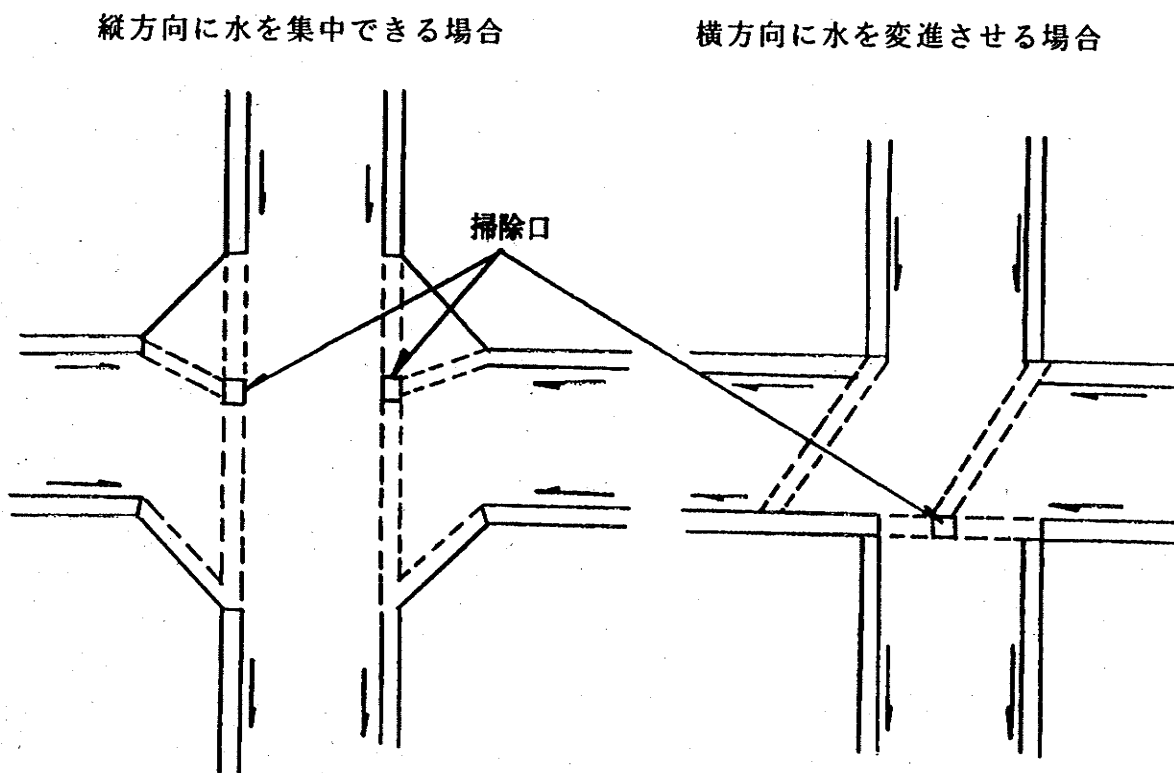
(2) 前号により設置した箇所の間隔が 10 メートルをこえる区間については、下記の表を参考にして等間隔になるよう街渠蓋を設置する。

縦断勾配 集水幅	0.4%未満	0.4%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 3.0%未満	3.0%以上 4.0%未満	4.0%以上
	5.0m未満	m 10	m 15	m 20	m 25	m 25	m 25
5.0m～7.5m未満	10	10	15	20	20	25	25
7.5m～10.0m未満	10	10	10	15	15	20	20
10.0m～12.5m未満	10	10	10	10	15	15	20
12.5m～15.0m未満	10	10	10	10	10	15	15
15.0m以上	10	10	10	10	10	10	15

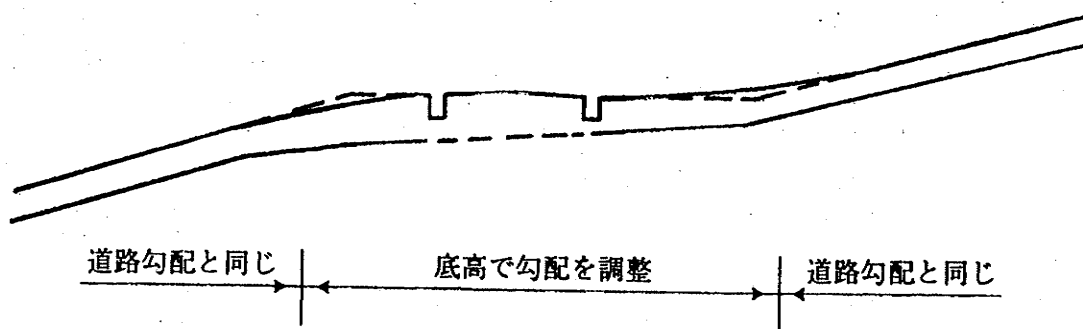
(注) 集水幅：道路の集水幅
縦断勾配：道路縦断勾配

3 水路の変化点は図 2-10 を標準形式とする。

図2-10 水路の変化点構造



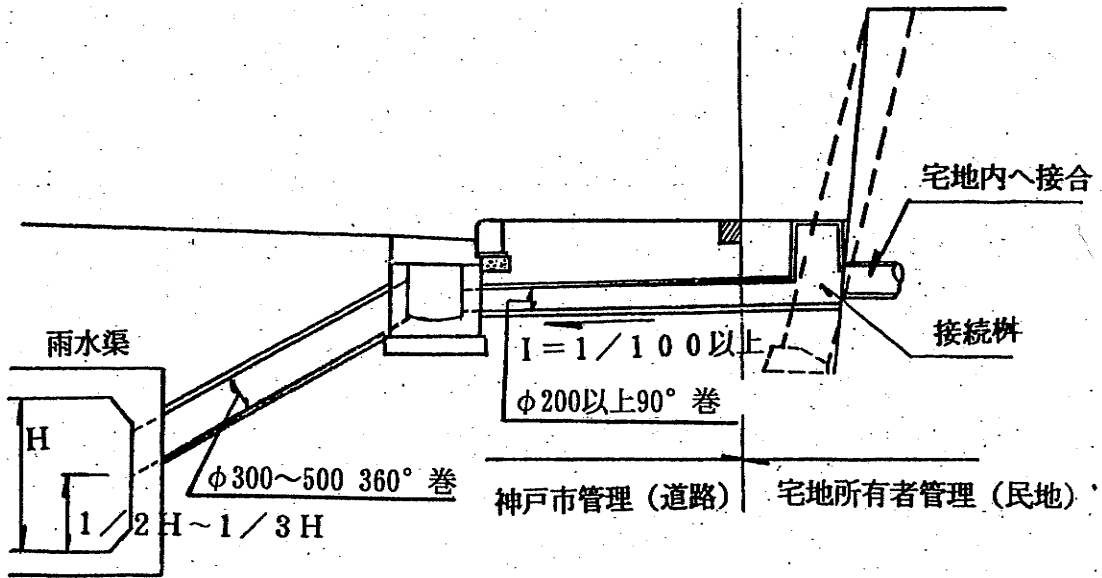
交差点付近における道路勾配と側溝の関係



(宅地排水処理)

第 29 歩道付の街路に接する宅地の排水処理方法は、図 2-11 によるものとする。

図 2-11 宅地排水の処理断面



(品質管理資料の提出)

第 30 排水施設の構造物で、2次製品を 50組以上使用する場合は、品質管理資料を提出するものとする。

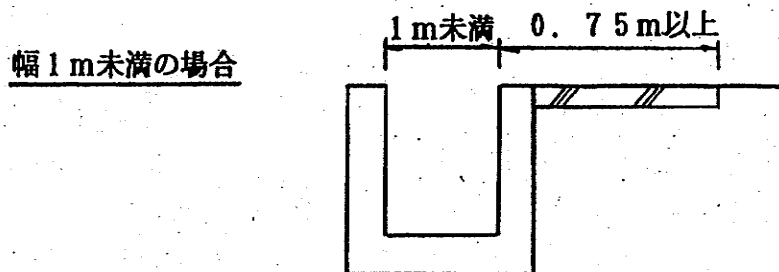
(水路)

第 31 開発区域及び開発区域に接して市有に属する水路(河川及び下水道以外の公有水路)がある場合については、原則として水路の整備及び水路の管理通路を確保すること。

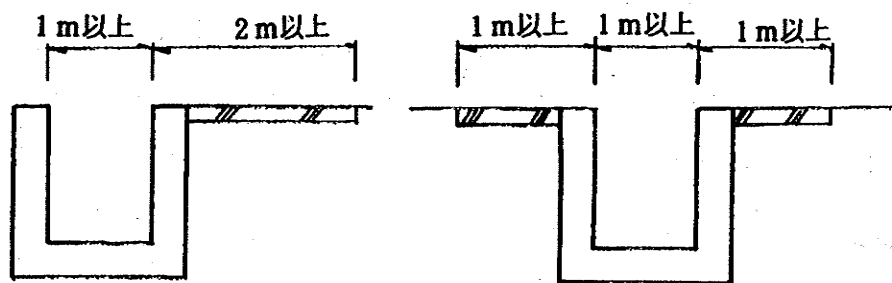
2 水路の整備にあたっては、各年度の標準構造図集によること。

3 水路の管理通路の確保にあたっては、図 2-12 とし管理通路の用地については、原則として市に帰属すること。

図 2-12



幅1m以上の場合



第 8 節 交 通 安 全 施 設 等

(照明施設)

第 32 灯具・ランプ・安定器・灯柱の形式は、表 2-6 に定めるところによるものとする。

表 2-6 照 明 施 設 の 形 式

種 別	灯 具	ラ ンプ	安 定 器	灯 柱	
水銀灯 400W (300W)	独立柱	KSC-4 型 セミカットオフ	HF-400W (HF-300W)	定電力高力率型 400W 用 300W 用	安定器内蔵型ベース プレート式 8-18・10-21・12-23
	添架式	〃	〃	〃	安定器内蔵型 8-18BE・10-21BE 12-23BE
水銀灯 200W	独立柱	岩崎 H741 又は同等	HF-200W	定電力高力率型 200W 用	安定器内蔵型 H6.74m
	添架式	〃	〃	〃	〃 設置高 6.5m
水銀灯 100W	独立柱	岩崎 H743 又は同等	HF-100W	定電力高力率型 100W 用	安定器内蔵型 H6.3m
	添架式	〃	〃	〃	〃 設置高 6.5m
蛍光灯 32W	独立柱	YF31320PN9 又は同等	FHP32 E N	インバータ式 100~200V 対応	H3.5~4.5m
	添架式	〃	〃	〃	自在バンドで取付 設置高 3.5~4.5m
ナトリウ ム灯 180W	独立柱	KSC-4 型セミ カットオフ	NH180LS	一般型高力率型	安定器内蔵型ベース プレート式 8-18・10-21・12-23
	添架式	〃	〃	〃	安定器内蔵型 8-18BE・10-21BE・ 12-23BE

2 照明灯の配置・設置場所については「道路照明設置基準」（日本道路協会）によるほか、その都度協議して定めるものとする。

3 照明器具について表 2-6 以外のものを使用する場合は、その都度協議すること。

（防護柵）

第 33 防護柵（ガードレール・転落防止柵・乱横断防止柵等）は、「防護柵の設置基準・同解説」（日本道路協会）に基づき設置するものとし、構造は各年度の標準構造図集によるものとする。

2 各防護柵の基礎形式の構造は、各々において異なるが、原則として擁壁工等構造物に埋込式とするものとし、やむをえず独立した基礎とする場合は、各年度の標準構造図集によること。

3 防護柵の設置にあたっては、建築限界をまもり、車道幅員を侵さないものとする。

（反射鏡・標識・区画線等）

第 34 やむをえず曲線となる道路・鋭角となる道路で視距がさまたげられる場合は、必要により道路反射鏡を設けるものとし、鏡面はステンレス又はアクリル製品とする。その基礎は各年度の標準構造図集によること。

2 必要に応じ、道路標識（規制標識）・信号機等を公安委員会と協議するものとする。

3 区画線の設置は、2 車線以上の道路についてすべてセンターラインを標示するものとし、その他異形の道路・屈折車線等については、導流標示を行うものとする。

4 区画線の材料・施工方法については神戸市土木請負工事必携（2 葉の 1）1 土木共通仕様書による。

5 前各号については、その都度協議するものとする。

（バス停留施設）

第 35 開発区域内にバス路線を設ける場合は、バス停車帯を設け、通常的車線を侵さないよう措置するものとする。

2 交差点付近のバス停車帯は、交差点の流出側で、交差点寄りから 30m 以上離れたところに設置するものとする。

3 歩道を切込み、バス停車帯を設ける場合は、民地側に拡幅し、歩道の有効幅員は 2 m 以上、自転車歩行車道では 3m 以上確保するものとする。

4 バス停の構造は「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」によること。

5 歩道の切込部には、雨水集水柵を設け、排水には特に留意するものとする。

6 バス停車帯部の歩道が崖地、擁壁、水路等に面し人の転落防止のため必要である区

間は転落防止柵を設置するものとする。

7 バス停車帯の標準は、図 2-13 (イ) によるものとする。

8 バス停車帯部の歩道には上屋を設けるものとする。

上屋の構造は図 2-13 (ロ) を標準とするが詳細については交通局と協議すること。

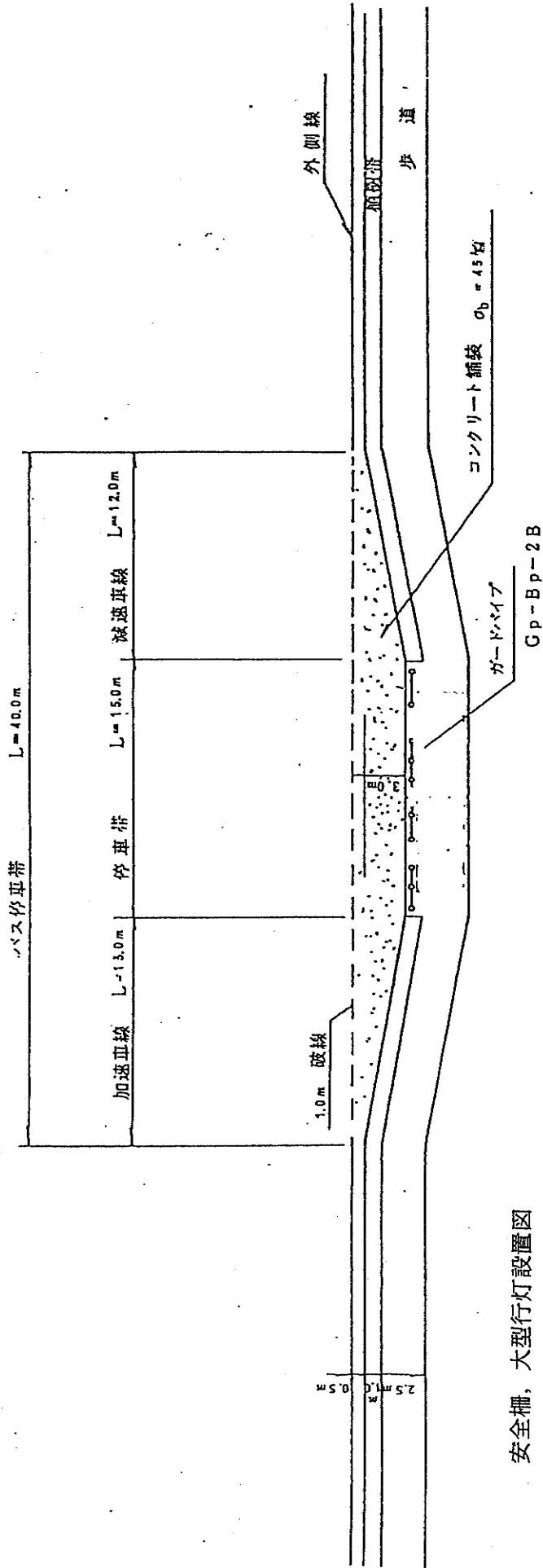
9 バス停車帯部における車道舗装は、原則としてコンクリート舗装とする。

10 バスの停留施設は上記事項を標準とするが、これによれない場合はその都度協議すること。

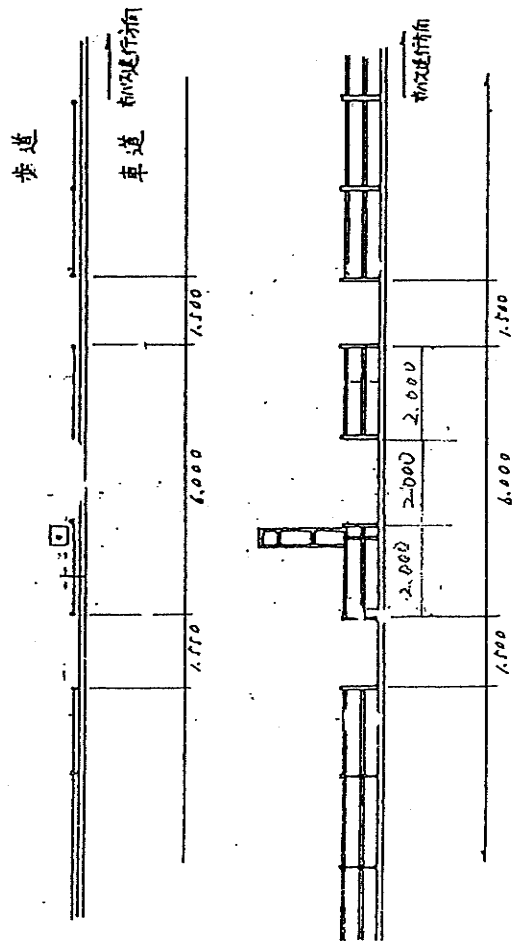
図2-13 (イ)

バス停車帯標準図 S = 1/300

(第4種道路 設計速度 40 Km/h)

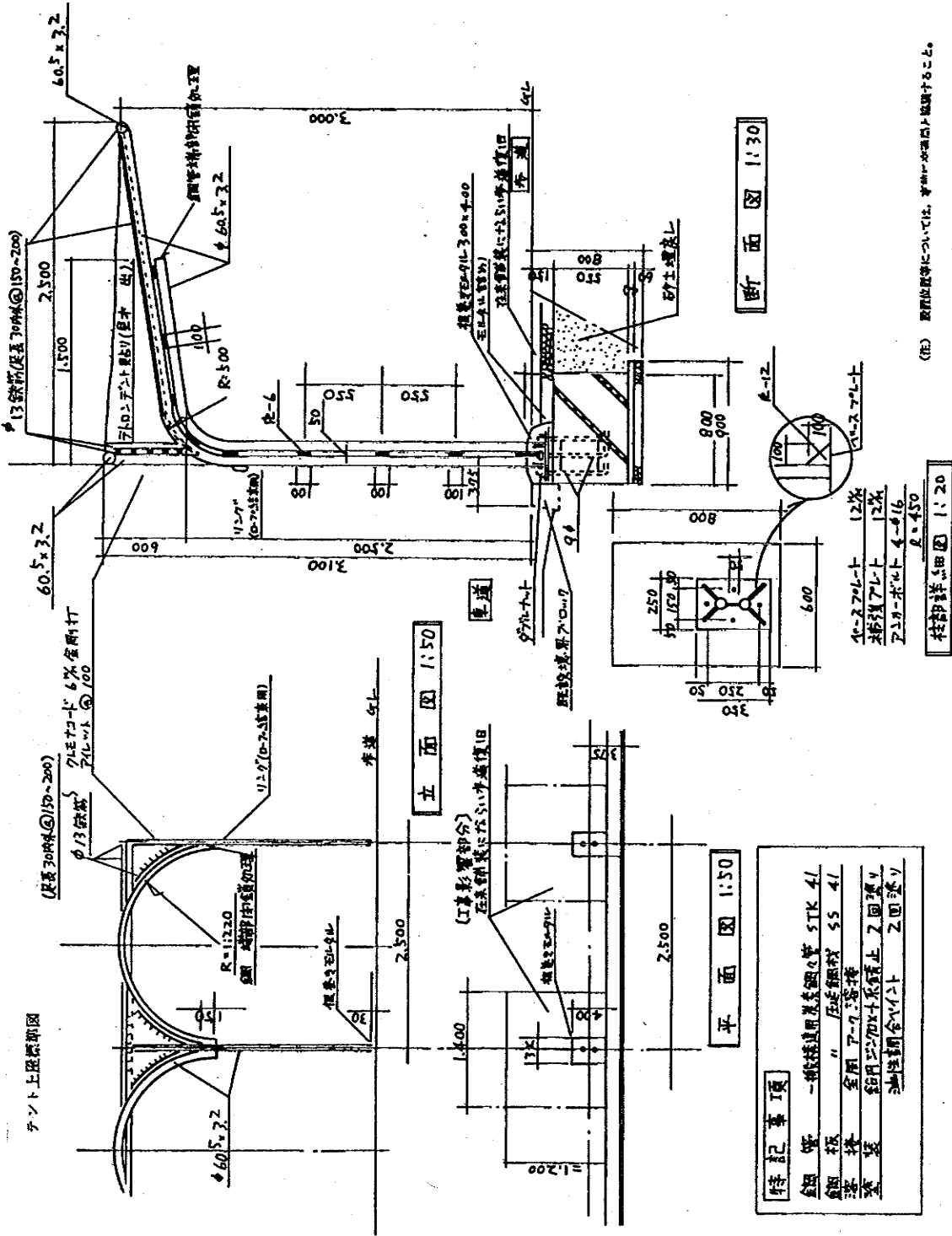


安全柵、大型行灯設置図



(注)設置位置等については、事前に交通局と協議すること。

図 2-13 (口)



(街路樹)

第36 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯又は植樹柵を設け、その他の道路には必要に応じ、本市と協議して設けるものとする。

2 植樹帯の構造は、道路横断方向に1.5メートルを標準とし、植樹柵の構造は道路横断方向に1.5メートル、縦断方向に1.5メートルを標準とする。

3 植樹帯には、高木及び低木を植栽し、高木(高さ3メートル以上、目通0.15メートル以上)は、6~10メートル間隔に植栽し、他の部分には低木を密植するものとする。

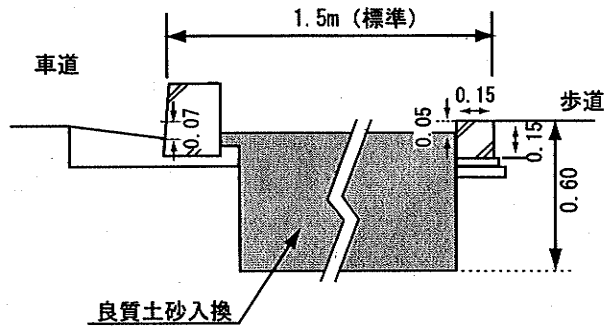
4 (削除)

5 植栽形態(中央分離帯・交通島・交差点部等を含む)、樹種、植栽の方法、管理施設の設置については、本市と協議して定めるものとする。

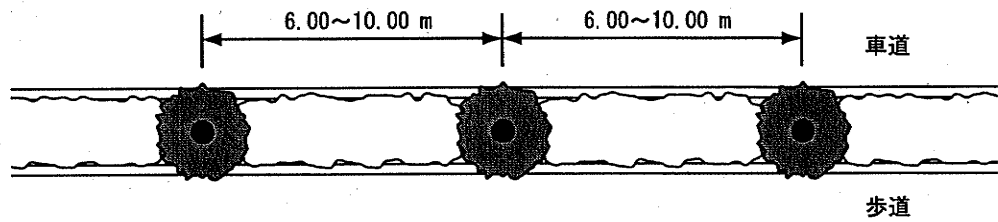
6 植樹帯及び植樹柵の標準は、図2-14とする。

图2-14 植樹帶・植樹樹標準図

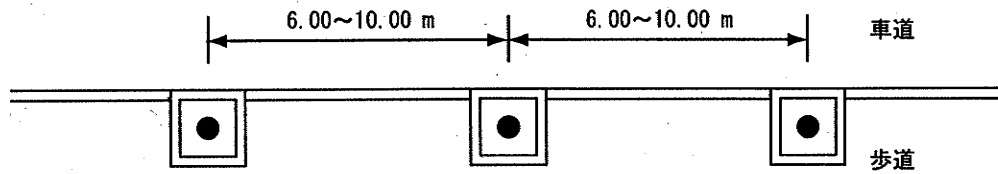
断面図



平面図 (植樹帶)



平面図 (植樹樹)



第 9 節 占 用

(占 用)

第 37 道路の占用は、次の各項によるものとし、定めのない事項については神戸市道路
占用許可基準によるものとする。

2 電柱（支線、支柱、支線柱を含む。）の建柱位置は道路敷外に設置するものとし、や
むをえない事情がある場合には、次の各号及び図 2-15 によるものとする。

(1) 法敷（石積擁壁を含む。）を有する道路では、法敷に設けること。

(2) 歩道に設置する場合は、歩道の車道側に設けること。

(3) 区画街路で規定幅員以外に幅 50 センチメートル以上の路上施設帯を設けてある場
合は、路上施設帯に設ける。

(4) 新設する道路は、有効幅員 4.0 メートル以上確保できるように電柱の位置を計画す
ること。

(5) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設けること。（共架柱とすること。）

(6) 交差点での建柱は、原則として隅切端から 5 メートル以上離すこと。

3 占用物件を埋設する場合において車道（歩道と車道の区別のない道路にあつては路
面幅員の $2/3$ に相当する路面の中央部）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、
占用物件本線については車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ公益上やむをえな
い事情があると認められたときはこの限りではない。

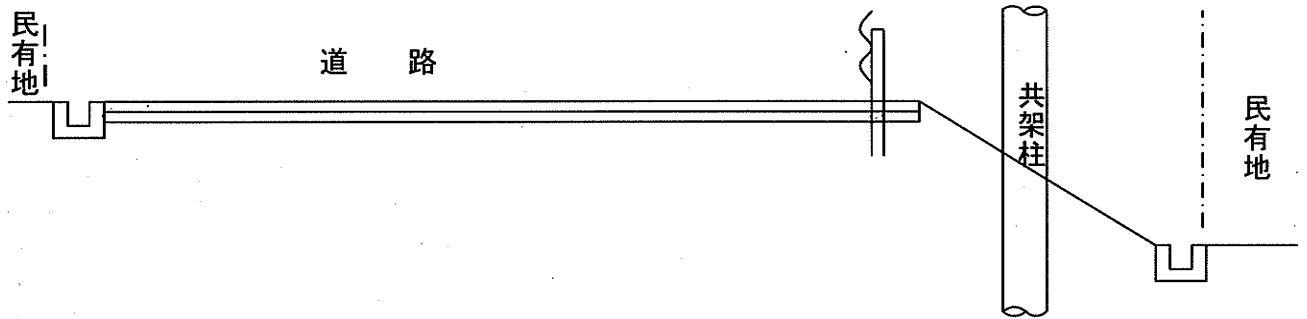
4 第 1 項及び前項による埋設が困難な場合は図 2-16 により埋設するものとする。

5 埋設物の頂部と路面との距離は表 2-7 及び表 2-8 によるものとする。ただし、電
線、水管、ガス管、又は下水道管等の各事業管理者による占用の場合は、表 2-9 に
よることが出来る。

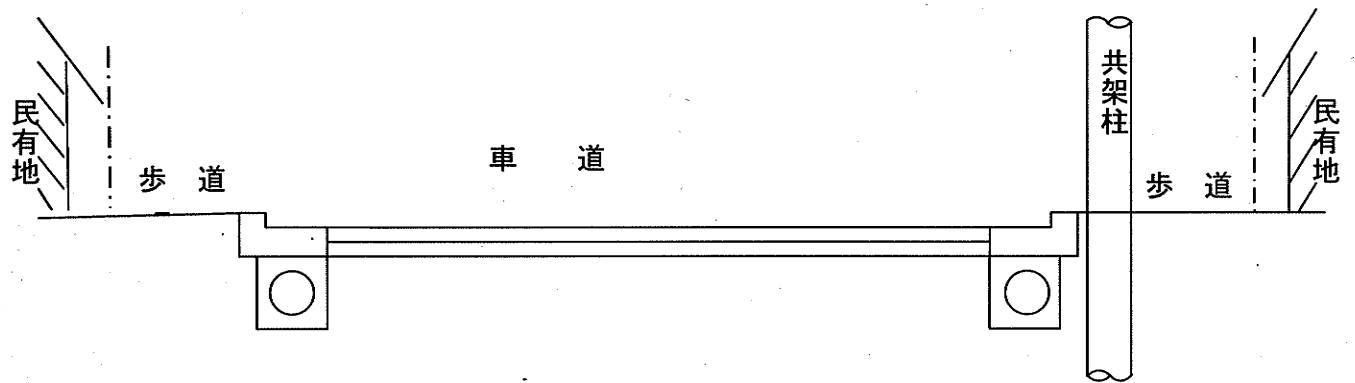
6 道路の設計協議成立後すみやかに、各占用物件の設置について、各占用事業管理者
と事前に打合せの上（協議成立前）、別に定める様式により協議を行い承認を得ること。

図 2-15 電柱建柱位置標準図

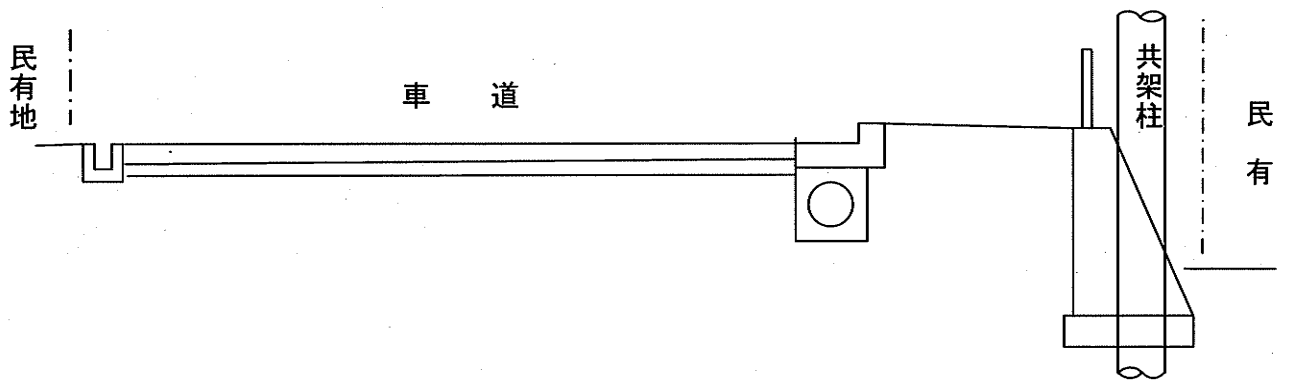
(法敷のある場合)



(歩道と車道の区別のある場合)



(法敷等のある歩道の場合)



(施設帯のある区画街路の場合)

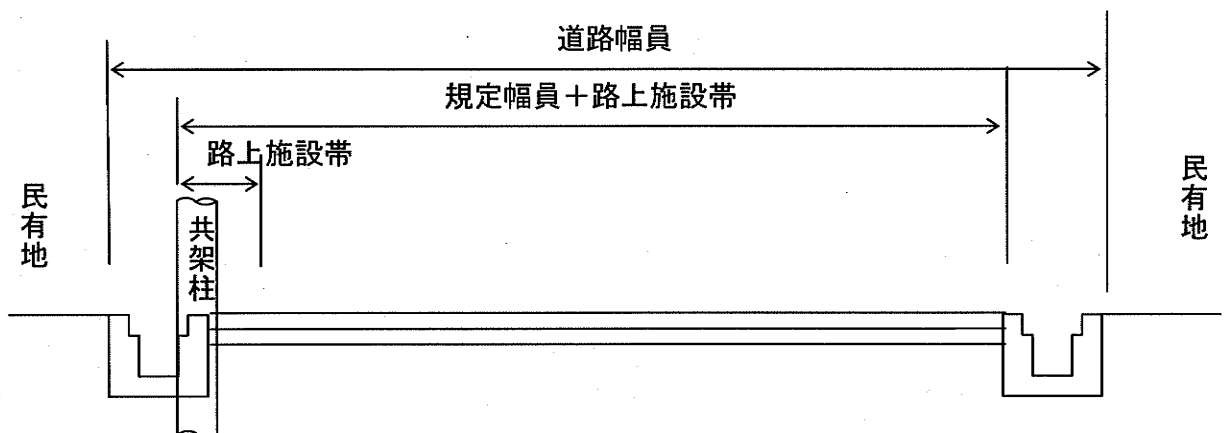
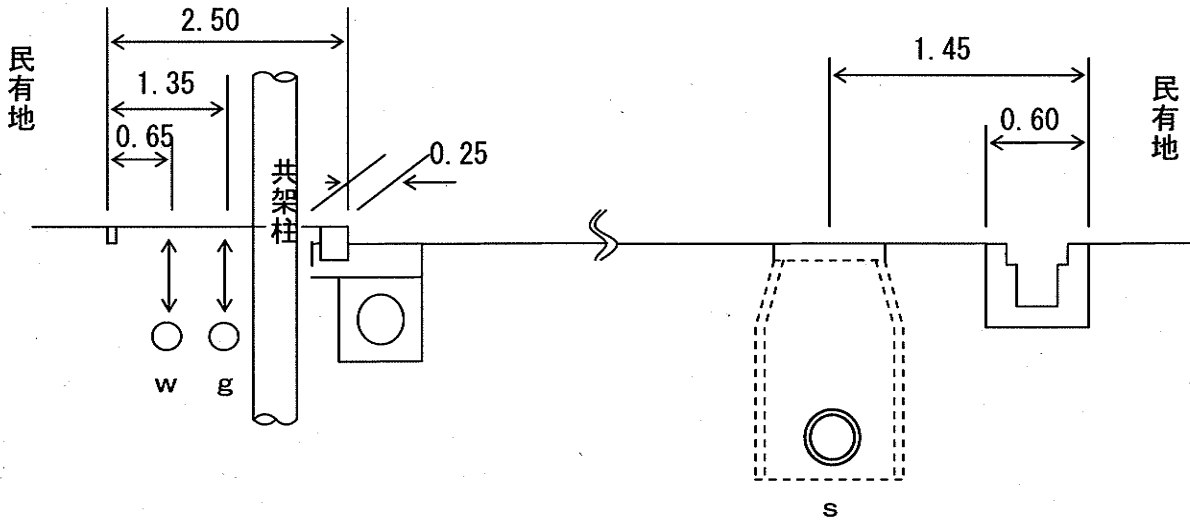
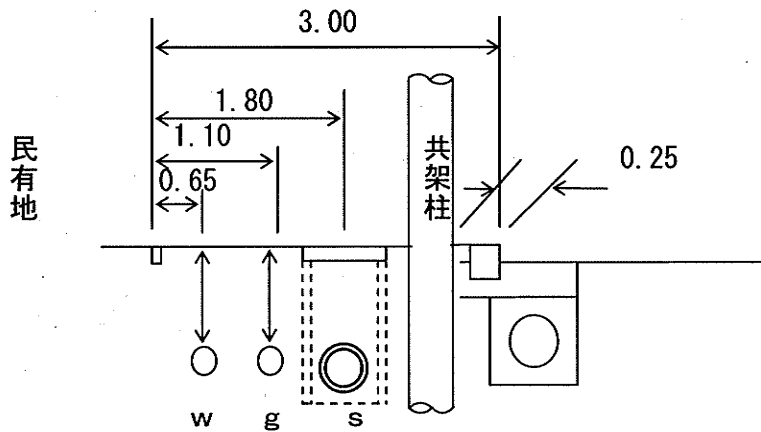


図 2-16 道路占用物件配置標準図

(歩道幅員 2.50m)

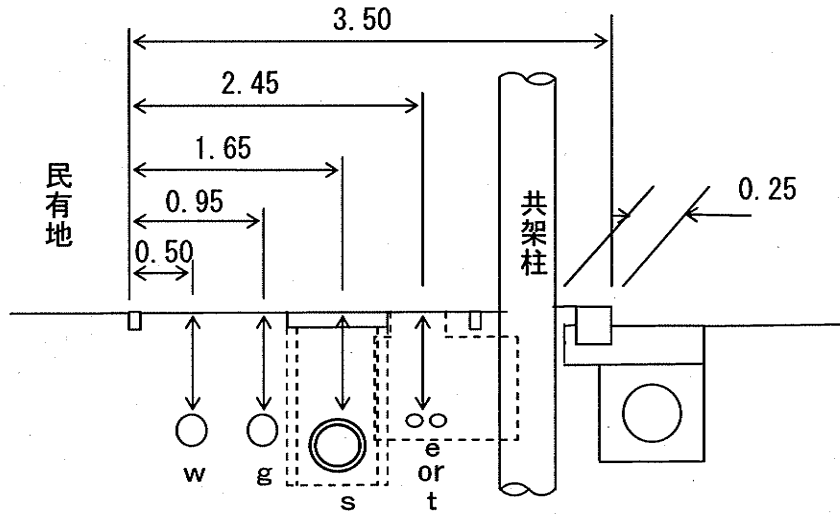


(歩道幅員 3.00m)



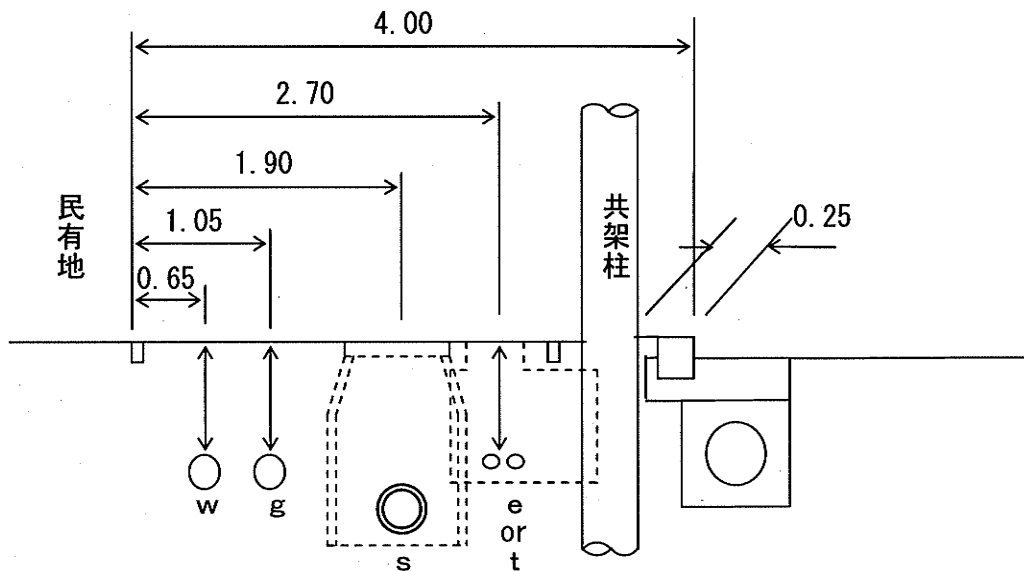
- 注：1) 汚水人孔の内径は 0.60m とする。
 2) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。

(歩道幅員 3.50m)



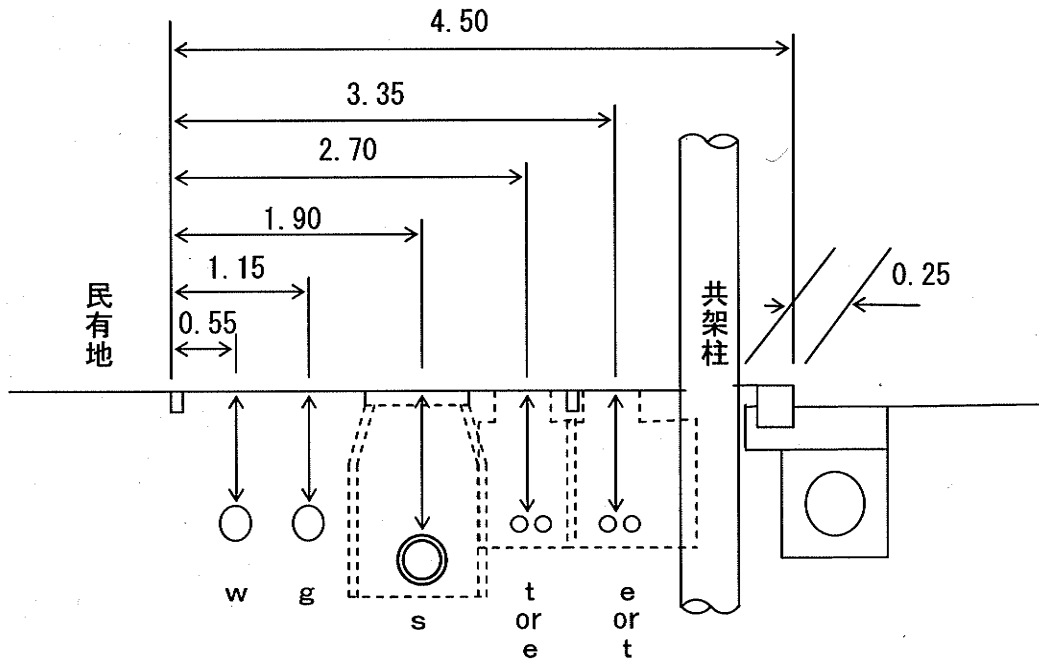
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 汚水人孔の内径は 0.60m を標準とする。
 3) e 又 t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(歩道幅員 4.00m)



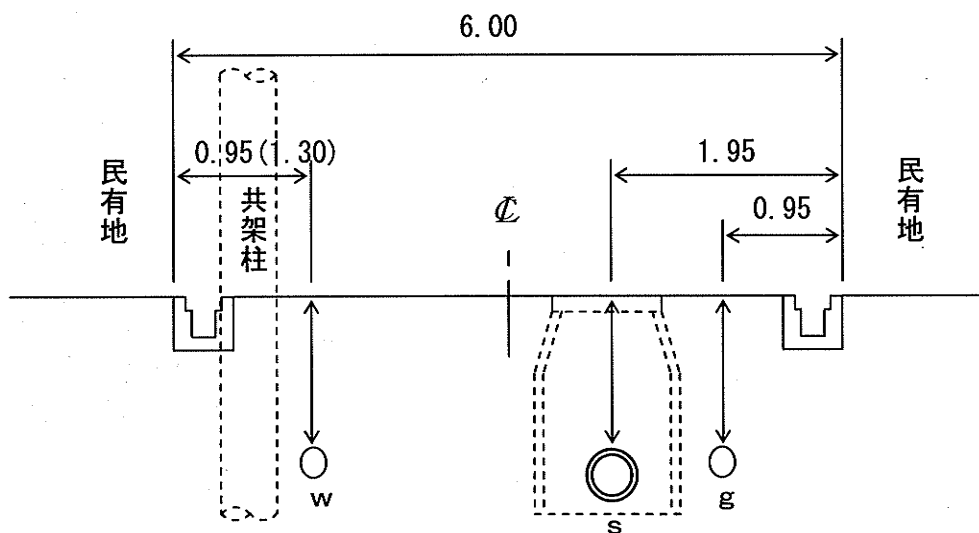
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e 又は t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(歩道幅員 4.50m)



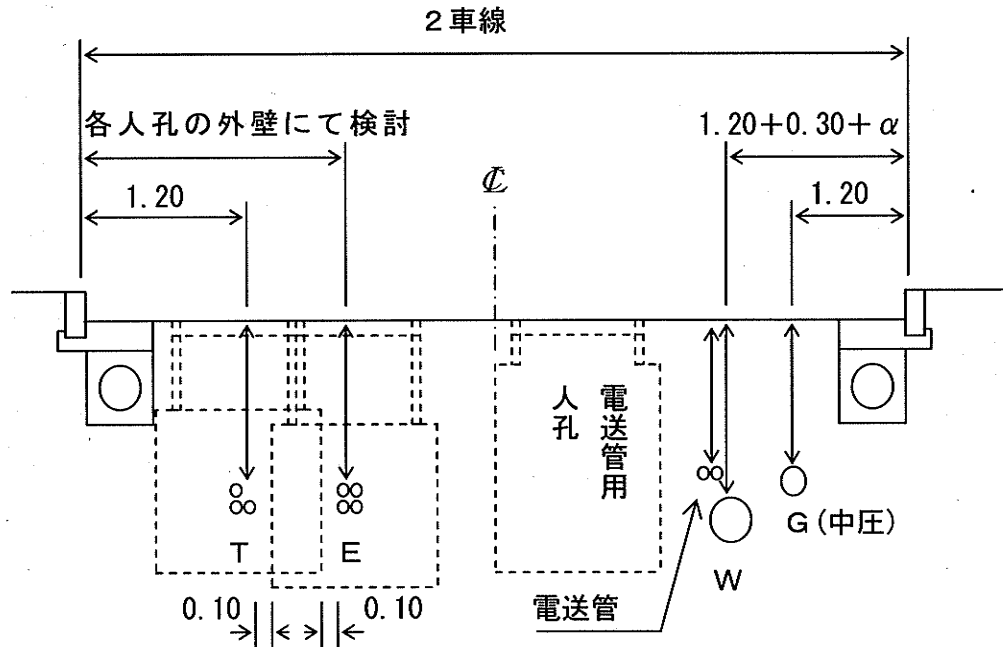
- 注：1) w. gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e又はtの人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(道路幅員 6.00m)



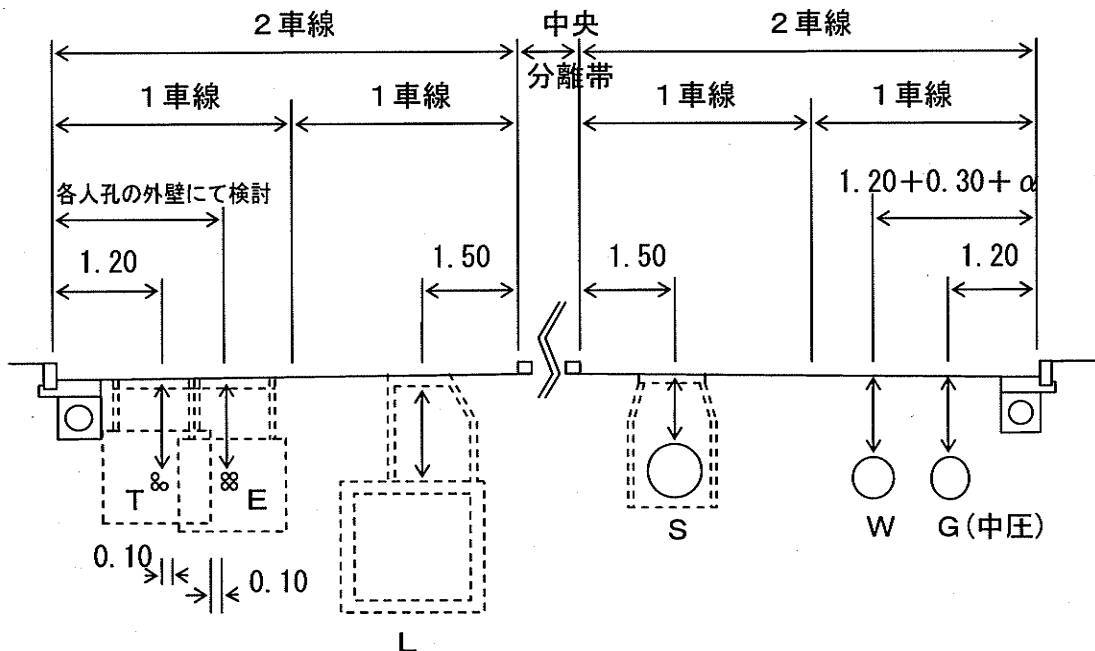
() 電柱を建柱する場合

(両側に歩道がある道路 (2車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (歩道幅員 2.5mから 4.5mの図を参照)

(両側に歩道がある道路 (4車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (歩道幅員 2.5mから 4.5mの図を参照)

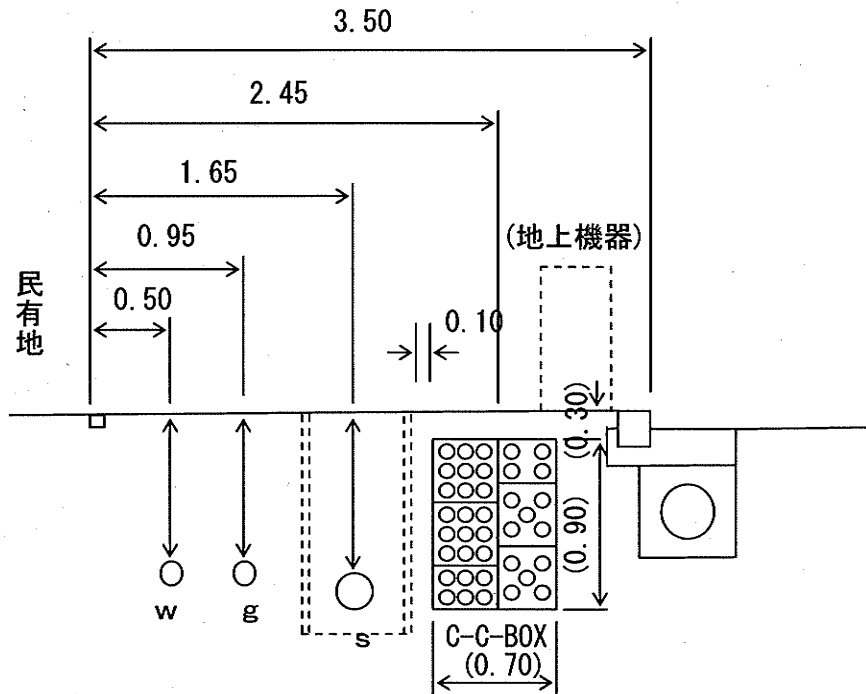
2) 水道送水管と水道電送管を同時占用する場合は、電送用人孔を考慮する。

(上記の2車線図を参照)

電線類地中化 参考図

電線類の地中化の手法は、①単独地中化方式(電線類管理者施工)、②自治体管路方式(自治体施工)、③キャブ方式(道路管理者施工)、④電線共同溝(C-C-BOX)方式(道路管理者施工)がある。

電線共同溝(参考図)



- 注：1) 地中化施設の寸法は、上記施行者(将来管理者)と協議する。
 2) w. gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。
 3) 汚水人孔の内径は0.60mを標準とする。

占用物件の表示方法

表示記号	占 用 物 件	表示記号	占 用 物 件	表示色
W	上水道（送水）	w	上水道（配水）	青
S	下水道（汚水幹線）	s	下水道（汚水枝線）	茶
L	下水道（雨水幹線）	ℓ	下水道（雨水枝線）	黄
T	電 話（主要管路）	t	電 話（配管路）	橙
E	電 力（送電）	e	電 力（配電）	赤
G	ガ ス（高圧・中圧）	g	ガ ス（低圧）	緑
			その他（有線放送・CATV 他）	桃

表 2 - 7 埋設管の頂部と路面との距離

地下埋設物件	内 径	車 道 部		歩 道 部	
		標 準	特 例	標 準	特 例
水管、ガス管 下水道管等	400mm以下	1.2m以上	1.0m以上	1.2m以上	0.6m以上
	900mm以下	1.5m以上	1.0m以上	1.2m以上	1.0m以上
	901mm以上	2.0m以上	1.0m以上	1.5m以上	1.0m以上
地下構造物	—	3.5m以上	2.5m以上	3.5m以上	2.5m以上

ただし、ガス導管（高圧 2MP a 以上）については、1.8m以上とする。

表 2 - 8 埋設物の頂部と路面との距離

地下埋設物件	道 路 種 別	標 準	特 例
地 下 電 線	幹 線 道 路 （車道）	1.5m以上 3条以下の場合 1.2m以上	1.0m以上
	その他の道路 （車道）	1.2m以上	1.0m以上
	歩 道	1.2m以上	0.6m以上

表 2-9 埋設管等の頂部と路面との距離

埋設物件	車 道			歩 道		
	標 準		特 例	標 準		特 例
	一 般	浅層埋設管		一 般	浅層埋設管	
電線 水管 ガス管 下水道管	120cm 以上	(1)新設・改築道路 舗装厚+30cm 以上 〔但し、 ①区画街路 : 70cm 以上 ②2車線道路等 : 90cm 以上 (2)道路掘削跡復旧等 舗装厚+30cm 以上 (但し 60cm 以上)	60cm 以上	120cm 以上	舗装厚+30cm 以上 (但し 60cm 以上)	60cm 以上
地下通路	350cm 以上	—	250cm 以上	350cm 以上	—	250cm 以上

(注1)「浅層埋設管」とは、別表に示すものをいう。

(注2)「舗装厚」とは、路面から路盤の最下端までの距離をいう。

(注3)「(1)新設・改築道路」とは、道路の新設・改築等を行う場合で、舗装要綱（日本道路協会）に基づいて舗装の設計・施工を行う場合をいう。

(注4)「(2)道路掘削跡復旧等」とは占有掘削工事または道路掘削跡復旧工事を行う場合で、神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書に基づいて舗装工事を行う場合をいう。

(注5)「①区画街路」とは、歩車の分離の無い幅員4～6m程度の道路をいう。

(注6)「②2車線道路等」とは、区画街路以外の道路で、2車線以上の道路等をいう。

(注7)下水道管の本線(下水道施設における基幹的な線で、下水排除面積が概ね20ha以上の管を指す。)については、300cm以上(特例100cm以上)とする。

(注8)2MPa以上の高圧ガス管については、180cm以上とする。

(注9)新設・改築道路において、路床土の設計CBRを改善するための路床改良工を実施する場合は、その施工に支障がない埋設深さとする。

[別 表]

浅層埋設管の種類（規格）及び管径について

(1) ガス事業

- ・鋼管 (J I S G 3452) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ポリエチレン管 (J I S K 6774) 200mm以下のもの

(2) 水道事業

- ・鋼管 (J I S G 3443) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6742) 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204 kg f/cm²以上) 200mm以下で
外径/厚さ=11のもの

(3) 下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ヒューム管 (J I S A 5303) 300mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・陶管 (J I S R 1201) 300mm以下のもの

(4) 電気事業

- ・鋼管 (J I S G 3452) 250mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) 250mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54 kg f/cm²以上) Φ125×9条以下のもの
- ・ケーブル保護鋼管 (略称: KGP管) (平成12年3月24日認定) 80mm、125mm
- ・PFP管 (平成12年3月24日認定) 125mm、150mm、
175mm、200mm

(5) 電気通信事業等

- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 75mm以下のもの
- ・鋼管 (J I S G 3452) 75mm以下のもの

(6) その他 (農業、農村整備事業における農業用水管)

- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) VU管、VP管 (平成12年2月3日認定)
300mm以下のもの

(注1) 上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。

(注2) 上記以外の管路等であっても、道路管理者が同等以上の強度を有することを認めたものについては、上記の各管径を超えない範囲内において、上記の管路等と同様に扱うことができるものとする。

(注3) 下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

第 10 節 道路の引継

(道路台帳)

第 38 引継にあたっては、建設局制定の「道路の引継ぎに関する要綱」に基づき、所要の引継図書を作成のうえ円滑に引継ぐものとする。

(境界標)

第 39 道路と民地との境界を明確にするため、境界線の各折点及び設置を必要とする箇所には本市の規格する境界標を設けるものとする。

2 境界標の設置については、上記要綱に記載の「道路境界標設置基準」によるものとする。

第 3 章 公 園

(設置基準)

第 40 設置計画においては、住民の利用の便（緑道、歩道、学校、住区センター等との関連）と景観が十分生かされるとともに、災害防止及び避難活動にも適するよう計画するものとする。

2 公園は、低湿地・高圧線下・その他利用に障害及び危険となる土地や地役権等の私権が設定されている土地は、避けるものとする。

3 公園の外周は、原則として民地に接しないものとする。

(形 状)

第 41 公園は、原則として平坦にして、最短辺が最長辺の 3 分の 1 以上の矩形又はこれに近い形で、園路・広場・遊戯施設・植栽等の公園施設が有効に配置できる形状とする。

(造 成)

第 42 良好な表土は、一時保存し造成に活用するものとする。

2 造成地内に公園の景観、利用形態の観点から有効な植生等良好な現況（ただし、防災的に危険な法面等は除く。）が存する場合は、造成計画にそれを効果的に取り込むものとする。

3 公園造成における擁壁の高さは、原則として 4 メートルを限度とするものとする。

4 公園造成における法面勾配は、原則として 2 割より緩くするものとし、その形成においては、防災的配慮と全体的景観及び利用の考慮をもとに、法面形態を決定するものとする。

5 公園造成予定地が、ガラ・ゴミ混入の著しい廃土で形成されている場合又は軟弱地盤の場合は、良質土と入替えて造成するものとする。

6 公園内の排水は原則として開渠排水とし、流出量・排水効果及び表土の流出防止等を勘案して、適切な造成措置及び排水施設を設けるものとする。

(施 設)

第 43 公園施設は、それぞれの機能が十分に発揮されるように配置するものとし、原則として遊戯施設や休息コーナーは広場と分離して設けるものとする。

2 公園内の緑化面積は、街区公園及び運動公園にあつては公園面積の 30%以上、その他の種別の公園では 50%以上を標準とし、緑豊かで自然に親しみやすい環境の確保及び防犯面からの見通しの確保に配慮して計画するものとする。また、植栽量は、緑化面積 10 平方メートル当り高木（高さ 3.0 メートル以上）1 本以上、低木（高さ 0.3 メートル以上 1.0 メートル未満）50 株以上の密度とし、高木：中木：低木＝1：3：15 及び低木：地被植物（草本性植物は除く）＝1：5（本数換算）の植替えを可能とする。

- 3 植栽に際しては、良質土（表土を含む。）の客土及び適量の土壌改良剤を使用するものとする。
- 4 植栽する樹種及び樹木の大きさの選択に際しては、地域の植生を考慮するとともに、公園形態および周辺の環境等十分考慮して行なうものとする。
- 5 公園の利用に際し、危険を伴う箇所については、柵その他の必要な施設を設けるものとする。
- 6 公園の出入口は、原則として、すべて公道に接して2箇所以上設置するものとする。なお、そのうち1箇所は、管理用の車の通行可能な出入口を設けるものとする。
- 7 園路及び広場は、利用形態を考慮して、整地や舗装の措置を十分講ずるものとする。
- 8 公園区域は、構造物をもって明示するとともに、必ず境界石又は境界プレートを設置するものとする。
- 9 公園施設は、表3-1を標準として設置するものとする。

表 3 - 1 公園の施設

公園の種類	施設設置例
街区公園	園路・広場、植栽、ベンチ、休憩所、ブランコ、スベリ台、砂場、鉄棒、複数の遊具を組み合わせた総合遊具、水飲場、園門、柵、防球フェンス（運動広場のある場合）、照明灯、散水栓、車止め、その他必要な施設
近隣公園・ 地区公園	街区公園に設ける施設以外に、運動施設、修景施設等、その他必要な施設

- 10 公園施設の計画に際しては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって安全で快適な公園となるよう十分考慮するものとする。なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき定められた「都市公園移動等円滑化基準」に従うものとする。
- 11 公園施設の種類・数量・配置及び構造等については、上記項目及び「神戸市公園施設設計設置基準」及び「神戸市公園施設標準図集」に基づいて設計するものとし、施工に関する一般的事項については「土木請負工事必携」に準拠するものとする。

第 44 (削除)

第 45 (削除)

第 46 (削除)

第 47 (削除)

第 4 章 上 水 道

(市施設からの給水)

第 48 市水道事業施設から給水を受けようとする場合は、本市において、給水計画をたて設計、施工するため、事前に協議するものとする。

ただし、小規模な開発で、給水装置のみの工事でよいと水道事業管理者が認めた場合には、開発者において神戸市水道条例、及び関係規程により、設計、施工するものとする。

第 5 章 下 水 道 施 設

(下水道計画)

第 49 下水道施設とは、管路施設（管渠、マンホール、取付管、ます等の総称）、ポンプ場施設及び処理施設（し尿浄化槽を除く。）の総称をいい、この計画にあたっては次の各号に掲げる事項を十分考慮するものとする。

- (1) 排水計画にあたっては、維持管理を容易に行なえるようにするものとする。
- (2) 雨水排除施設については、管理者となる者を明確にし、開発と施設整備によって下流地域に質量的に支障を与えないよう、地区内外にわたって十分考慮するものとする。
- (3) 汚水排水計画にあたっては、神戸市下水道計画を確認するものとする。
- (4) 雨水管路及び汚水管路を公道に設けることができない場合において、下水道管理者に帰属する下水道敷の幅員は原則、雨水管路にあつては管路構造物最大外幅とその外側に幅員 1.0 メートル以上の管理用通路をとり、汚水管路にあつては 3.0 メートル以上とする。

管理用通路は原則としてコンクリート舗装を施し下水道敷はフェンス等で囲むものとする。

- (5) 本市の下水道管理者が管理することとなる雨水管路の流末は、原則としてすべて公共水路（公共水路とは、河川管理者の管理する河川、公共下水道管理者の管理する雨水管路、もしくは海、水路）に接続するものとする。ただし池に流入する場合は、下記の条件を満足するものとする。

ア 池から下流の水路が公共水路であること。

イ 池の管理者が明確であり、管理者の同意が得られること。

ウ 開発による池の流入量の増加に対し、技術的に安全なような施設が設けられていること。

エ 原則としてバイパス水路を設けるものとする。

(雨水管路)

第 50 設計にあたっては本要綱及び本市下水道設計標準図（管路施設の部）によるほか、日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」に準拠するものとし、詳細については、本市係員の指示に従うものとする。

2 雨水管渠の計画流出量は、下記の方法により算出するものとする。

計算式：合理式

$$q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot R \cdot A$$

q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 流出係数

R : 降雨強度 (mm/hr)

$$R = \frac{400}{\sqrt{t+0.4}} \quad (10 \text{ 年確率降雨強度式})$$

t : 流達時間 (min)

$$t = \frac{L(\text{管渠の延長m})}{60(\text{sec/min}) \times v (\text{実流速m/sec})} + \text{流入時間 (min)}$$

A : 排水面積 (ha)

(1) 流出係数

市街化調整区域

ア) 山地 0.55 イ) 山地以外 0.60

市街化区域

ア) 南六甲市街地 (東灘区、灘区、中央区、兵庫区、須磨区 (南部)) 0.85
イ) 神戸市西部・内陸部 (須磨区 (北部)、垂水区、西区、北区) 0.70
ウ) 海上都市 (ポートアイランド、六甲アイランド等) 0.70

(2) 流入時間

残流域 2.5ha 相当の流入時間は 5 分とする。残流域がこれより大きい場合は、流下時間を考慮すること。

(3) 流量公式：マニング公式

$$Q = V \cdot A$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

Q : 流量 (m³/sec)

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数

I : 勾配

R : 径深 $\frac{A}{P}$ (m) A : 流水の断面積 (m²)

P : 流水の潤辺長 (m)

(4) 粗度係数 n

煉瓦モルタル積	0.015
石積	0.025
新しいコンクリート管渠	0.013
古いコンクリート渠	0.015
合成樹脂管（更生工法によるものを含む）	0.010

粗度の異なる潤辺を有する断面の場合、合成粗度を用いる。

参考：合成粗度（アインシュタインの公式）

$$n = \left[\frac{P_1 n_1^{\frac{3}{2}} + P_2 n_2^{\frac{3}{2}} + P_3 n_3^{\frac{3}{2}}}{P_1 + P_2 + P_3} \right]^{\frac{2}{3}}$$

3 流速は、上流から下流に従って速くなるよう設計するのを原則とする。計画流速の上限は計画流出量に対し、原則として 3.0 メートル／秒とし、下限は 0.8 メートル／秒とする。3.0 メートル／秒をこえる場合は、落差工を設け、落差部分には水流による水路底の洗掘等を考慮し、水路構造物以外に同一コンクリート強度で、厚さ 0.1 メートル以上の磨耗層を加えるものとする。なお、落差は 0.3 メートル以下とし、ステップ長 1.0 メートル以上とする。

4 流量計算

流量計算表は表 5-1 を使い、各地点ごとに排水面積をきめ、各点について流量計算するものとする。

5 円形、矩形、その他断面決定には、施工維持管理の難易、地形、その他種々の条件を 検討して決定するものとする。

(1) 雨水管渠は、流域面積 2.5 ヘクタール以上で、かつ最小断面が開渠の場合は、600×600 ミリメートル、円形の場合は、600 ミリメートル、矩形暗渠の場合は、1000×1000 ミリメートル以上のものとする。

(2) 計画断面は、計画雨水流出量の 1.2 倍を流すことができる断面とする。開渠の場合は、更にその水路内のり高さの 2 割（最低 30 センチメートル）の余裕高を加えた断面とする。

なお、この断面は、円形管の場合は満流で、矩形渠の場合は 90%水深で計算するものとする。

断面決定時の雨水流量 $Q \geq 1.2q$

6 管路を公道に布設する場合は、第 2 章道路第 9 節占用の規定によるものとする。

7 管渠の接合及び曲率半径については、次の各号によるものとする。

(1) 管渠の管径が変化する場合又は管渠が合流する場合は、原則として水面接合又は管頂接合とする。

(2) 管渠が合流する場合の中心交角はなるべく 60 度以下とする。

(3) 管渠が曲線をもって合流する場合、又は屈曲する場合の曲率半径は内径の 5 倍以上とする。

8 マンホールについては、次の各号によるものとする。

(1) 暗渠構造のうち次に掲げる個所には、マンホールを設けるものとする。

ア 管渠の方向、勾配、又は断面が変化する個所および合流する個所

イ 公共の用に供する管渠の始まる個所

ウ 管渠を階段接合をもって接合する場合に段差を生ずる個所

エ その他管渠の維持管理上必要な個所

(2) 最大マンホール間隔は 50～100 メートルとする。

(3) (削除)

(4) マンホールには管理を容易にするため、耐蝕性のある足掛金物を取付けるものとし、取付箇所は、下水道設計標準図（管路施設の部）によるものとする。

9 管渠の構造等については、次の各号によるものとする。

(1) 使用材料は、次のものを標準とする。

ア 鉄筋コンクリート管（JIS-A5303 遠心力鉄筋コンクリート管）

イ 現場打ち矩形渠 (RC)

ウ 既製矩形渠 (RC)

(2) 矩形渠の底部については、インバートを設けるものとし、インバートの曲線半径は、構造物内幅の 2 倍とする。

10 管渠には、土質、荷重及び土被り等の状況により安全な基礎工事を施すものとする。

ただし特に軟弱な地盤の場合は土砂の入替、梯子胴木、枕胴木、又は杭打等を施し、必要に応じ、コンクリート、又は鉄筋コンクリートの基礎を設けるものとする。

11 管渠を布設する場合で、特に土被りの浅い箇所、又は深い箇所については、適切な防護工を施すものとする。

12 取付管及び雨水ますについては、第 2 章第 7 節排水施設によるものとする。

なお取付管は、原則として雨水管渠が円形の場合は、直接取付けないものとする。

(汚水管路)

第 51 計画汚水量は、次の各号に掲げる事項を考慮のうえ算出するものとする。構造規格等は、本市下水道設計標準図(管路施設の部)によるほか、日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」に準拠するものとし、詳細については本市係員の指示に従うものとする。

(1) 開発区域内における下水道汚水管渠の設計人口は、一戸当り 4 人、又は 1 ヘクタール当り 110 人の値の大きい方をとり、計画給水人口を参考のうえ決定するものとする。

(2) 汚水管渠の 1 人 1 時間雨天時最大汚水量は 46 リットルとする。

(3) 汚水管渠における余裕は

(イ) $\phi 1350\text{mm}$ 以下の場合、計画時間最大汚水量に対して 100% 取る。

(ロ) $\phi 1500\text{mm}$ 以上の場合、計画時間最大汚水量に対して 50% 取る。

2 流量計算は表 5-2 を使い、各路線別に計算し、マンニング公式により断面及び勾配を決定するものとする。

3 管内の流速は、計画汚水量に対し、最小 0.6 メートル／秒、最大 3.0 メートル／秒の範囲内とする。理想的な流速は、1.0～1.8 メートル／秒である。末端管渠において、微少流量の場合は、下記に示す最小勾配以上とすること。

ア 合成樹脂管（粗度係数 0.010） 3 ‰

イ ヒューム管（粗度係数 0.013） 5 ‰

4 最小管径は、幹枝線にあつては円形管 200 ミリメートルとする。ただし、それぞれの計画区域における将来的な汚水量の動向や地域の状況によって適切な最小断面を設定すること。取付管については 150 ミリメートルとする。

5 管路を公道に布設する場合は、第 2 章道路第 9 節占用の規定によるものとする。

6 管渠の接合は、次の各項を考慮して定めること。

(1) 管渠の接合方法は、原則として管頂接合とする。

(2) 2 本の管渠が合流する場合の中心角は、なるべく 60 度以下とし、曲線をもって合流する場合曲線の半径は内径の 3～5 倍を原則とする。

(3) 2 本の管渠が合流する場合は、流入するそれぞれの管渠の計画汚水量を考慮し、汚水の流下が円滑になるよう計画汚水量が少量の流入管渠をインバート高（流出管径の 1/2）程度浅く接続することを原則とする。

(4) 最小勾配 3.0 ‰で計画する場合は、人孔内落差を 3.0 センチメートル以上確保することを原則とする。

(5) 屈曲部または合流部の人孔で、流出管渠に対し流入管渠が鋭角となる場合、上流側に人孔を設置し 2 段階の接合で角度を緩くするか、段差を設け接合する。また、段差接合とする場合は十分な速度水頭を維持するよう計画すること。

7 マンホールについては次の各号によるものとする。

(1) マンホールは、管渠の起点及び方向、勾配、管渠径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所並びに維持管理のうえで、必要な箇所に必ず設ける。

(2) 小口径（φ 600mm 以下）管渠の直線部におけるマンホール間隔は、100 メートル以下とし 1 号マンホールを原則とする。特に維持管理上支障のない場合は、小型マンホールを採用することも可能である。ただし、小型マンホールは連続して配置しないこととする。この場合のマンホール間隔は 80 メートル以下を原則とする。

(3) 以下の条件においては、小型マンホールは使用しないこととする。

- ・マンホール深が 2.0 メートル以上となる箇所
- ・小型マンホール蓋に輪荷重が上載する箇所

表 5-3 管渠径別マンホール最大間隔

管渠径(mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以上
最大間隔(m)	100(80)	100	150	200

() は、小口径マンホールと 1 号マンホール以上の交互使用を示す。

(4) マンホールには管理を容易にするため、耐蝕性のある足掛金物を取付けるものとし、取付箇所は、本市下水道設計標準図（管路施設の部）によるものとする。

(5) マンホール内の段差（落差）が 0.6 メートル以上になるときは、副管を設けることとする。副管は原則としてマンホールの外側に設置するものとする。

8 汚水管路布設にコンクリート製品を使用する場合は、J 1 S 規格のほか、本市が型式承認した下記によるものとする。なお、下水道用硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管の使用にあたっては、本市と協議のうえ日本下水道協会が制定した規格によるものとする。

(1) ヒューム管は、遠心力鉄筋コンクリート管（J 1 S A 5303）B 型管とする。

(2) （削除）

(3) （削除）

(4) マンホール側塊は、本市下水道設計標準図（管路施設の部）で型式承認したものを使用するものとする。

(5) マンホールふたは、神戸市型マンホールふた製作仕様書によるものとする。

9 取付管及び接続ますについては、次の各号によるものとする。

(1) 取付管及び接続ますは原則として各戸（各区分）に設け、その位置選定にあたっては、汚水本管との取付を考慮のうえ決定するものとする。

(2) 接続ますの設置場所は、原則として官民境界から 50 cm 以内の宅地内に設けるものとする。

宅地が道路面より 1 メートル以上高く、擁壁等を設ける場合は、本市係員の指示によるものとする。

接続ますの深さの限度は、最高 1.2 メートルとする。接続ますの構造は、雨水の入らない防臭型とし、本市下水道設計標準図（管路施設の部）に準拠するものとする。

(3) 取付管は次の各項を考慮して定める。

ア 取付管の材料は硬質塩化ビニール管（K 1）を標準とする。

イ 取付管の布設方向は、本管に対して直角かつ直線的に布設し、本管の取付部は本管に対して 90 度とする。

ウ 勾配は 10‰以上とする。

エ 最小管径は 150 ミリメートルとする。

オ 取付管は支管接続を原則とし、位置は本管の中心線から上方に取り付ける。ただし、取付管からの流入汚水量が多い場合は人孔接続とする。最上流部で将来的にも上流からの流入がないものと判断される箇所については、マンホール接続を原則とする。

第 52 (削除)

第 6 章 河 川

(計画高水流量の算定)

第 53 中小河川では、ダム計画や遊水池計画がない場合には、一般に合理式によって、計画高水流量を計算する。

$$Q = \frac{1}{3.6} \cdot f \cdot r \cdot A \cdot (1 + \alpha)$$

Q : 計画高水流量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 洪水到達時間内の平均雨量強度 (mm/h)

A : 流域面積 (km²)

α : 土砂混入率 (一般に考慮しない)

(1) 流出係数 (f)

合理式法において用いる流出係数の値は、流域の地質、将来における流域の土地利用状況等を考慮して決定するものとする。

表 層 区 分	流出係数
市街地・宅地・工業団地・裸地	0.9
ゴルフ場・放牧場	0.8
山地・丘陵地・水田	0.7
畑・原野・平地	0.6

(2) 洪水到達時間 (t)

合理式法において用いる洪水到達時間 (t) は、原則として雨水が流域から河道に至る流入時間 (t₂) と河道内の洪水伝播時間 (流下時間 t₁) の和とする。

$$t = t_1/60 + t_2 \qquad t : \text{洪水到達時間 (min)}$$

a. 洪水伝播時間 (t₁)

i	1/100 以上	1/100~1/200	1/200 以下
w	3.5m/sec	3.0m/sec	2.1m/sec

$$t_1 = \ell / w$$

$$i = h / \ell$$

- t_1 : 洪水伝播時間 (sec)
- ℓ : 流路長 (m)
- w : 洪水流出速度 (m/sec)
- i : 流路勾配
- h : 標高差 (m)

b. 流入時間 (t_2)

残流域面積区分により次の値を標準とする。 t_2 : 流入時間 (min)

残流域面積	2 km ² 以上	1~2 km ²	1 km ² 未満
流入時間 t_2	30分	20分	10分

(3) 平均雨量強度 (r)

r : 平均雨量強度 (mm/h)

確率年	適用地域	
	神戸地域 (瀬戸川、清水川、印籠川地域 除く)	神戸地域のうち (瀬戸川、清水川、印籠川地域)
30	$r = \frac{936.1}{t^{0.6} + 2.426}$	$r = \frac{736.9}{t^{0.6} + 1.521}$

(4) 流域面積 (A)

合理式法において用いる流域面積の決定に当たっては、流域界及び排水路系統等を十分調査するものとする。

(河道計画)

第54 河道は、計画高水流量以下の流量を安全に流下させるよう計画するものとし、また、河川の利用の増進、自然環境の保全及び河岸に沿う地域の土地利用の現状等についても配慮するものとする。

(1) 河道計画の手順

- ・ 河道の計画高水流量を設定する。
- ・ 改修を必要とする理由に応じ計画区間を設定する。
- ・ 計画の法線を設定する。
- ・ 河道の縦断形、横断形を設定する。
- ・ 改修効果の検討を行う。

(2) 流速公式

流下能力の計算は、河道の状況に応じて等流又は不等流計算を行うものとする。
また、平均流速公式は、一般にマンニング公式を用いる。

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

V : 流水断面の平均流速 (m/sec)

n : マニングの粗度係数

R : 径深 (m)

$$R = A \text{ (流水断面積)} / P \text{ (潤辺長)}$$

I : 水面勾配 (河床勾配)

平均流速 (V) は次の値を標準とする。

緩流河川 (二面張) 3.0m/sec

急流河川 (三面張) 4.0m/sec

(3) 粗度係数 (n)

マンニング公式の粗度係数は、河道の流下能力を算定する場合には次の値を用いるものとする。

一般河道 (二面張) 0.030

一般河道 (コンクリートブロックによる護床工あり) 0.0275

素掘河道 0.035

三面張河道 (函渠構造を含む) 0.025

(4) 河道の平面形

a. 河道のルート選定

改修を必要とする計画区間において、現河道沿いルートを中心にして、必要があれば新川開削を組み込んだルートと比較検討し、最良の河道改修ルートを選定するものとする。

b. 法線

法線は沿川の土地利用状況、洪水時の流況、現況の河道、将来の河道の維持工事費等を検討し、できるだけなめらかになるように定めるものとする。

c. 湾曲部の形状

湾曲部を設ける場合は、水位上昇、洗掘、堆積等の現象を十分考慮して安全性をもたせるように計画するものとする。このためには、法線の曲率半径や湾曲部の拡幅及び反曲線部に留意すること。

d. 支川の合流点形状

支川の合流点の形状は、原則として本川になめらかに合流する形状とする。
支川の計画高水流量が本川に比して極めて小さく、本川に対する合流の影響が小さい場合にはこの限りではない。

(5) 計画高水位

計画高水位は、計画高水流量、河道の縦断形、横断形と関連して定めるが、沿川ので盤高を上回る高さを極力小さくするものとする。

a. 本川の背水区間内における支川の計画高水位

本川の背水区間内の支川の計画高水位は、次の水位のいずれか高いほうを基準にして定める。

- ・ 本川が計画高水位であって、支川は本川のピーク流量に対応する合流量が流下する場合に背水計算によって求められる水位（流量は本川の計画高水流量に対応する支川流量）
- ・ 支川から計画高水流量が合流するときの本川流量に対応する本川水位を出発水位として、背水計算によって求められる水位（流量は支川の計画高水流量）ただし、本川の計画高水流量に対して支川のその比が比較的小さいような場合には、本水位に代えて支川の計画高水流量に対応して、等流計算によって求められる水位とすることができる。

b. 湾曲区間等の計画高水位

河道の湾曲等による水位上昇が無視できない場合には、水位上昇を考慮して計画高水位を定めるものとする。

(6) 河道の縦横断形

a. 計画河床勾配

計画河床勾配は、計画流速、計画横断形を考慮して定める。

b. 計画河床高

計画河床高は、計画河床勾配、計画横断形と関連させて堤内地盤高を考慮して定めるが、地下水水位、用水の取水水位、既設の重要構造物の敷高等にも配慮するものとする。

c. 河道の横断形

- ・ 計画横断形

河道の計画横断形は一般に単断面掘込河道とする。

- ・ 川幅

川幅は、計画高水流量に応じて、河川の縦断勾配、地形、地質、沿川の土地利用状況、視覚的なバランス等を勘案して定めるものとする。

- ・ 水深及び断面

水深は、計画高水流量に応じた川幅で、計画流速以内となるように定めるものとする。

(河川構造物計画)

第 55 河川構造物計画については、次によるものとする。

(1) 堤防

a. 完成堤防の定義

完成堤防とは、計画高水位に対して必要な高さとし、更に必要に応じ護岸（のり覆工、根固工等）等を施したものをいう。

なお、堤防の天端高さと計画高水位との高さの差を余裕高という。

b. 高さ

堤防の高さは、計画高水位に余裕高を加算した高さとする。

c. 余裕高

- ・ 堤防の余裕高は、0.6メートル以上とする。
- ・ 支川の背水区間においては、堤防の高さが合流点における本川の堤防の高さより低くならないよう堤防の高さを定めるものとする。

d. 天端幅

- ・ 堤防の天端幅は、3.0メートル以上とする。
- ・ 支川の背水区間においては、堤防の天端幅が合流点における本川の堤防の天端幅より狭くならないよう定めるものとする。

(2) 管理用通路

堤防には、河川の巡視、洪水時の水防活動等のために、次に定める構造の管理用通路を設けるものとする。

ただし、これに代わるべき適当な通路がある場合にはこの限りでない。

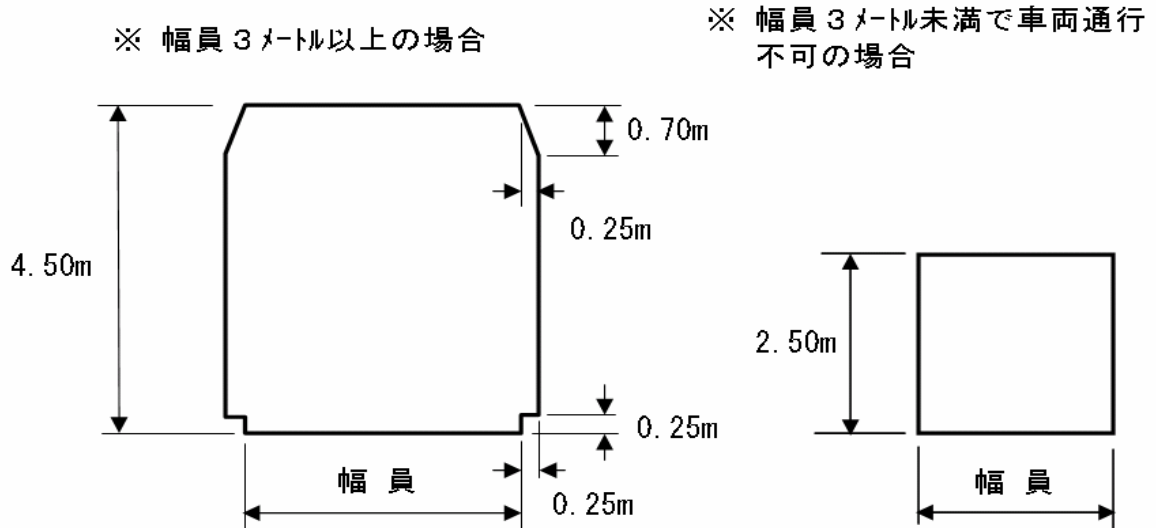
a. 幅員

- ・ 幅員は原則として両岸とも3メートル以上で、堤防の天端幅以下の適切な値とすること。ただし、これによりがたい場合は、川幅によって以下の幅員とすることができる。

- ・ 川幅が 5 メートル未満の場合は、兩岸とも 1 メートル以上とする。
- ・ 川幅が 10 メートル未満の場合は、片岸が 3 メートル以上でもう片岸は 1 メートル以上とする。

b. 建築限界

- ・ 建築限界は下図に示すところによること。



c. その他

- ・ 河川管理用通路の用地については、市に帰属すること。
- ・ 河岸には、原則として転落防止柵（高さ 1.1 メートルを標準）を設置する。
- ・ 河川敷地と民有敷地との境界には、境界杭（コンクリート杭、壁、金属プレート等）を設置する。

(3) 護岸

a. 基本

河川改修を行なう場合、高水時の表のり面を保護するため、原則として護岸工を施工するものとする。護岸の計画に当たっては、河状及び縦断形、土質等を考慮して施工箇所、延長、工法を決定する。

b. 高さ及び根入れ（H a）

護岸は原則として、計画高水位に余裕高を加えた高さまでとする。

根入れの深さは、高水時の河床の洗掘に対して十分に安全なものとする。

一般部	$H a = 1.0 \text{ m}$
河床張を施工する場合	$H a = \text{河床張の厚さ}$
護床ブロックを施工する場合	$H a = 0.5 \text{ m}$
岩盤の場合（硬岩）	$H a = 0.3 \text{ m}$
〃 （軟岩）	$H a = 0.5 \text{ m}$
落差工直下流護岸及び水衝部	$H a = 1.5 \text{ m}$ （河床が土砂の場合）
〃	$H a = 1.0 \text{ m}$ （護床ブロックを施工する場合）

c. 工法の選定

護岸工法は、計画箇所の地形、地質、沿川の土地利用状況、自然環境を考慮して選定する。

(4) 床止め

a. 形状及び方向

床止めの平面形状は、原則として直線とする。また、その方向は、高水時の流水の方向を考慮して、原則として床止め下流の流水の方向に直角とするものとする。

b. 高さ等

- ・ 床止めの天端の高さは、一般に計画河床高と一致させるが、その高さ（床止め工による河床の落差をいう）は、2メートル以内を標準とする。
- ・ 床止めの本体の両端は、堤防、高水敷等に十分に嵌入させる。
- ・ 床止めの下流には、必要に応じ水叩きを設ける。

(5) 他の公共施設等との交差

a. 一般的基準

河川との交差は、橋梁構造を原則とする。止むを得ず橋梁形式が採用できない場合は、河川を函渠構造とする。未改修河川にあつては、将来改修計画断面を考慮した断面とする。また、必要に応じて管理用通路等も考慮する。

b. 函渠構造を採用するときの基準

・ 設計流量

函渠構造部の設計流量は、原則として計画で配分される計画高水流量の130パーセント流量以上とするものとする。

・ 計画断面

計画断面は、設計流量の流下に必要な断面積のほかに15パーセント以上の空隙

率を確保するものとする。

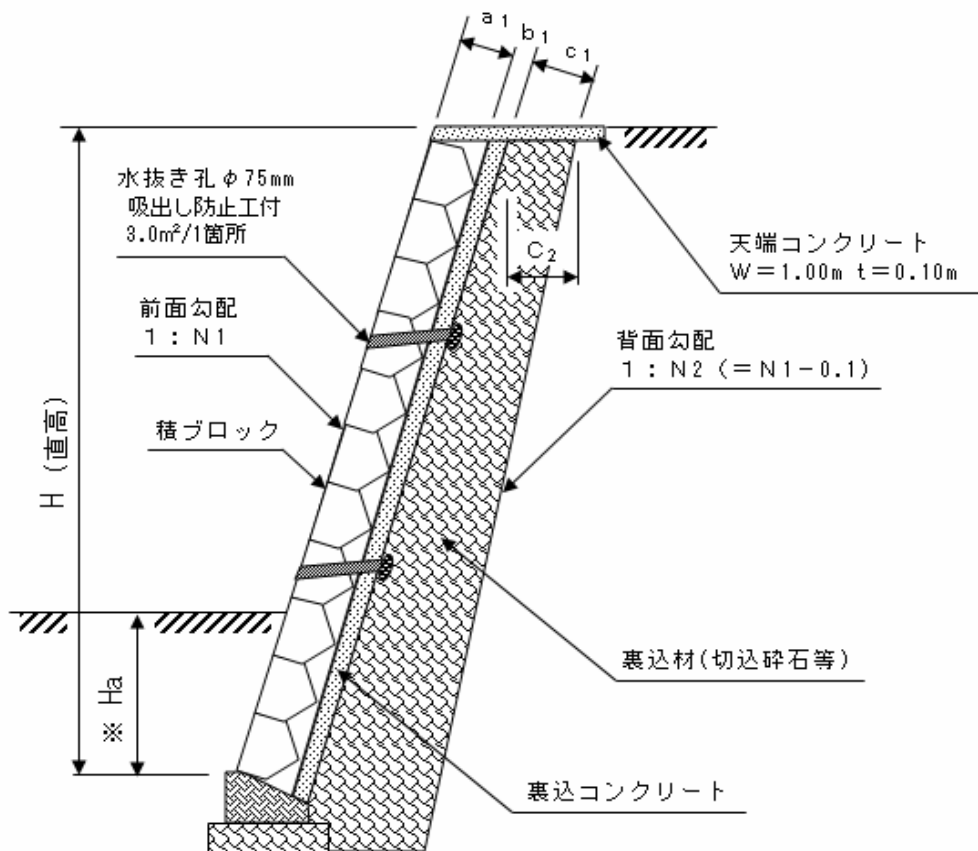
- ・ 設計流速、縦断勾配

設計流速、縦断勾配は、開渠部と同等とする。(落差工は可能な限り設けない)

- ・ 本体構造

鉄筋コンクリート構造とする。鉄筋のかぶり厚は設置場所の状況により、将来の維持管理を考慮し決定するものとする。

(6) ブロック積(石積)護岸工標準図及び寸法表



※Haは(2)護岸のb.高さ及び根入れの項目に記載

注意事項

- 一般には裏込コンクリートは入れない。
 - ・ 裏込コンクリートが必要な場合とは、背面土質が砂質等で吸い出しを受け易い場合、及び軟弱地盤で護岸の安定上必要な場合
 - ・ 兼用工作物で輪荷重の影響を著しく受ける場合
- 鉛直方向目地の間隔は20メートル以下にすること。
- 擁壁背面の水抜きにも特に注意し、水抜きパイプのφ75ミリメートル程度のもの

を 3.0 平方メートルに一箇所設けること。(水抜きパイプは、吸出し防止工を施工すること)

d. 擁壁天端が田及び道路等で、天端部分の裏込材料が不要の場合は天端から $h = 50$ センチメートル省略することができる。

寸法表

(単位:mm)

H (直高)	N 1	1 : 0.3	1 : 0.4	1 : 0.5	共 通	共 通	1 : 0.3	1 : 0.4	1 : 0.5
	L (mm) : 法長				a1 (控長)	b1 (裏コン)	U i (裏込土の状態) N2 C1 C2		
1,000	1,044	1,077	1,118	350	100	U1 (裏込土が良好)			
1,500	1,566	1,616	1,677	350	100	N2=N1-0.1 C1=200			
2,000		2,154	2,236	350	100	C2=210	C2=215	C2=225	
2,500		2,693	2,795	350	100	U2 (裏込土が普通)			
3,000		3,231	3,354	350	100	N2=N1-0.1 C1=300			
3,500			3,913	350	150	C2=315	C2=325	C2=335	
4,000			4,473	350	150	U3 (裏込土が不良)			
4,500			5,031	350	150	N2=N1-0.1 C1=400			
5,000			5,590	350	150	C2=420	C2=430	C2=450	

(洪水調整池)

第 56 開発区域面積が 3000 平方メートルを超え、かつ、雨水流出増が生じる造成工事を伴う開発行為において、開発工事完了後の雨水流出量が下流河川（水路）の流下能力（比流量）から算定される許容放流量を超えないよう洪水調整池を計画するものとする。

(市有水路の改修)

第 57 開発に関連して市有水路を改修する場合は、第 55 から第 57 に示す河川の改修基準に準拠し計画するものとする。ただし、管理用通路については、改修後の水路の内幅が 1 メートル未満の場合は、片側に幅員 75 センチメートル以上の通路を、また、水路の内幅が 1 メートル以上の場合は、片側に幅員 1 メートル以上の通路を確保するものとし、原則として管理用通路は舗装するものとする。ただし、この管理用通路で拡幅した用地については、市に帰属することは求めない。

第 7 章 消 防 水 利

(配 置)

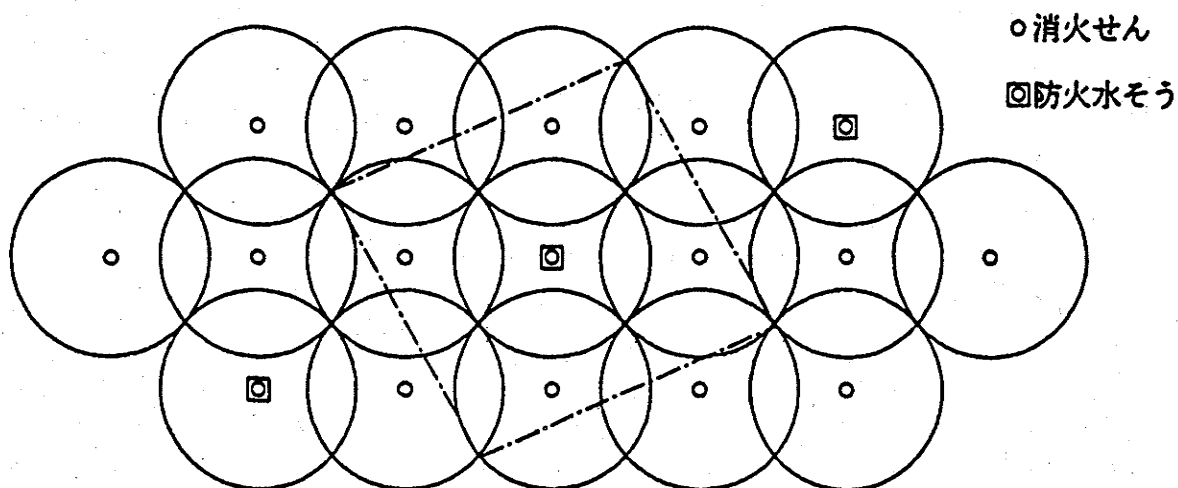
第 58 消防水利は、表 7-1 により既設水利の位置及び種別を考慮して、消火栓のみに偏することのないよう配置するものとする。

表 7-1 消防水利の設置基準

防火対象物から 1 の水利に至る距離	商業地域、近隣商業地域、 工業地域、工業専用地域	80 メートル
	上記以外のすべての地域	100 メートル
消火栓と防火水槽の比率	消火栓 4 : 防火水槽 1	

2 防火対象物から 1 の水利に至る距離とは、水利を中心とした円の半径を指し、基準配置を図示すれば図 7-1 となり、円内に施行区域がすべて含まれるよう配置するものとする。

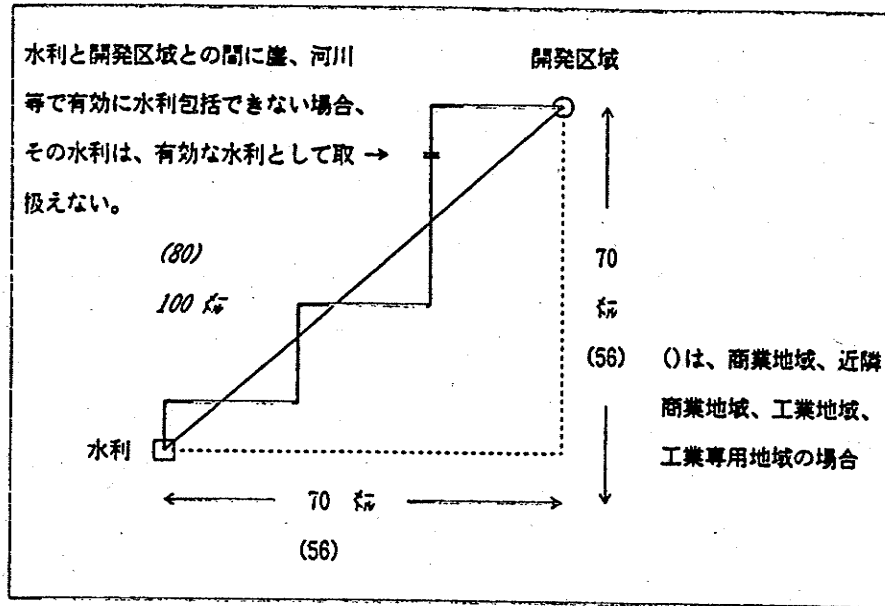
図 7-1 消防水利の配置



3 開発区域面積が 2 ヘクタール以上の場合、消防水利の一を防火水槽とし、10 ヘクタールごとに一の防火水槽を加えるものとする。

4 水利の半径は、次図のホース延長と到達距離の関係から適正に導かれるものとし、消防水利と開発区域の間に河川、軌道等によって有効にホース延長できない場合、その消防水利は有効な消防水利として取り扱わないものとする。

表 7-2 ホース延長



(帰 属)

第 59 防火水槽及びその附帯設備（用地を含む。）は、本市に帰属するものとし、その事務手続きは、別に定める「都市計画法による開発許可申請の手引」によるものとする。

ただし、やむをえない理由があると認めるときは、開発者において維持管理する防火水槽とすることができる。

(規 格)

第 60 防火水槽の規格は、次の各号によるものとする。

- (1) 貯水容量 40 立方メートル以上とし、プレストレストコンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの二次製品防火水槽（消防庁認定仕様）とする。
- (2) 水槽の構造は、円形若しくは箱型の有蓋地下式で、漏水防止を完全にする。詳細については、表 7-3 及び表 7-4 による。

表 7-3 防火水槽の規格

1 形状等

- (1)貯水容量は 40 m³以上とする。
- (2)プレストレストコンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの、二次製品防火水槽（消防庁認定仕様）とする。
 - ①二次製品防火水槽とは、工場において生産された部材を使用して建設される防火水槽をいう。
 - ②消防庁認定仕様とは、消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 3 年 4 月 22 日消防第 96 号）に定める規格に適合する仕様をいう。
- (3)二次製品防火水槽の区分は、有蓋地下式のⅡ型（総重量 196.13 k N {20 t f}）の自動車荷重が載荷されるもの、又は、Ⅲ型（総重量 245.17 k N {25 t f}）の自動車荷重が載荷されるものとする。
- (4)一槽式で老衰のおそれのない構造とする。
- (5)底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有するものとする。
- (6)水槽の深さは底部ピットの部分を除き地表面から 4.5m 以内とする。また、地表面から水槽上部までの距離（土被り）は 1m とする。

2 底設ピットは次のとおりとする。

- (1)採水管直下、及び吸管投入孔の直下に設ける。
- (2)一辺の長さ 60cm、又は直径 60cm 以上で、かつ、深さ 50cm 以上とする。

3 吸管投入孔（人孔）

- (1)頂版部には 1 又は 2 の吸管投入孔を設ける。
- (2)吸管投入孔蓋は、下記の仕様を満足し、神戸市消防局の承認を受けるものとする。
 - ①一辺の長さ 60cm、又は直径 60cm である。
 - ②蓋に「防火水槽」の表示があり、エポキシ樹脂で黄色に塗色してある。
 - ③適用荷重 T-20 以上である。
- (3)吸管投入孔には、タラップまたは梯子を設ける。
また、転落防止ネットを設ける。
- (4)吸管投入孔首部は、直径 90cm とする。

表 7-4 防火水槽の規格

4 水利標識

消防車が取水のために停車する位置には水利標識を設ける。

5 採水口設備

- (1) 採水口設備を設置し、吸管投入孔を地上に出す。
- (2) 採水口設備は神戸市仕様とする。
- (3) 消防車が防火水槽（吸管投入孔）に近接でき、消防隊が容易に取水できる場合には採水口設備を省略することができる。

6 用地

- (1) 水槽用地は、他に使用する目的のない専用土地とする。

専用土地は水槽の周囲外壁から 1m 以上の空地までの面積を有し、地表面はインターロッキング舗装とする。

敷地境界は境界標で明確にし、用地柵を設置する。

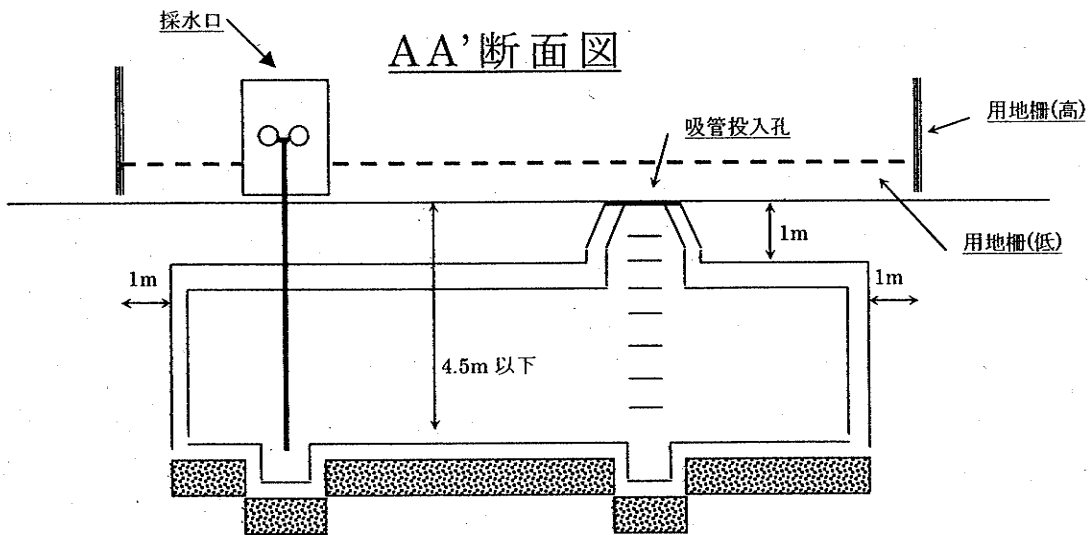
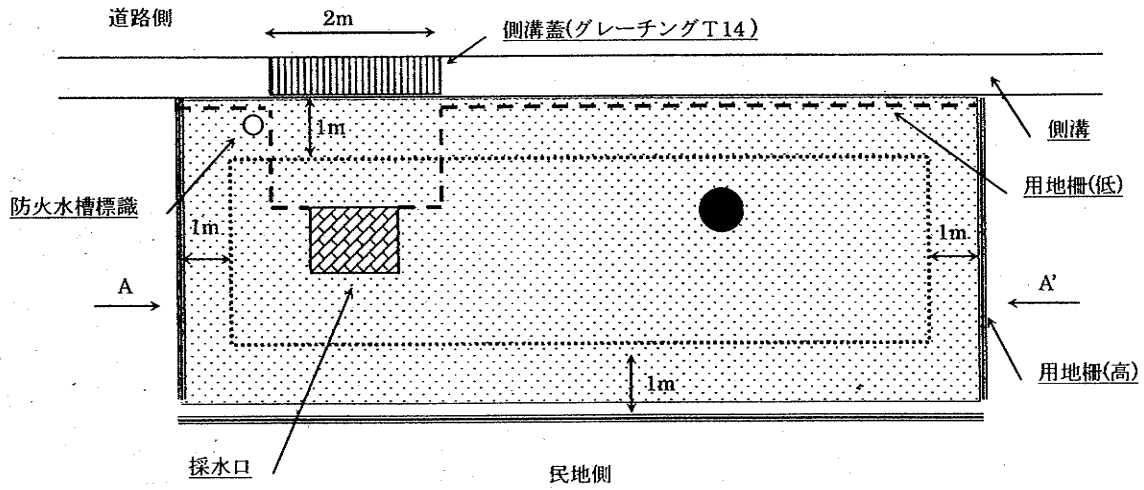
- (2) 水槽用地には、のり面及び擁壁を設けない。

7 参考図

- | | | |
|-----|---------|--------------------------|
| (1) | 図 7-2 | 防火水槽構造図（採水口設備付） |
| (2) | 図 7-3-1 | 吸管投入孔構造図 |
| (3) | 図 7-3-2 | 消防水利標識 |
| (4) | 図 7-4-1 | 採水口設備構造図 |
| (5) | 図 7-4-2 | 採水口（KY-2） |
| (6) | 図 7-5-1 | 防火水槽用地柵（民地側等） |
| (7) | 図 7-5-2 | 防火水槽用地柵（道路側）・インターロッキング舗装 |
| (8) | 図 7-5-3 | 境界標柱図 |
| (9) | 図 7-5-4 | 境界標設置要領 |

図7-2 防火水槽構造図

平面図



凡例			
用地柵(低)	— · — · —	防火水槽躯体	□ (dotted)
用地柵(高)	====	インターロッキング舗装	□ (dotted)
防火水槽標識	○	採水口	□ (hatched)
吸管投入孔	●	側溝蓋	□ (vertical lines)
		栗石	□ (stippled)

図7-3-1 防火水槽標準図

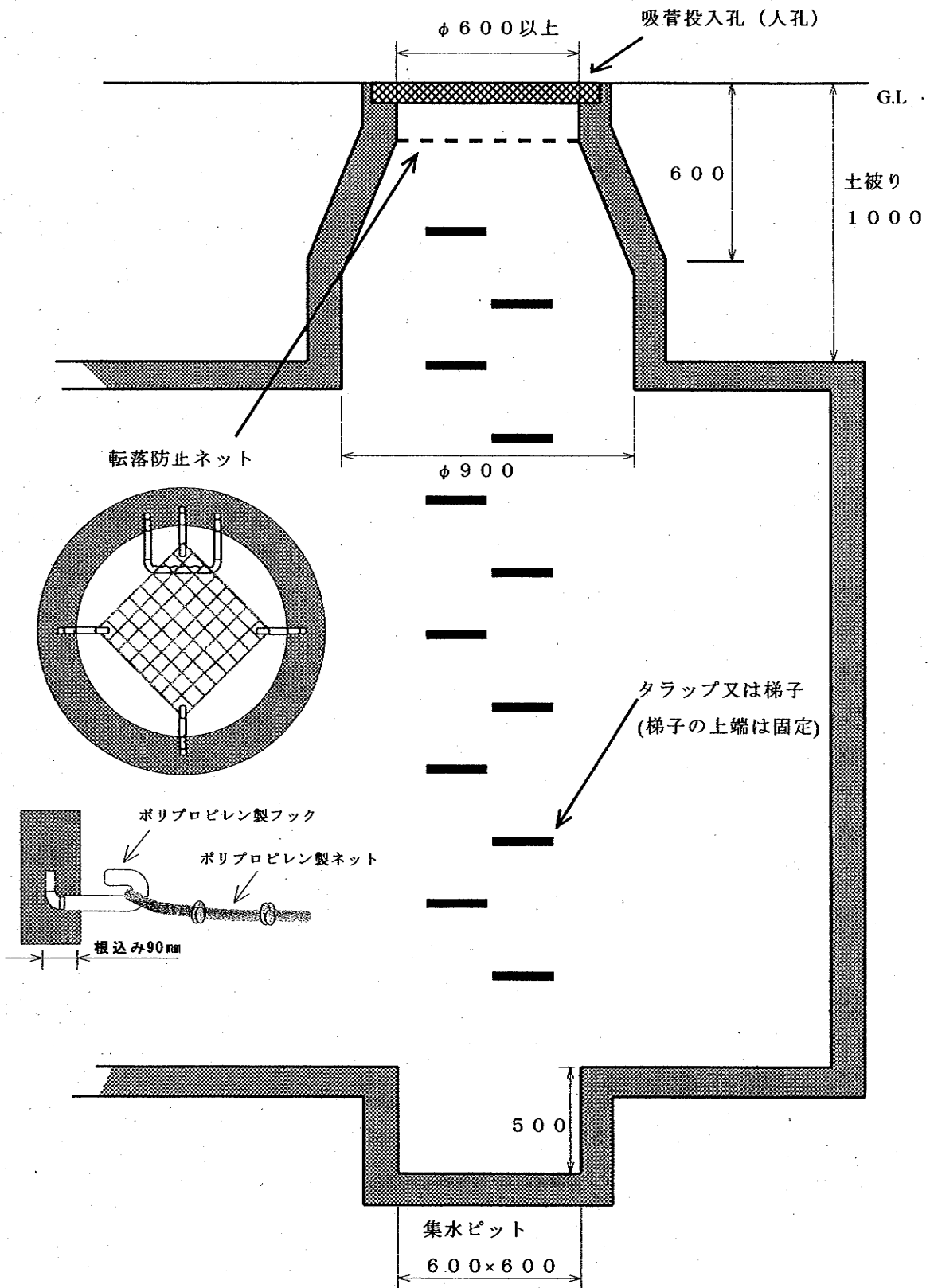
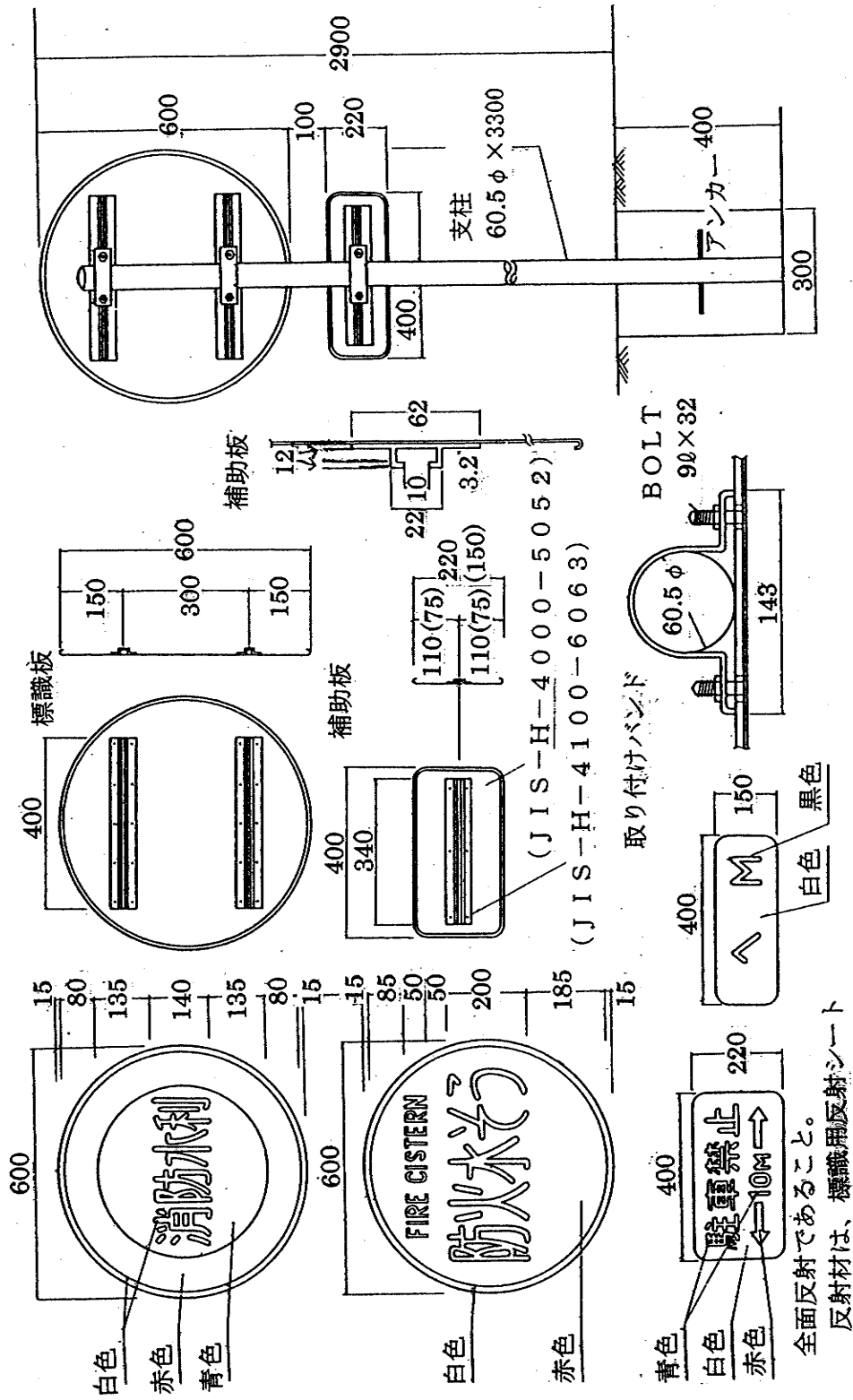
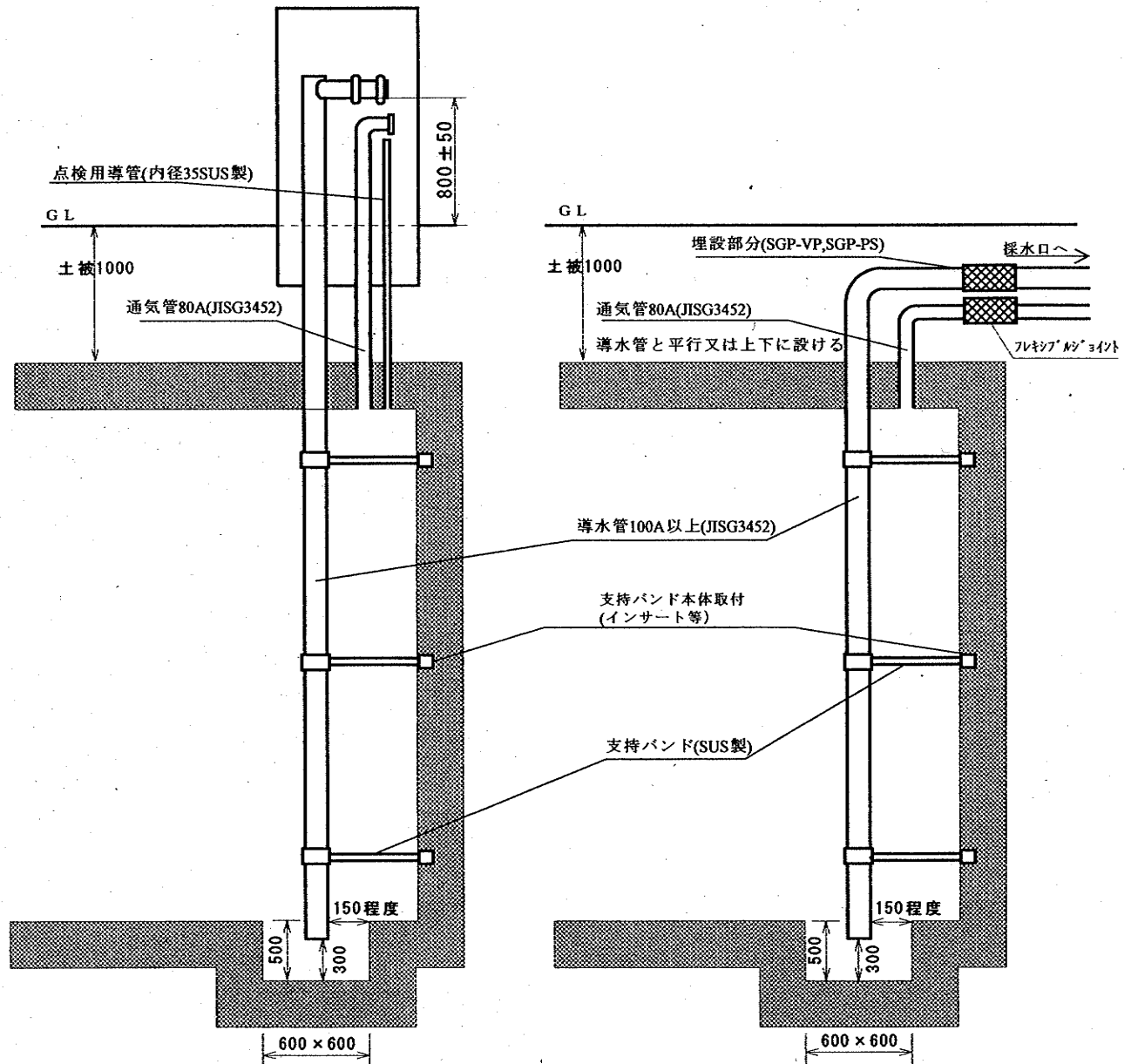


図7-3-2 消防水利標識



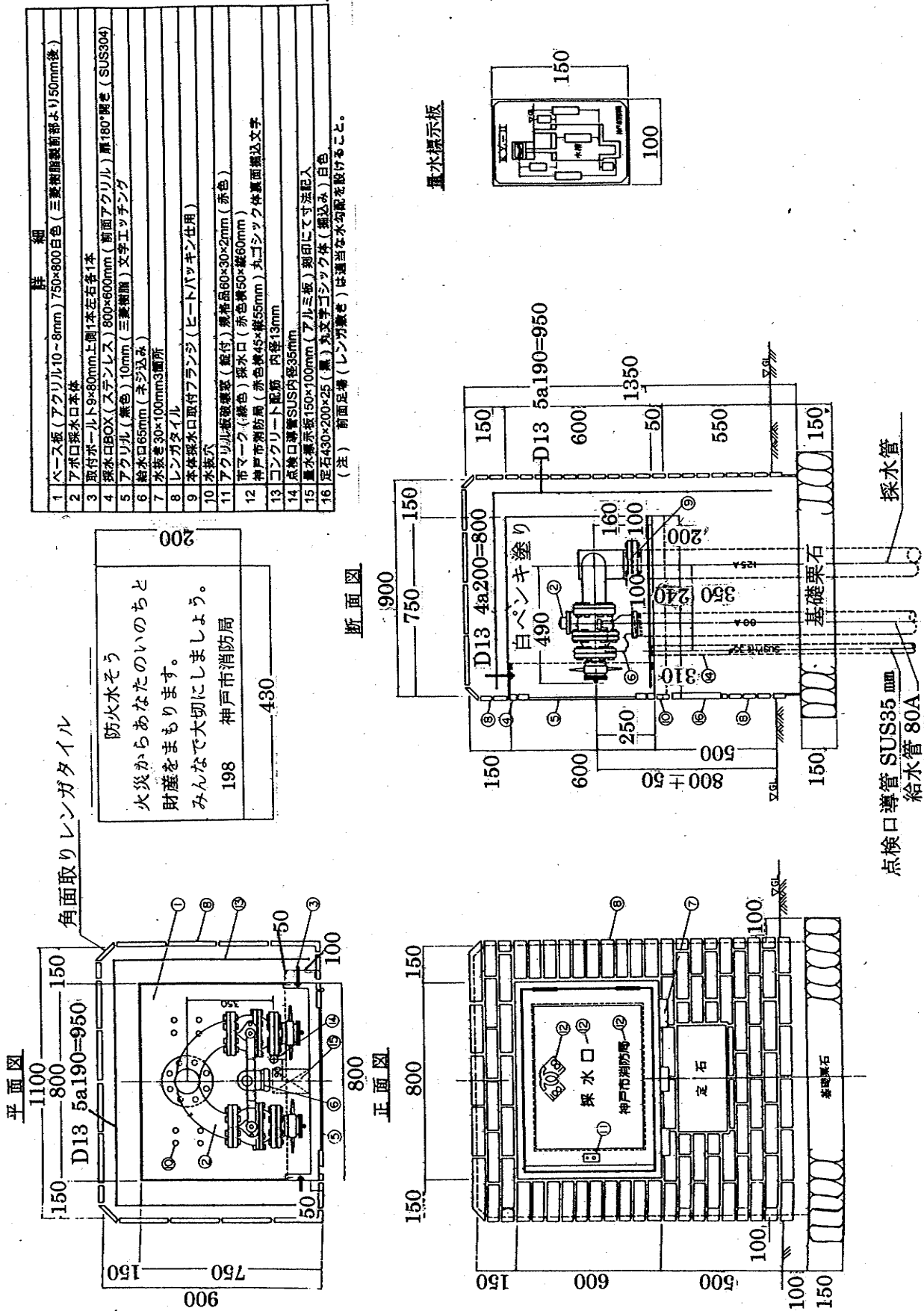
支柱は溶融亜鉛メッキ
(400g/m²以上)

図7-4-1 採水口設備構造図



- ・導水管を1本設ける場合は、下端を集水ピットの中心に下ろすこと。2本以上設ける場合は、それぞれの導水管をピット側面より15cm程度離すこと。
- ・導水管の口径は、採水口が一口の場合100mmを標準とし、二口の場合125mmを標準とする。

図7-4-2 採水口 (KY-2)

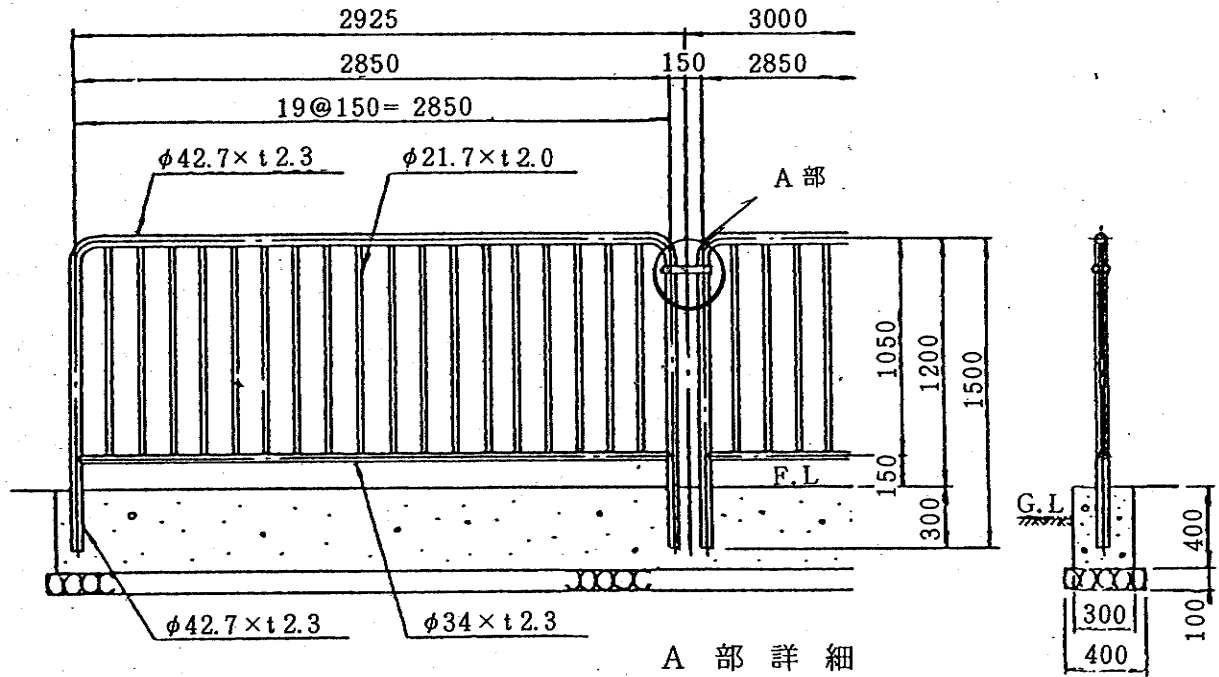


詳	細
1	ベース板(アクリル10-8mm) 750×800白色(三菱樹脂製前部より50mm後)
2	アボ口採水口本体
3	取付ポールの9×80mm上側1本在右各1本
4	採水口BOX(ステンレス) 800×600mm (前面アクリル) 扉180°開き (SUS304)
5	アクリル(黒色) 10mm (三菱樹脂) 文字エッチング
6	給水口65mm (ネジ込み)
7	水抜き30×100mm3箇所
8	レンガタイル
9	本体採水口取付フランジ(ヒートパッキン仕用)
10	水抜き
11	アクリル樹脂製蓋(取付) 標準品60×30×2mm (赤色)
12	市マーク(緑色) 採水口(赤色横50×縦60mm)
13	神戸市消防局(赤色横45×縦55mm) 丸ゴシック体裏面横込文字
14	コンクリート配筋 内径13mm
15	点検口導管SUS内径35mm
16	量水指示板150×100mm(アルミ板) 刻印にて寸法記入
17	定石430×200×25(黒)丸文字ゴシック体(縦込み)白色

(注) 前面足輪(レンガ製)は適当な水勾配を設けること。

図7-5-1 防火水槽用地柵 (民地側等)

防火水槽用地さく仕様



A部詳細

基礎工

m当り	
名称	数量
コンクリート	0.120 m ³
型 枠	0.800 m ²
栗 石	0.040 m ³

床 掘	0.18 m ³
埋 戻	0.06 m ³
残 土	0.12 m ³

※ 溶融亜鉛メッキ
(400 g/m²以上)

STK51	φ42.7×t2.3	2.29 kg/m
STK41	φ34×t2.3	1.80 kg/m
STK41	φ21.7×t2.0	0.97 kg/m

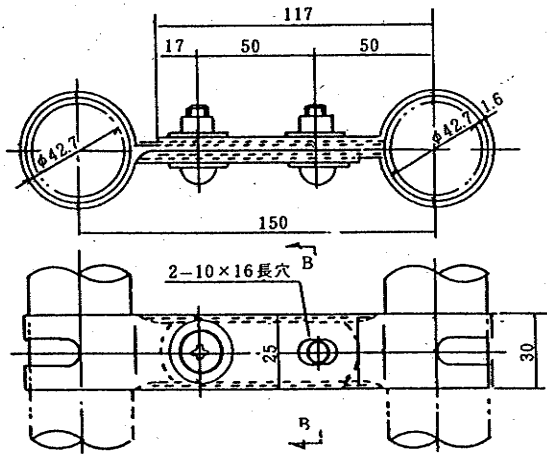
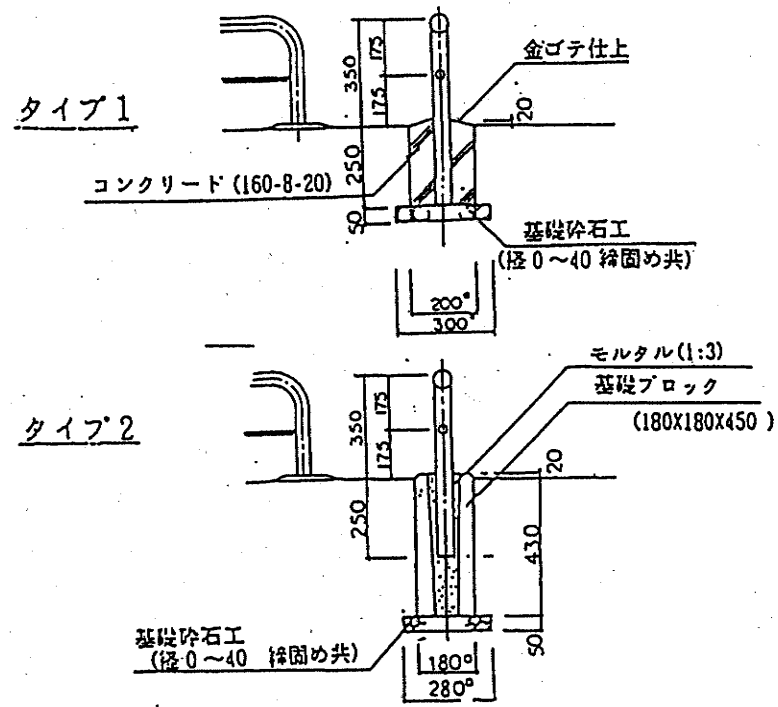
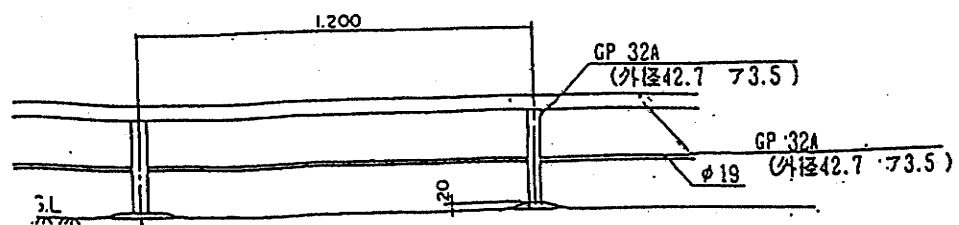


図 7-5-2 防火水槽用地柵 (道路側)・インターロッキング舗装

防火水槽用地柵仕様



鋼材は錆止1回、OP (白色) 2回塗りとする。
鋼材接合部は溶接止の上見え切り部分はケレン仕上とする。

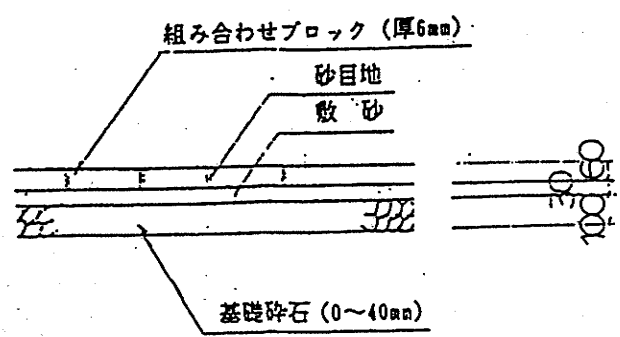


図7-5-3 境界標柱図

マーク朱色 単位 mm

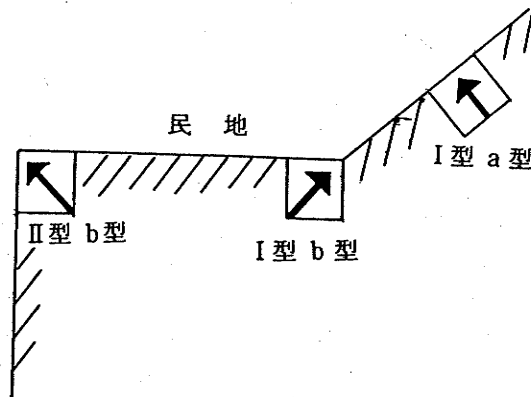
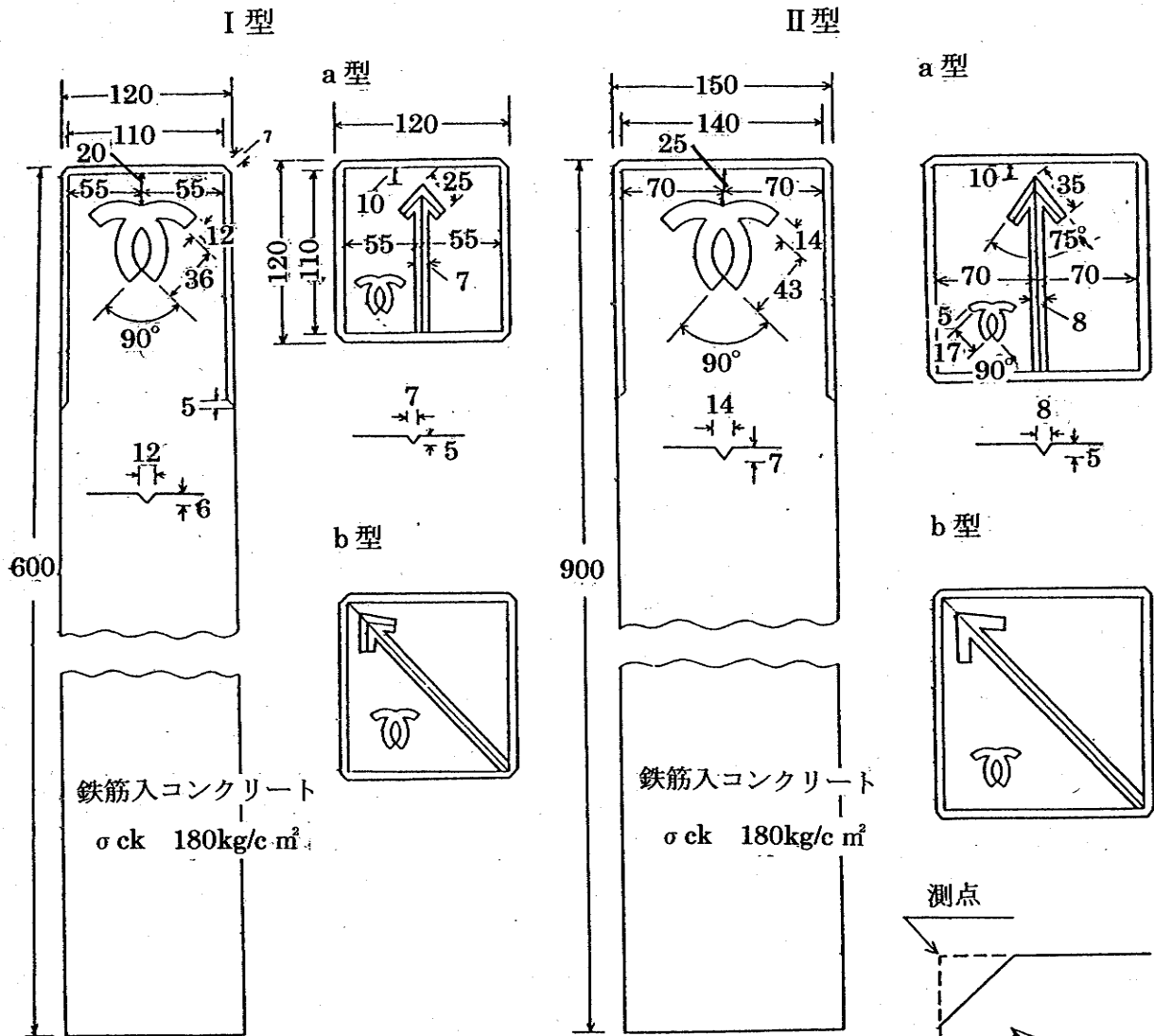


図 7-5-4 境界標設置要領

1 定義

境界標とは神戸市（消防局）が管理することとなる防火水槽用地の敷地境界を明確にするために設置する標柱又はこれに代わる境界点の標示者（明示板等）をいう。

2 規格

(1) 境界標は次によるものとし、上部に神戸市のマーク（朱色）を彫刻する。

名称	たて	よこ	高さ	材料	埋設	備考
I型 境界標柱	12cm	12cm	60cm	鉄筋コンクリート	1.0cm 露出	仮杭 表面一辺 5cm の正方形 長さ 45cm 上部 15cm 朱色の木杭
II型 境界標柱	15cm	15cm	90cm	鉄筋コンクリート	15cm 露出	

(2) 明示板の規格及び埋設

ア 明示板（60×60）はアルミ合金製でペーパー仕上げとする。

イ 埋設方法は、埋込ボルト及び裏面をモルタル又は接着剤（ボンド）を使用し、埋設すること。

ウ 明示板のマークは標柱の項に準拠する。

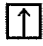
3 設置基準


(1) 境界標設置基準

ア 境界標はさきに仮杭を打ち、係員の立会いを受けて隅、角その他適当な位置に露出させコンクリート等で堅固に埋設する。

イ II型境界標柱は角度が 135 度以下の隅、角に使用し、その他は I 型境界標柱を用いる。

ウ 境界標柱の標示は a、b 型に区分し、その使用方法は、次のとおりとする。（参考図参照）

① a 型（側面型 ）：直線部分の中間点

② b 型（角型 ）：境界区域の変化点

(2) 明示板の設置基準

境界標は標柱の設置を基本とするが、次の場合については、明示板（プレート板）を設置してよいものとする。

ア 道路境界が U 型側溝（トラフ）等の構造物で標柱の入らない場合。

イ 曲線部の始点、終点及び中間点以外の変化点

ウ 構造物側面に設置する場合

エ 直線部の中間点

オ その他構造物の形状により、標柱の設置が困難と思われる場合で主管課と協議できたもの。

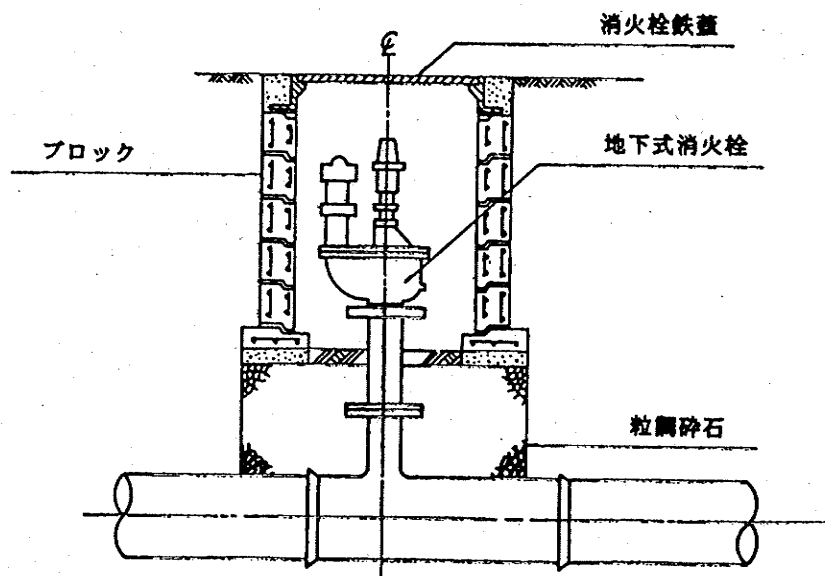
4 敷地の状況により境界標を後退して建て込む場合、その後退距離を彫刻すること。

2 消火栓の規格は、次の各号によるものとする。

(1) 吐水量は、毎分 1 t 以上・連続 40 分以上を有することとする。

(2) その他消火栓の基準については水道局の基準による。

図 7 - 6 消火栓室標準図



(協 議)

第 61 消防水利に関するその他の詳細については、神戸市消防局と協議するものとする。

第 8 章 防 災 計 画

第 1 節 宅 地

(調 査)

第 62 開発計画に当たっては、開発区域及びその周辺の地形、地質状況並びにその開発の規模に応じて土質調査、地下水調査、気象調査等を事前に行い、設計、施工及び管理の対策をたてるとともに、施工中、施工後の確認調査を行うものとする。

2 調査に当たっては、次の各号について考慮するものとする。

(1) 開発区域及び開発区域周辺の土地が、軟弱な地盤、がけ崩れ、出水のおそれの多い土地でないかどうか、地表踏査によりあらかじめ調査するものとする。

なお、がけの崩壊の状態、その他の状況により過去の災害の有無を調査するものとする。

(2) 地表踏査により把握した資料に基づき、開発計画に適合した土質調査方法を選択し、土質分布図及び土質、地層縦断図を作成するものとする。

(3) 地下水調査は、土質調査と同時に行いボーリングによる地下水位の測定、付近の井戸の状況により地下水面の等高線を描いた地下水面図を作成するものとし、必要に応じ、水質検査を行うものとする。

(計 画)

第 63 防災計画に当たっては、開発区域内及びその周辺の状況並びに開発規模に応じて、次の各号について考慮するものとする。

(1) 開発行為の設計が他の関係法令に適合しているとともに、施工法及び工程が、その地形、気象条件等からみて、適正に計画されており、必要な防災措置が考慮されているものとする。

(2) 地盤は悠久な歴史をもち、複雑な過程と構成を経て、安定を保っているものであり、開発行為が自然のバランスを破ることのないよう、事前の調査に基づき、地盤の安定性、強度について検討し、必要な対策を講じるものとする。

(3) 施工に際して不慮の土質変化、湧水、地盤の沈下、地盤のバランスの変化、障害物の発掘等があった場合は、その状況に即応して災害の防止に対処できるよう設計者、施行者、両者間の意志の伝達をはかるものとする。

(土木及び擁壁)

第 64 土木及び擁壁の設計・施工は、「宅地造成等規制法施行令」及び「神戸市宅地造成等規制法施行細則」の技術基準に基づいて行うものとする。

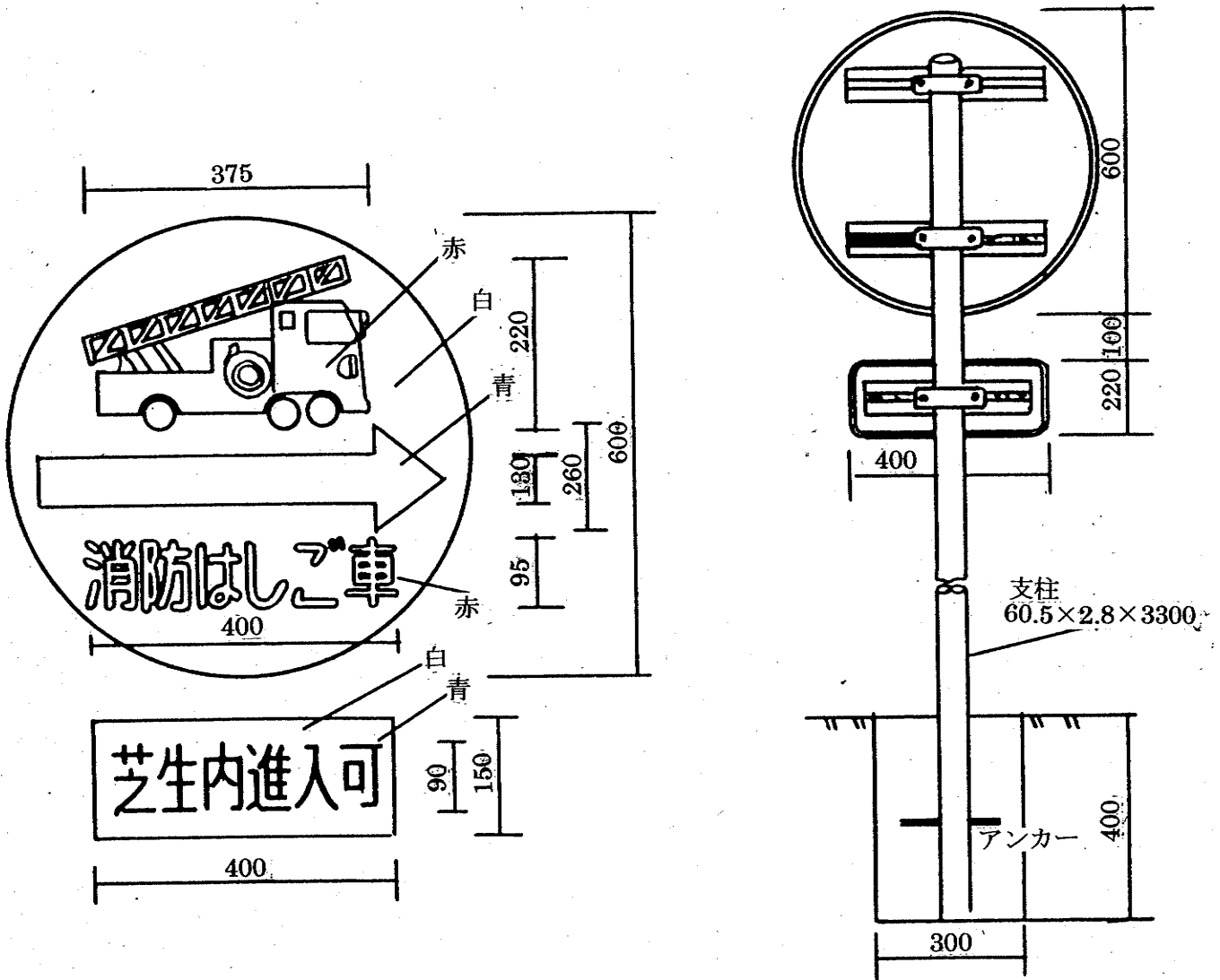
なお、宅地造成工事規制区域外で計画する場合についても、これに準じて行うものとする。

第 2 節 建 物

第 65 中高層建築物(4階建以上のもの)への消防はしご車等が進入するための通路は、幅員 5m 以上、勾配 5% 以下とし、総重量 20 トンの車両が通行可能な地盤支持力を有する他道路構造令に準拠するものとする。但し、31 メートル以上の建築物の場合は、幅員 6 メートル以上確保するものとする。

- 2 消防はしご車等が活動するための空地は、30m 級はしご車にあつては 5m×12m、50 メートル級はしご車にあつては 6m×12m とする。
- 3 通路の地盤面から高さ 4 メートル以内には、消防はしご車等の進入に支障となる工作物等を設けないものとする。
- 4 一般車両の通行を禁止する通路の進入口には、図 8-1 の標識を掲げるものとする。

図 8 - 1 消防はしご車進入路標識規格



標識板，補助板

材質は防錆加工を施した厚さ 0.1 mm の耐触アルミニウム合金板 (J I S H 4000 A 5052 - H 34) を用いること。
補助板は耐触アルミニウム (J I S H 4100 A 6063 - T 5) を用いること、標示は本標識板及び補助板の表面は
全面反射で反射板は (スコッチライト印シート) とし真空圧着機を用いて貼付ける。

取付バンド (厚さ 3 mm 幅 40 mm) 耐触アルミニウム (J I S H 4100 - A 6063 - T 5) 製とし取付ボルト (直径 9 mm)
は溶融亜鉛メッキを施したものをを用いること。

支 柱

外径 60.5 mm 厚さ 2.8 mm 長さ 3300 mm (J I S G 3444) 一般構造用炭素鋼管 (S T K 41) とする。

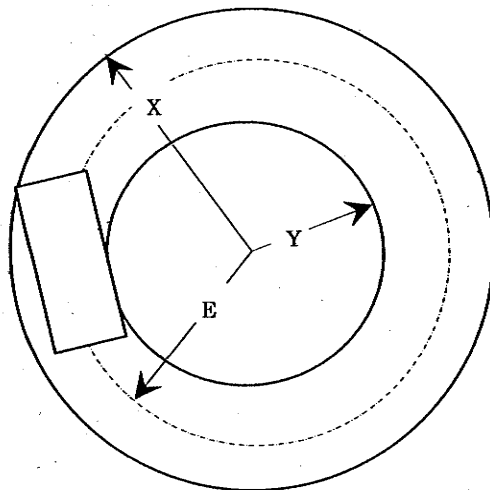
基 礎

支柱の周囲に 300 × 300 × 400 のコンクリート又はブロック固定しアンカーを一ヶ所設ける。

(隅 切)

第 66 通路の隅切は、表 8-1 により確保するものとする。

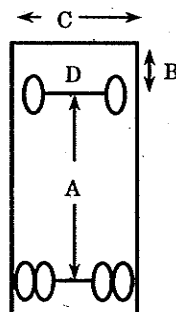
表 8-1 車両の最小回転半径に必要な用地の算出式



$$X = \sqrt{(A+B)^2 + \left(\sqrt{E^2 - A^2} + \frac{C-D}{2}\right)^2} \quad \text{外周の半径}$$

$$Y = \sqrt{E^2 - A^2} - \frac{C+D}{2} \quad \text{内周の半径}$$

- A ホイルベース
- B フロントオーバーハング
- C 車幅
- D トレッド(フロント)
- E 最小回転半径

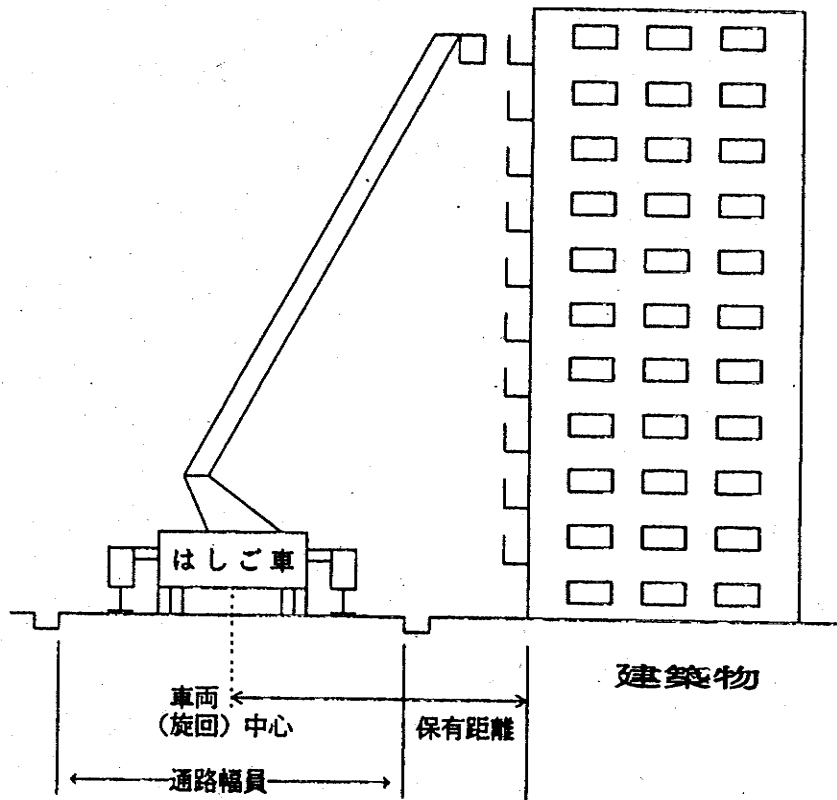


	消 防 ポ ン プ 車	30m 級 消 防 は し ご 車	50m 級 消 防 は し ご 車
A	4.4	5.15	5.75
B	1.115	2.28	3.10
C	2.32	2.49	2.495
D	1.61	2.0	2.1
E	8.3	9.5	8.1
全 長	7.6	9.93	11.3
X	9.247	11.086	10.5
Y	5.073	5.738	4.0
総 重 量	9.185	19.9	19.9

(保有距離)

第 67 通路は、建築物からの保有距離が、その階数に応じそれぞれ表 8-2 の範囲となるよう配置するものとする。

表 8-2 保有距離



保有距離は、「はしご車使用範囲図」(図 8-2、図 8-3) により活動上有効に確保し、はしご車使用限界を超えないこと。

図8-2 はしご車使用範囲図 (30m級)

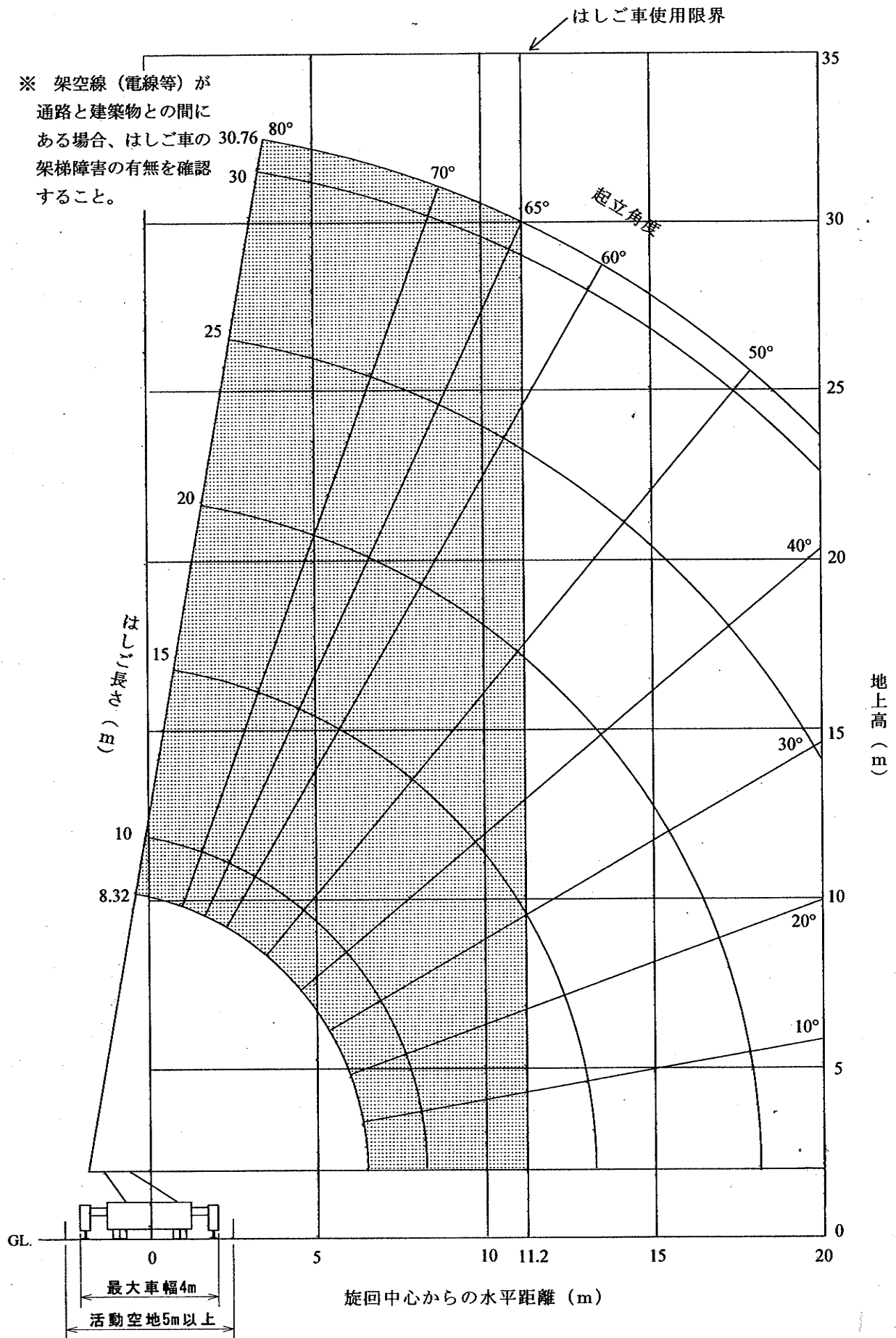
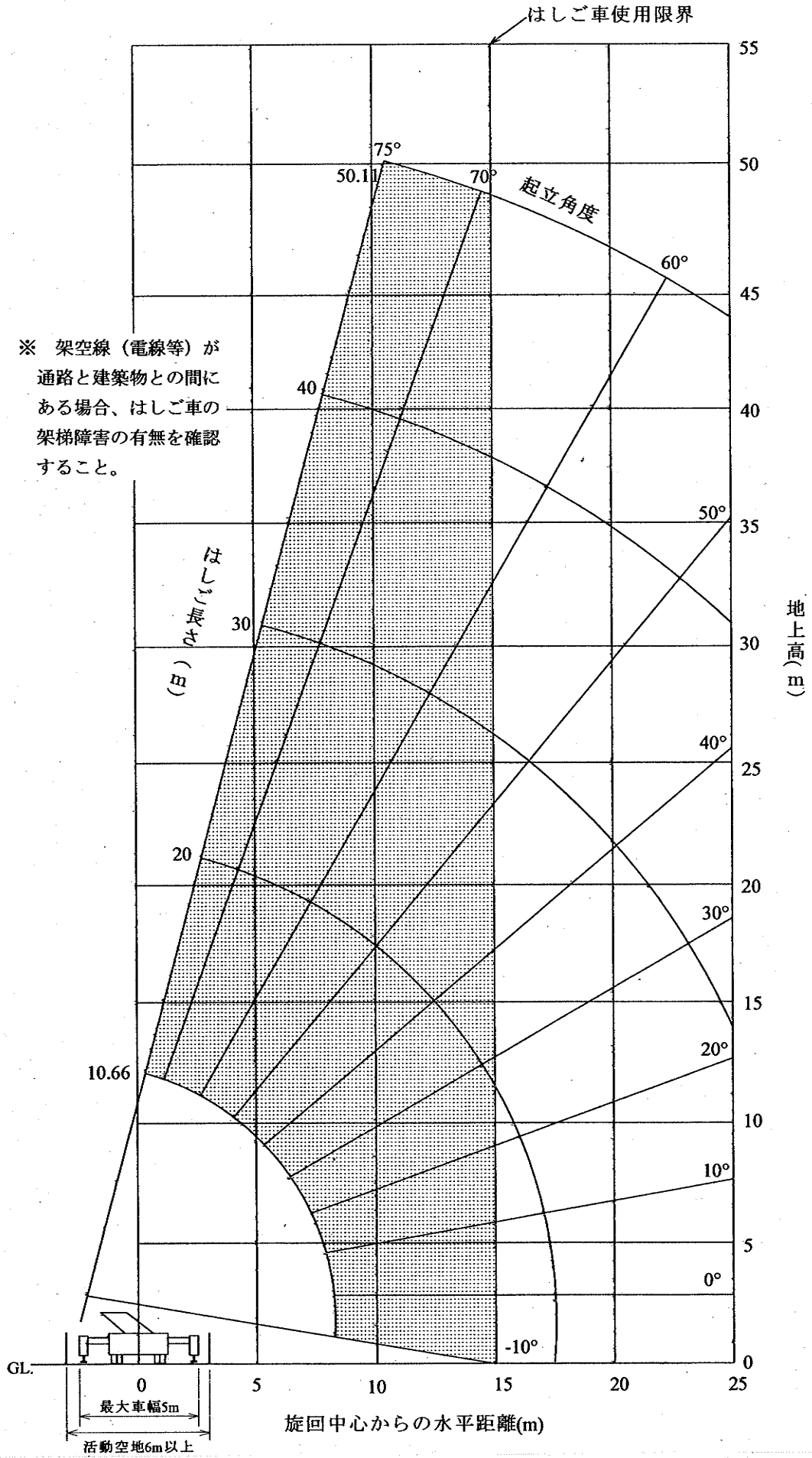


図8-3 はしご車使用範囲図 (50m級)



(消防はしご車の通路等の特例)

第 68 開発基準第 12 第 2 項に規定する通路等を確保することが、開発区域もしくはその周辺の状況等により極めて困難であると認められる場合には、消防隊進入のための設備等を設けることにより、これに代えることができるものとする。

第 9 章 公 害（水質保全）

（浄化槽の設計基準等）

第 69 浄化槽の設計基準及び浄化槽からの放流水質基準等は、「神戸市浄化槽の指導要綱」（昭和 63 年 4 月）によるものとする。

2 同一開発区域内の建築物に係る浄化槽は、原則として一か所とする。ただし、やむを得ず分割設置とする場合でも、それぞれの浄化槽が、同一開発区域内のすべての建築物に係る処理対象人員に基づく放流水質基準に適合する性能を有するものとする。

（紛争の処理）

第 70 処理水の放流等に起因して生ずる紛争は、すべて施行者又は浄化槽管理者の責任において解決するものとする。

第 10 章 環 境 事 業 施 設

(ごみ等の集積施設)

第 71 ごみ等の集積施設は、次の各号に掲げる予定建築物の用途区分に応じ、表 10-1 の基準に従い設置するものとする。

- (1) 一般住宅にあつては、家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃・資源ごみ）専用のものであるものとする。
 - (2) 住宅とそれ以外の用途に供される複合建物にあつては、家庭系ごみとそれ以外のごみ（事業系ごみ）とは明確に区分できるような構造にすること。
 - (3) 上記以外の建物・構築物等の施設にあつては、排出したごみをしや閉する等、環境衛生上支障のないような措置を講ずるものとする。
- 2 前項に規定するごみ等の集積施設の詳細については、環境局と協議するものとする。

表 10-1

用途区分		基 準		
一般住宅	可燃ごみ	独立住宅	(1)設置数	20戸に1カ所を原則とする。
			(2)面積	原則として間口3.0m以上、奥行き1.5mの長方形とする。
			(3)位置	ア) 設置位置：道路と同一平面でかつ長辺が接する。 イ) 道路幅員：幅員6m以上の道路に面することを原則とする。 ウ) 配置：宅地の高低道路勾配及び予想交通量等による居住者の動線安全性を勘案し利用範囲がおおむね100m以内とし、かつ作業車両の進行方向が同一となるよう配置し、原則として通路は通り抜けができるものとする。
			(4)構造	ア) 材質：床はコンクリート造りとするとともに美観にも留意する。 イ) 排水：掃除のため排水できるものとする。 ウ) 溝ふた：道路に接する部分に溝のあるときは、取りはずし可能なふたを設けるものとする。 エ) 壁：道路面以外の3方に高さ1m以上のものを設けるものとする。
	集合住宅	(1)収集方法	ア) 原則として50戸以上は、コンテナ収集とする。	
			イ) 50戸未満は、パッカー収集とする。	
		(2)設置数	1区画に1カ所を原則とする。	
		(3)面積	コンテナ収集においては、10戸当たりコンテナ1.2台（コンテナ1台当たり、間口1m、奥行き2m確保）の割合で換算し、計画戸数に応じて必要個数を設置するものとする。 パッカー収集においては、原則として間口2.7m以上、奥行き1.5mの長方形とする。	
	(4)位置・構造	ア) 独立住宅のものに準ずる他、水栓を設けるものとする。 イ) コンテナ収集で溝のふたをグレーチングとする場合は、細目のグレーチングとすること。		
	資源ごみ・不燃ごみ		(1)設置数	100戸に1カ所を原則とする。
(2)面積			原則として間口5.0m以上、奥行きを2.0mの長方形とする。	
(3)位置・構造			可燃ごみ集積施設に準じる。 壁の上部にフェンスなどを設置する。	
複合建物	家庭系ごみ	可燃ごみ 不燃・資源ごみ	一般住宅の可燃ごみ、不燃・資源ごみに準じた位置・面積及び構造を確保する。	

注 1 複合建物における家庭系ごみ以外のごみ（事業系ごみ）並びに一般住宅にも複合建物にも属さない建物・構築物等の施設から排出されるごみについては、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例・規則等に見合った位置・面積及び構造を確保すること。

（し尿）

第 72 し尿は、し尿処理施設等により処理方法を講ずるものとする。

第 11 章 公益施設用地

(公益施設用地)

- 第 73 公益施設用地は、位置・擁壁・配水路・地盤高・進入路・法面・石積・植樹等の点について、当該公益施設の建設計画の趣旨にふさわしい形状に造成するものとする。
- 2 公益施設用地の造成計画については、関係部局と十分な協議を行うものとする。

第 12 章 雑 則

(自然地の保存、回復)

- 第 73 の 2 開発区域内において保存すべき自然地は、自然林、地域のランドマークとなりうる樹木及び樹林並びに池沼、河川と接する樹林等を対象とするものとする。
- 2 保存すべき自然地は、地形及び植生を考慮して、樹林の安定した生育が確保できる規模のものとする。
- 3 開発によって生じた法面等の裸地は、防災上支障のない限り、安定した自然を回復するため、植樹等により樹林の形成を図るよう努めるものとする。
- 4 植栽する樹種の選定には、潜在自然植生構成種を考慮するものとする。

(空閑地の緑化)

- 第 73 の 3 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業における空閑地の緑化の植栽量については、次の式により求められる数量を基準とするが、敷地及び建物の形態等を考慮して決定するものとする。なお、植栽計画にあたり高木：中木：低木＝1：3：15 及び低木：地被植物（草本性植物は除く）＝1：5（本数換算）の読替えを可能とする。ただし、原則として高木がなくなる読替えはしないものとする。

高木（高さ 3.0m 以上）本数＝植栽本数算定面積×1 本／10 m² 以上

低木（高さ 0.3m 以上～1.0m 未満）本数＝植栽本数算定面積×5 株／1 m² 以上

植栽本数算定面積は、

ア 指定建ぺい率 60% 以下の場合

$$\text{開発区域面積（又は敷地面積）} \times (1 - \text{基準建ぺい率}) \times \frac{3}{10}$$

イ 指定建ぺい率 80% の場合

開発区域面積（又は敷地面積）× $\frac{5}{100}$ とする。

2 区域内に現存する樹木は可能な限り保存や移植に努めること。

（建築物の緑化）

第 73 の 4 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業においては開発区域内の建築物の屋上や壁面の緑化を図れるよう、併せて集合住宅においては草花等によるベランダ緑化を図れるよう構造上配慮するものとする。

（適用の特例）

第 74 この基準に適用することが、開発区域の地形、地質、開発の規模、付近の状況、その他から著しく不相当と認められる場合には、市長は、特別の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この改訂技術基準は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この改訂技術基準の施行期日までに、開発事業の施行に関して、行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のもの又は市長が特に必要と認めるものは、従前の例による。

（現技術基準の廃止）

3 現技術基準（昭和 45 年 12 月 1 日）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この技術基準は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。

ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この技術基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この技術基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

開発事業に伴う公共施設等の整備に関する要綱

一部改訂	昭和 51 年 4 月 1 日	一部改訂	昭和60年 4 月 1 日
一部改訂	昭和 52 年 9 月 10日	一部改訂	平成 3 年 6 月 1 日
一部改訂	昭和 55 年 1 月 1 日	一部改訂	平成 7 年 4 月 1 日
一部改訂	昭和 57 年 12月 10日	一部改訂	平成10年 10月 1 日
一部改訂	昭和 58 年 5 月 1 日	一部改訂	平成20年 10月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この要綱は、開発事業に伴う公共施設等の整備に関する負担基準を定めることにより、無秩序な宅地開発及び過密な中高層等の住宅建設による生活環境の悪化を防止するとともに、神戸市域内の開発事業がすべて計画的に行われ、良好な住宅環境が形成されることを厳しく要請し、もって本市の均衡ある健全な発展を図り、市民の福祉に寄与することを目的とする。

(適用対象事業)

第 2 この要綱は、宅地開発又は中高層等の住宅建設等を目的とする次に掲げる事業で都市計画法第 7 条第 1 項に定める市街化区域内において行われるものを対象とする

- (1) 都市計画法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 10 号に掲げる都市計画施設の整備に関する事業
- (2) 都市計画法第 12 条第 1 項第 1 号（公共団体区画整理補助事業を除く。）から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事業
- (3) 都市計画法第 29 条第 1 項本文の規定に基づく 500 平方メートル以上の開発行為
- (4) 公有水面埋立法による埋立事業
- (5) 40 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によって、その戸数分を除く。）以上の住宅建設事業（都市計画事業に関連して施行される事業を除く。以下同じ。）ただし、第 12 の規定については 20 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によって、その戸数分を除く。）以上の住宅建設事業。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、この要綱を適用しないことができる。

- (1) 都市再開発法による市街地再開発事業
- (2) 住宅地区改良法による住宅地区改良事業

(定 義)

第 3 この要綱において「開発事業」とは、第 2 に規定する適用対象事業をいう。

2 この要綱において「施行者」とは、開発事業を施行する者をいう。

3 この要綱において「公共施設」とは、道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、水路及び消防水利施設をいう。

4 この要綱において「公益施設」とは、本市が設置する行政施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、交通施設、環境事業施設その他公益上必要な施設をいう。

(遵守義務)

第 4 開発事業の施行者は、この要綱並びに別に定める神戸市開発基準及び技術基準の規定を遵守するものとする。

第 2 章 公共施設の整備

(基本原則)

第 5 開発事業の施行に伴い設置を必要とする公共施設（開発区域外において設置を必要とするものを含む。）については、施行者が自己の負担において整備する。なお、公園、上水道、下水道及び河川については、第 6 から第 9 までに定めるところによる。

(公園)

第 6 独立住宅の建設を目的とする施行者は、0.3 ヘクタール以上の規模の開発事業の施行に伴い、開発区域面積の 3% 以上かつ最低面積 150 平方メートル以上の公園を整備するものとする。

2 集合住宅の建設を目的とする施行者は、0.3 ヘクタール以上の規模の開発事業の施行に伴い、開発区域面積の 3% 以上かつ計画人口 1 人当たり 1 平方メートル以上の公園を整備するものとする。ただし、公園の面積は 150 平方メートル以上とする。この場合、算出される公園面積が開発区域面積の 6% を超えるものにあつては、公園整備面積を開発区域面積の 6% とすることができる。

3 土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業・開発行為等により面的な整備がなされ、既に公園が適正に確保された区域内（ただし、周辺緑地の区域は除く。）で、計画戸数が既に計画された戸数から 40 戸以上増加する開発行為又は住宅建設事業を行う場合にあつては、増加する計画人口 1 人当たり 1 平方メートル以上の公園を整備するものとする。ただし、公園の面積は 150 平方メートル以上とする。

4 住宅以外の建設を目的とする施行者は、5 ヘクタール以上の規模の開発事業の施行に伴い、開発区域面積の 3% 以上の公園を整備するものとする。

5 0.3 ヘクタール以上の規模の集合住宅の建設を目的とした開発事業で算出される公園面積が 500 平方メートル未満となるもの及び 5 ヘクタール以上の規模の住宅以外の建設を目的とする開発事業において、本市が配置、維持管理等について適当と認めたものにあつては、公園整備を当該建築敷地内における当該算出面積以上の公園に準ずる緑地広場の整備に代えることができる。緑地広場とは、公開された空地として位置づけられた、公共への帰属を伴わない自主管理公園をいう。緑地広場の敷地は、周辺の住民も利用できるように原則として公道に面するよう配慮し、1 箇所ですとまりのある広場のイメージがあること。ただし、面積は 150 平方メートル以上とする。

6 集合住宅の建設を目的とした開発事業で公園整備が必要となる場合における当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等に関する建築基準法の適用の特例について

は、別に定めるところによる。

(上水道)

第 7 施行者は、神戸市水道条例、その他水道事業管理者の定めるところにより給水に必要な費用を負担するものとする。

(下水道)

第 8 開発事業の施行に伴い必要とする下水道施設（開発区域外において必要とする連絡管路等を含む。）の設置及び当該下水道施設を本市公共下水道管理者に移管するまでの間の維持管理については、施行者が自己の負担において行うものとする。

2 汚水管路を本市公共下水道に接続するとき又は接続することが予定されているときは、施行者は、別に定める公共下水道の整備に関する開発者負担要綱により費用を負担するものとする。

(河川)

第 9 施行者は、開発事業の施行に伴い河川を改修する必要がある場合は次に定める区間を自己の負担により改修するものとする。

(1) 当該河川が改修済河川である場合 全区間

(2) 当該河川が未改修河川である場合

ア 開発区域内及び隣接部 その全区間

イ 開発区域外 未改修区間延長 × $\frac{\text{開発区域面積}}{\text{河川流域面積}}$ により算出される延長で市

長の指定する区間及び当該河川の状況により市長が特に必要と認めて指定する区間

2 当該河川に係る本市の改修事業計画がある場合は、前項に規定する改修を次の算式による施行者負担金に代えることができる。

$$\text{施行者負担金} = \text{河川改修事業費} \times \frac{\text{開発区域面積}}{\text{河川流域面積}}$$

3 当該開発により下流に被害が予想されるときは施行者は、全区間河川改修が完成するまでの間、開発区域内で流出量の調節を図り、下流の被害を防止するものとする。

4 施行者は、市長が必要と認める場合は、河川維持用水を確保するための調整池を設け、緑地として整備するものとする。

第 3 章 公益施設の整備

(公益施設の用地等)

第 10 次に掲げる開発事業（人口集中地区内を除く。）の施行者は、公益施設（交通施設を除く。）のための用地として、別表で定める割合の面積の用地を 1 平方メートル当たり 2 万円で本市に譲渡するものとする。ただし、平成 30 年 9 月 30 日までに完了検査を経た計画人口が 8,000 人未満の開発事業の施行者においては、当該用地を本市に譲渡することを要しない。

(1) 第 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業（開発区域面積が 1 ヘクタール未満の事業を除く。）

(2) 第 2 第 1 項第 5 号に掲げる事業。

2 公益施設の設置のため前項で定める割合をこえて用地を必要とするときは、そのこえる部分に係る用地を造成原価等を標準として本市に譲渡するものとする。

3 前 2 項の規定により本市に譲渡する用地の位置については、市長が施行者と協議して定める。

4 公益施設の設置上必要な場合には、第 1 項の用地を本市において処分することができる。

5 本市が、開発区域内で公益施設用地の確保を不相当と認めた場合は、第 1 項の規定にかかわらず、金銭（公益施設用地面積（平方メートル）に近傍類地の 1 平方メートルあたりの価格（ただし、1 平方メートル当たり 2 万円を差し引く。）を乗じて得た価額）に代えることができる。

6 開発事業の施行に伴い開発区域外において緊急かつ新たに公益施設用地を確保する必要がある場合は、施行者は、本市が指定する用地の確保について市長との協議に応じるものとする。この場合において本市は、当該用地の提供をもって第 1 項の規定に基づく公益施設用地の全部又は一部に代える。

(義務教育施設の不足に対する措置)

第 10 の 2 本市は、第 10 第 1 項に掲げる事業が、人口集中地区内で施行されることにより、義務教育施設に著しく不足を生じると認めるときは、施行者に対し、その事業の施行の延期その他必要な措置をとらせることができる。

(交通施設)

第 11 開発事業の施行に伴い交通施設を整備する必要がある場合には、施行者は、交通

事業管理者と協議し、必要な整備費等を負担するものとする。

(環境事業施設)

第 12 施行者は、ごみ集積施設を自己の負担において整備するものとし、その施設及び敷地の所有の形態は民有を原則とする。

(集会所)

第 13 施行者は、神戸市開発基準第 43 に定めるところにより集会所を自己の負担において整備するものとし、その施設及び敷地の所有の形態は、民有を原則とする。この場合において施行者は、あらかじめ本市が必要とする施設との併設について協議するものとする。

第 4 章 雑 則

(駐 車 場)

第 14 集合住宅の建設を目的とした開発事業にあたっては、施行者は神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定による駐車場施設の確保に関する指導に従うものとする。

2 自転車等の駐車場需要が予想される開発事業にあつては、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき、施行者は必要とする適正な自転車等の駐車場を整備するものとする。

(代替用地の協力義務)

第 15 施行者は、開発事業に関連して本市が施行する公共・公益施設の整備に伴い代替用地が必要となる場合その開発区域内に確保するための協議に応じるものとする。

第 16 (削除)

(その他の施設)

第 17 開発事業の施行に伴い本市が設置を必要と認める国、県、民間等の社会福祉施設及び教育施設の用地については、施行者において第 10 第 1 項に準じた措置を講じるよう努めるものとする。

2 施行者は、自己の責任において本市が指定する診療科目を有する医療施設を誘致するものとする。

3 施行者は、郵便局、派出所、購買施設等を設置する必要がある場合には関係機関等と十分協議し、居住者の利便が確保されるような措置を講じるものとする。

(運用基準の緩和)

第 18 既に開発がなされ又は開発中の区域内における開発事業に対する負担基準の適用については、この要綱その他によって負担又は確保された分を控除することができる。

2 戦災復興土地区画整理事業（都市改造事業を含む。）施行区域内の開発事業に第 6 の規定を適用する場合において、前項の規定により控除するときは、第 6 第 2 項本文に規定する数値に 2 分の 1 を乗じる方法を用いるものとする。

(運用の特例)

第 19 市長は、この要綱を適用することが開発区域の立地条件等からして著しく不相当と認める場合、土地区画整理法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が施行する

土地区画整理事業で特に必要と認める場合その他公益上特に必要と認める場合には、
施行者と協議の上、特別の定めをすることができる。

別 表

開発区域における 1 ヘクタール 当たり人口密度	開発区域面積に対する割合
100 人未満	0.5 パーセント
100 人以上 150 人未満	0.75 パーセント
150 人以上 200 人未満	1 パーセント
200 人以上 250 人未満	1.25 パーセント
250 人以上 50 人までごとに	1.25 パーセントに 0.125 パーセントを加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改訂要綱は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改訂要綱の施行期日までに、開発事業の施行に関して、行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のもの又は市長が特に必要と認めるものは、従前の例による。

(現要綱の廃止)

- 3 開発事業に伴う公共施設等の整備に関する要綱（昭和 45 年 12 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。